

昭和28年度 地方更生保護委員会事務処理状況 (2) (少年・成人)

決定事項の処理状況

事件種別	受理処理	(-) 受 理		(=) 処 理				(≡) 未 済		
		(い) 旧 受	(ろ) 新 受	(は) 計	(に) 審し て せ ず 理	(ほ) 棄 不 許 却	(へ) 許 可		(と) 計	
1 仮出獄	(1) 職 権 (法第29条の2)	少年 成人	— 325	1 18	1 343	1 341	— —	— 2	1 343	—
	(2) 申 請 (法第29条)	少年 成人	1,121 2,950	5,899 30,782	7,020 33,732	74 336	218 1,825	5,595 28,250	5,887 30,411	1,133 3,321
					(却下)					
2 仮退院	(1) 職 権 (法第29条の2)	少年 成人	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
	(2) 申 請 (法第29条)	少年 成人	831 —	8,084 —	8,915 (却下)	204 —	275 —	7,713 —	8,192 —	723 —
3 仮 出 場 (法 第 29 条)	少年 成人	— 6	8 142	8 148	— —	— 6	— 138	— 144	— 4	— —
	少年 成人	1 1	107 548	108 549	1 6	6 10	99 532	106 548	2 1	— —
4 保 護 観 察 の 停 止 (法第42条2の第1項)	少年 成人	— 1	23 548	23 549	— 6	— 10	— 532	— 548	— 1	— —
	少年 成人	— 1	23 75	23 76	— —	— —	— 75	— 75	— 1	— —
5 保 護 観 察 停 止 の 解 除 (法第42条の2第6項)	少年 成人	— 1	23 75	23 76	— —	— —	— 75	— 75	— 1	— —
	少年 成人	— —	1 8	1 8	— —	— —	— 8	— 8	— —	— —
6 保 護 観 察 停 止 の 取 消 (法第42条の2第6項)	少年 成人	— —	1 8	1 8	— —	— —	— 8	— 8	— —	— —

事件種別	受理処理	(-) 受 理		(=) 処 理				(≡) 未 済		
		(い) 旧 受	(ろ) 新 受	(は) 計	(に) 審し て せ ず 理	(ほ) 棄 未 許 却	(へ) 許 可		(と) 計	
7 審理の開始 (法第45条第1項)	(1) 少年院への 戻し収容につき	少年 成人	— (引致)	23 (引致)	23 (引致)	(留置) 21	— —	2 —	(留置) 23	— (引致)
	(2) 仮出獄の取 消につき	少年 成人	— (引致)	8 (引致)	8 (引致)	8 (留置)	— —	— —	8 (留置)	— (引致)
8 戻し収容の申請 (法第43条第1項)	少年 成人	3 —	127 —	130 —	7 —	(申請) 13	(申請) 105	125	5	—
9 仮出獄の取消 (法 第 44 条)	少年 成人	18 31	269 628	287 659	14 (却下)	7 22	256 (取消)	277 574	10 633	— 26
10 退 院	(1) 在院中申請 (法第47条)	少年 成人	3 —	47 —	59 —	(却下) 1	4 —	43 —	48 —	2 —
	(2) 仮退院中申 請 (法第47条)	少年 成人	13 —	249 —	262 —	(却下) 3	11 —	245 —	259 —	3 —
11 不 定 刑 の 終 了	(1) 在監中申請 (法第48条)	少年 成人	1 —	23 —	24 —	(却下) —	— —	20 —	4 —	24 —
	(2) 仮出獄中申 請 (法第48条)	少年 成人	— —	15 —	15 —	(却下) 1	— —	— —	14 —	15 —
12 総 計	少年 成人	1,991 3,314	14,884 32,219	16,875 35,533	335 723	556 1,878	14,106 29,579	14,997 32,180	1,878 3,353	— —

昭和28年分 保護観察状況

事項	受理人員		本年終結人員		年末現存人員			計		
	前年繰越	本年受理	計	他庁移送	保護観察中 保護実施	所不在 在明	法2よりの 第42条第1項に 規定する停止 保護の観 察停止			
家庭裁判所決定	男	47,369	17,339	19,328	1,757	41,031	1,539	116	937	43,623
	女	3,932	1,607	1,624	195	3,291	361	11	57	3,720
計		51,301	18,946	20,952	1,952	44,322	1,900	127	994	47,343
仮出獄	男	17,963	34,058	35,611	1,213	14,534	110	512	41	15,197
	女	279	598	662	16	183	3	13	0	199
計		18,242	34,656	36,273	1,299	14,717	113	525	41	15,396
仮退院	男	11,531	7,588	7,654	610	9,375	729	—	751	10,855
	女	1,205	849	712	103	1,017	178	—	44	1,239
計		12,736	8,437	8,366	713	10,392	907	—	795	12,094
刑執行[猶予]	男	264	103	167	14	(43) 172	7	—	7	186
	女	9	4	5	1	(3) 6	0	—	1	7
計		273	107	172	15	(46) 178	7	—	8	193
合	男	77,127	59,088	62,760	3,594	65,112	2,385	512	116	69,861
	女	5,425	3,058	3,003	315	4,497	542	13	11	5,165
計		82,552	62,146	65,763	3,909	69,609	2,927	525	127	75,026

刑執行猶予欄中、カッコ内は、1・2月より実施の新4号観察事件で内数を示す。

昭和28年度 保護観察終了の期間別

事件種類	保護観察期間別						計	平均観察期間	
	1月未	3月未	6月未	1年未	2年未	3年未			
1月	少年	46	90	220	683	3,784	3,656	26	9,617
	成人	458	905	922	636	264	79	0	3,271
6月	少年	347	551	630	1,013	1,103	516	2	4,269
	成人	0	0	0	11	21	30	4	87
7月	少年	851	1,546	1,772	2,343	5,172	4,281	32	17,244
	成人	3,198	5,325	4,230	1,936	689	280	10	15,721
12月	少年	4,049	6,871	6,002	4,279	5,861	4,561	42	32,965
	成人	29	86	155	419	4,580	4,675	38	11,335
12月	少年	354	635	549	588	214	39	0	2,382
	成人	356	475	436	924	1,190	554	2	4,097
12月	少年	740	1,196	1,142	1,933	6,003	5,307	44	17,899
	成人	3,129	4,933	3,378	2,214	852	276	6	14,899
12月	少年	3,869	6,129	4,520	4,147	6,855	5,583	50	32,798
	成人	75	176	375	1,102	8,364	8,331	64	20,952
12月	少年	812	1,540	1,471	1,224	478	118	0	5,623
	成人	703	1,026	1,066	1,937	2,293	1,070	4	8,366
12月	少年	1,591	2,742	2,914	4,276	11,175	9,588	8	35,143
	成人	6,327	10,258	7,608	—	1,541	556	16	30,620
12月	少年	7,918	13,000	10,522	—	12,716	10,144	92	65,763
	成人	—	—	—	—	—	—	—	—

昭和28年度 保護観察終了の事由調 (保護観察の成績)

事件種別	終了事由別	1月～12月				
		男	女	計		
少	家決 庭裁 判所 定	成績良好による解除	4,110	354	4,464	
		期間満了及び満令	12,954	1,130	14,084	
		取死	2,064	125	2,189	
		死亡その他	200	15	215	
		計	19,328	1,624	20,952	
	出 獄	良	期間満了	496	6	502
			稍普不	826	19	845
		良 通 良	期間満了	3,569	68	3,637
			稍普不	417	5	422
	取死	死亡	215	1	216	
その他		27	4	31		
	計	5,550	103	5,653		
退 院	退院	成績良好による退院	221	22	243	
		期間満了又は満令	6,506	644	7,150	
	取再死	収容	822	35	857	
		死亡その他	44	6	50	
	計	61	5	66		
	計	7,654	712	8,366		
年 刑 執 行 猶 予	良	期間満了	15	—	15	
		稍普不	27	—	27	
	良 通 良	期間満了	87	5	92	
		稍普不	22	—	22	
取死	死亡	13	—	13		
	その他	3	—	3		
	計	167	5	172		
	合 計	32,699	2,444	35,143		
成 人	出 獄	良	期間満了	2,984	40	3,024
			稍普不	4,081	89	4,170
		良 通 良	期間満了	20,503	390	20,893
			稍普不	1,808	18	1,826
取死	死亡	564	1	565		
	その他	121	21	142		
	計	30,061	559	30,620		
総	計	62,760	3,003	65,763		

二 恩 赦 課

(法務省組織令第32條)

所 掌 事 項

- 1 恩赦制度の調査研究に関する事項
- 2 特定の者に対する恩赦の調査及び実施に関する事項
- 3 政令による恩赦の立案及び実施に関する事項
- 4 前科の抹消に関する事項

業 務 の 実 施 状 況

1 個 別 恩 赦

本28年度に取扱つた事件は昭和27年4月28日の講和恩赦の際に定められた特別恩赦基準による上申事件の繰越と同年11月10日の立太子の礼に際し閣議決定された特赦基準特別減刑基準及び特別復権基準による上申事件がその大部分を占めている。

処理状況は別表のとおりであるがこれを簡単に説明すると次のとおりである。

受理人員は合計4,624人でその内訳は旧受(講和恩赦の繰越)が1,433人、新受中立太子礼の恩赦上申が3,032人、常時恩赦の上申が159人となつている。

受理人員4,624人の処理の内訳は、恩赦の情状があると認め法務大臣にその申出をして恩赦の決定をされた者が3,613人、情状がないとして申出をされなかつた者が930人で、残りの81人が未済として翌年に繰越された。

恩赦決定人員3,613人をもその種類別にみると、特赦が圧倒的に多く2,063人で全体の約57%を占めており、次に減刑が1,391人で約38.5%、以下刑の執行の免除、復権の順となつている。

特赦が多いのは主として食糧管理法違反、物価統制令違反等の経済事犯で罰金刑に処せられその刑の執行を終つた者に対し、検察官の職権上申によるものが多かつたからである。

2 期 間 短 縮

恩赦の出願については恩赦法施行規則第6条の規定により有罪の言渡確定後或る一定の期間拘禁された後でなければ出来ないことを本則としているので、全然拘禁されないか、または拘禁期間が一定の期間に達しない前に恩赦の出願をするには同条但書により、中央更生保護審査会に願出でて期間短縮の許可を受けなければならない。これがいわゆる「恩赦につき期間短縮願」である。

本年に受理した短縮願は旧受83件、新受230件、合計313件であつて、そのうち恩赦出願の事由ありと認め許可されたものが93件、その事由なしとして不許可となつたのが202件で、残りの18件が翌年に繰越された。

第1号表 恩赦の種類別

昭和28年 事件表 恩赦表

昭和28年

処理別 受理別	受				理				既				未				済												
	旧		新		受		合		人		内		決		定		不		証		内		人		内		済		
	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	
	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数
検 刑 保 護 観 察 所 計	1,288	1,288	1,124	1,124	16	1,124	2,412	2,412	2,404	2,066	148	124	18	2,341	81	8	20	9	68	8	4	4	8	8	8	8	8	8	8
	129	129	1,948	1,948	5	1,948	2,077	2,077	2,005	6	1,139	7	1,152	8	844	1	1	853	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	72
	16	16	119	119	9	119	135	135	134	1	104	4	11	120	1	1	1	14	14	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1,433	1,433	3,191	3,191	25	3,191	4,624	4,624	4,543	2,063	1,391	135	24	3,613	39	4	21	9	930	81	4	4	81	81	81	81	81	81	81

第2号表 出願と職権の別

処理別 受理別	受				理				既				未				済											
	旧		新		出		職		出		職		出		職		出		職		出		職		出		職	
	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員
	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数	数
検 刑 保 護 観 察 所 計	1,288	1,288	1,124	1,124	130	994	2,412	2,412	176	176	2,228	2,228	8	6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	129	129	1,948	1,948	85	1,863	2,077	2,077	102	102	1,903	1,903	72	67	67	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	16	16	119	119	23	96	135	135	30	30	104	104	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	1,433	1,433	3,191	3,191	238	2,953	4,624	4,624	308	308	4,235	4,235	81	74	74	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

第3号表 恩赦出願期間短縮願

処理別 受理別	受		理		既		未		済	
	件	員	件	員	件	員	件	員	件	員
在 監 者	7	54	61	18	44	57	4	4	4	4
	76	176	252	80	153	238	14	14	14	14
そ の 他	88	230	318	93	202	295	18	18	18	18
合 計	91	284	391	125	257	350	36	36	36	36

ホ 特別調査課

業務内容

- 1 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免，刑の軽減，仮出所及び一時出所の調査に関する事項
- 2 中央更生保護審査会が行う赦免，刑の軽減，仮出所及び一時出所に関する連絡及び関係書類の整備に関する事項
- 3 仮出所中の者の保護監督に関する事項
- 4 赦免，刑の軽減，仮出所又は一時出所に関する決定の執行に関する事項

関係法令

- 1 平和条約第11条「日本国は，極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し，且つ，日本国で拘禁されている日本国民にこれらの法廷が課した刑を執行するものとする。これらの拘禁されている者を赦免し，減刑し，及び仮出獄させる権限は，各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基く場合の外，行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については，この権限は，裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基く場合の外，行使することができない。」
- 2 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律
(昭和27年4月28日法律第103号，改正昭和27年7月31日法律第268号，改正昭和28年1月22日法律第4号)
- 3 平和条約第11条に定める赦免，刑の軽減及び仮出所の勧告及び決定に関する連絡の手續に関する政令（昭和27年4月28日政令第121号，改正昭和27年7月31日政令第305号）
- 4 平和条約第11条による赦免，仮出所等に関する規則（昭和27年4月28日中央更生保護委員会規則第2号，改正昭和27年8月1日法務省令第7号）

業務の実施状況

昭和28年度の実施目標は，前年度に引続き平和条約第11条及び関係法令所定の手続により，全在所者について赦免，減刑或は仮出所の調査勧告を終了することによつて全戦犯者の速かな出所を実現するにある。

- 1 前年度においては戦犯者の移管前，連合国総司令部仮出所委員会による極めて活潑な仮出所許可状況に鑑み，専ら仮出所の適格性を有する者についての調査勧告に主力を傾注し，一部の例外者を除いてはその勧告を了した。従つて今年度は逐次仮出所の適格性を取得する者についてはその都度調査勧告をなしつつ，仮出所の適格性を取得するに至らない長期刑者についての赦免又は減刑の調査に重点をおいて調査に努め，マヌスよりの帰還者を除いては，少数の例外者を除く全員について個別に赦免，減刑或は仮出所の何れかの勧告を終つた。（勧告状況は別表の通り）

なお今年度は従来の在所者に加えて7月，モンテンルパより56名，マヌスより147名がそれぞれ集鴨に移管された。マヌスよりの帰還者については直ちに各事件の調査に着

手し、逐次仮出所の適格性を有する者は仮出所を、その他の者については赦免又は減刑の勧告を行つたのであるが、今年度中に全員の勧告を了するに至らなかつた。

モンテンルパよりの帰還者については諸般の事情を考慮して個別勧告の方法をとらず全面赦免の勧告を行つた。

2 我方の勧告に対して全員の赦免或は減刑の措置を取つた一部の関係国を除いては、一般にその決定状況は低調である。

昭和28年度において関係国のなした赦免、減刑、仮出所措置によつて出所した者は215名である。(関係国の決定状況は別表の通り) 各国の処理状況は、

(1) 米国政府は各関係国に懇めて昭和27年9月、3人の委員から成る「戦犯者赦免及び仮出所委員会」を設置して司法的、個別的に審査決定する態勢を整えて我方の勧告に応え、本年度に入つて本格的な活動を開始したものの如く、73名の仮出所と15名の減刑(内13名は減刑の上仮出所)を許可している。

(2) 仏国はかねてより我国の戦犯者に対して好意的であつたが、6月、同国関係在所者全員38名の減刑を行い、この措置によつて35名は直ちに出所し、他の1名も12月に満期出所した。残る2名は終身刑から12年に減刑されたものであるが、これによつて仮出所の適格性を取得するに至つたため直ちに仮出所の勧告を行つた。

仏国に関する戦犯問題は同国の好意的な措置によつて近く解決が期待されている。

(3) 比国モンテンルパ刑務所に服役中であつた108名は、7月4日付キリノ大統領の特赦措置によつて死刑囚は終身刑に減刑され、他の者は赦免された上、全員内地に送還された。死刑から終身に減刑された56名は残刑服役のため巢鴨に入所したのであるが、同年7月3名、9月1名、12月52名と全員赦免釈放された。

(4) 英国政府は6月13名(内8名は仮出所中の者)、8月4名の減刑をなしたのみである。英国の法制においては仮出所の制度がなく、英国に仮出所の決定を期待することは困難であつたが、10月中央更生保護審査会土田委員長の訪英の際、外務省日本課長等の当局者と会談し、昭和27年法律第103号に定める仮出所制度について詳細な説明を行つた結果英国政府としても仮出所を考慮する旨の確約を得たので今後英国関係者についての仮出所の許可が期待される。

唯英国政府は法律第103号の善行特典に代るものとして6月全在所者について英国のレミッション制度を適用して刑期の3分の1をレミットし、3分の2を服役することによつて釈放してよい旨、通報して来た。従つて英国関係者の最も長い刑期の者でも14年を服役することによつて釈放されるのである。

(5) 濠洲国は8月マヌス島に拘禁されていた165名を全員内地に送還した。内147名は残刑服役のため巢鴨に入所し、他は釈放された。他の関係国は程度の差はあれ、赦免、減刑、或は仮出所の決定を行つているにも拘らず濠洲国は全く1件の決定も行つていないし、積極的な戦犯処理の方針も示していない。

(6) 和蘭国は4月に至り、在京大使館に諮問委員会を設け我方の勧告に対して個別的な審査を行い、処理する意向を示していたが、7月移管後はじめて13名の仮出所を許可した。引続き許可されることが期待されたのであるが、連合国よりの引継書類に基い

て釈放した同国関係戦犯者に関し、同人の刑期は終身刑であるのに釈放したことは不都合であるとの抗議がなされ、和蘭国政府は本件を重視し、仮出所の許可は停止された。

我方は本件の他の在所者に及ぼす影響の大なるに鑑み、詳細な調査を行い、早急な解決に努力している。

3 前記の如く、本年度においてはかねてより国民の念願であつたマヌス、モンテンルパ等の外地に服役中の戦犯者の内地服役が実現し、この際一挙に全戦犯者の釈放を要望する国民感情は、請願、陳情、嘆願等の活潑な運動を展開していたのであるが、一部の関係国を除く各国は我方の個別勧告に対して積極的な処理をなさず、このままの推移をもつてすれば戦犯問題の解決までなお多くの歳月を要するものと予想されていた昭和28年末、中央更生保護審査会土田委員長は、米、英、仏、和等の各関係国を往訪して、各国政府当局者と会談し、我国戦犯者及びその家族の実状並びに国民世論の動向等を伝え戦犯者の速かな釈放を懇請したのである。

この訪欧によつて各国の戦犯処理の方針、方法或は我方の勧告書の批判等各国それぞれ異なる処置振りが判明し、今後の勧告の重点を各国それぞれの意向に従つて行いようの方針も確立されたのであるが、我方の勧告に対して各関係国政府が積極的な処理をなし得ないのは、一般に各国国民の対日感情が今なお緩和するに至らず、政府としては早急に戦犯問題を解決したい意向を有するも国内世論の反撃を慮れて一挙に全面釈放をするような措置をとりえず、世論の緩和を待つて順次戦犯問題を解決して行くというのが各国政府共通の見解である。従つて我方は従来通り個別勧告を行うは勿論、宗教的、人道的見地から戦犯釈放を阻害する各国国民世論の緩和を図る必要がある。

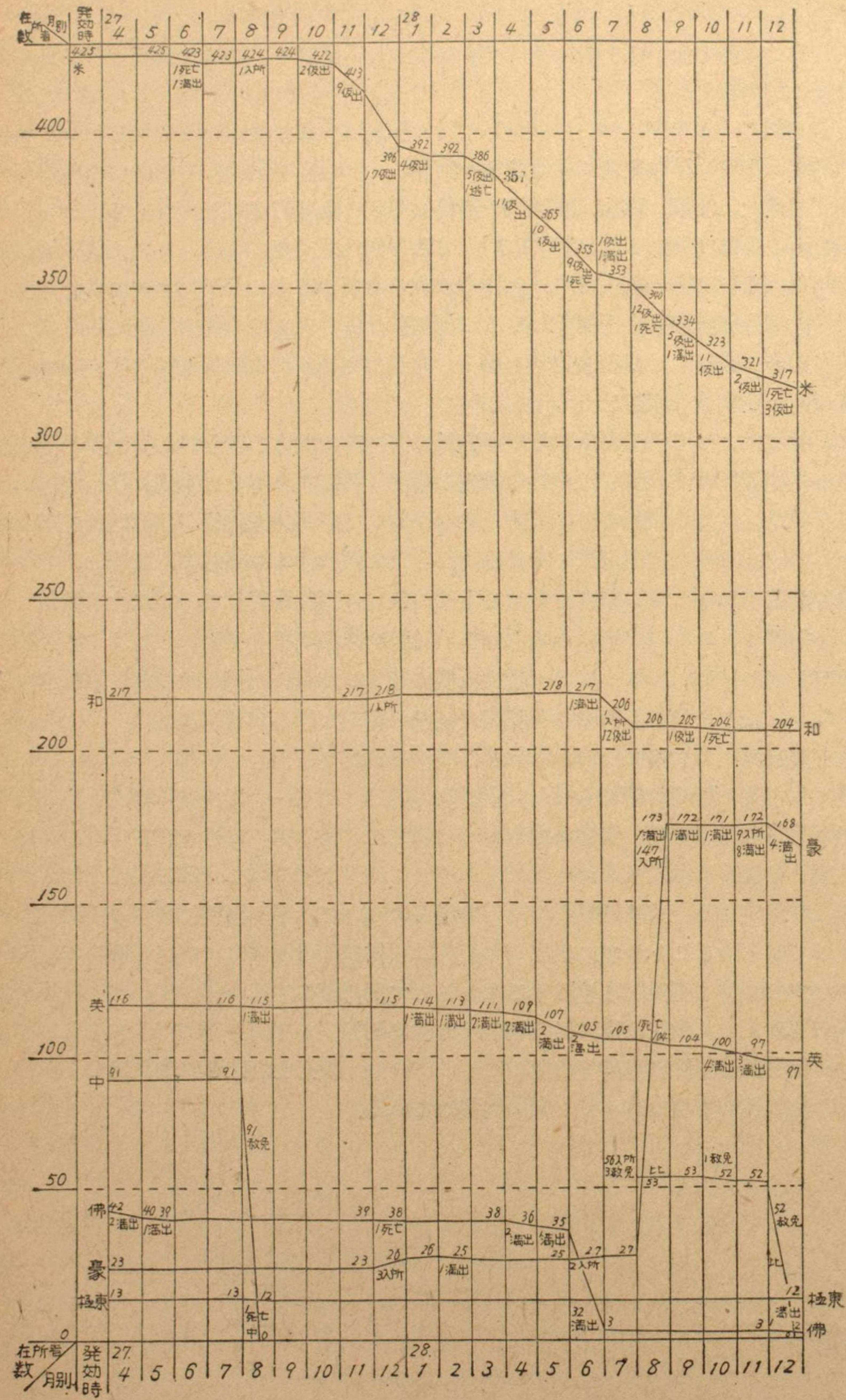
戦犯問題解決の前途には幾多の困難な政治的問題が山積している。

4 更に昨年度の懸案事項であつた改正法律の運用、即ち一時出所条件緩和と期間延長と仮出所適格性取得期間の短縮を内容とする昭和27年法律第103号を改正する法律は、米国政府より疑義の申入れがあつたにもかかわらず、昭和28年1月22日公布、同日から施行された。この改正法律の運用、特に一時出所については平和条約第11条の規定及び精神に従つて運用すること並びに仮出所の適格性取得期間の短縮についての政令を制定するに當つては事前に関係国と協議することとして関係国の了解を得、従つて一時出所期間は従来通りとし、改正法律に従う場合は事前に関係国の了解を得て行うこととして運用され、仮出所適格性取得期間の短縮については未だ政令を制定されるに至っていない。

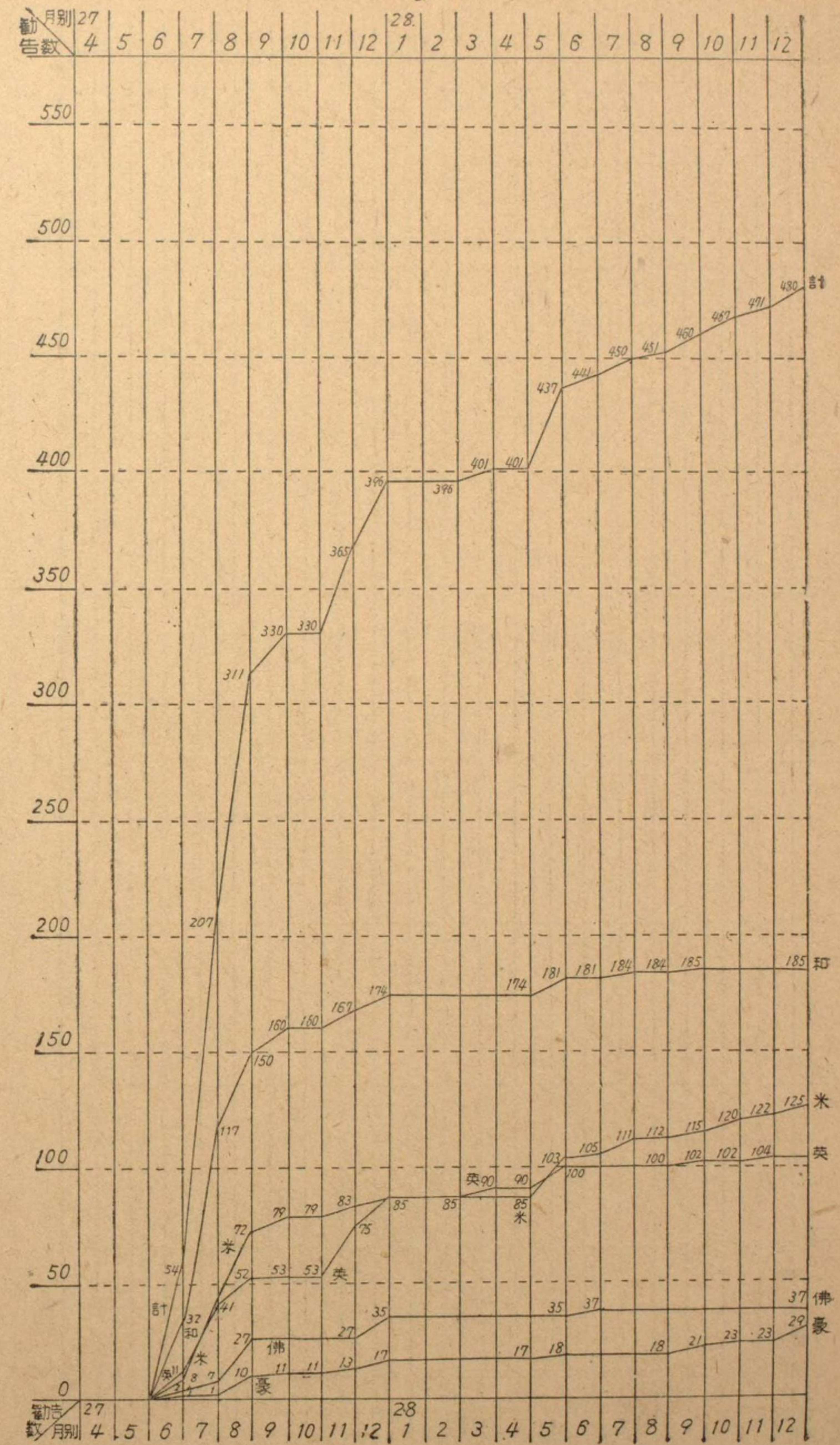
5 その他の所管事項は昨年度と同様実施している。

第1表 巢鴨刑務所所在者異動狀況

自平和条約発効時
至 28. 12. 31.



第2表 仮出所勸告狀況



第5表 仮出所者保護監督状況

種 別 月 別	仮出所人員		保護監督終了						月末現在 保護監督中
	許可	累計	刑期 満了	死亡	沖繩 移送	赦免	計	累計	
27年 4月 平和条約発効時	—	892	—	—	—	—	—	201	691
5	—	892	6	—	—	—	6	207	685
6	—	892	3	1	—	—	4	211	681
7	—	892	16	—	—	—	16	227	665
8	—	892	12	1	—	86	99	326	566
9	—	892	9	—	—	—	9	335	557
10	2	894	18	—	—	—	18	353	541
11	9	903	10	—	—	—	10	363	540
12	17	920	8	—	1	—	9	372	548
28年 1月	4	924	11	—	—	—	11	383	541
2	—	924	9	—	—	—	9	392	532
3	16	940	9	—	—	—	9	401	539
4	—	940	32	—	—	—	32	433	507
5	10	950	23	—	—	—	23	456	494
6	9	959	38	—	—	—	38	494	465
7	13	972	22	—	—	—	22	516	456
8	12	984	18	—	—	—	18	534	450
9	6	990	18	—	—	—	18	552	438
10	11	1,001	10	—	—	—	10	562	439
11	2	1,003	8	—	—	—	8	570	433
12	3	1,006	17	—	—	—	17	587	419

(6) 訟務局

(法務省組織令第34條から第41條まで)

業務内容

訟務局は、国又は行政庁を当事者又は参加人とする争訟をつかさどる。

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）によつて、国を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が国を代表し、行政庁を当事者とする訴訟については、法務大臣が行政庁を指揮して訴訟を処理することになつており、訟務局は、法務大臣のこの権限に属する事項をつかさどつている。

第一課から第六課までの課があり、次の事項に関する事務を所管している。

- 1 国籍に関する争訟に関する事項
- 2 選挙に関する争訟に関する事項
- 3 出入国の管理に関する争訟に関する事項
- 4 国の利害に関係ある訴訟に関する調査並びに資料の収集及び整備に関する事項
以上第一課
- 5 国家賠償に関する争訟に関する事項
- 6 不法行為に基く損害賠償に関する争訟に関する事項
- 7 社会保障に関する争訟に関する事項
以上第二課
- 8 契約に基く民事に関する争訟に関する事項
- 9 国の債権の回収に関する争訟に関する事項
以上第三課
- 10 農業、漁業、鉱業その他産業及び経済関係の行政に関する争訟に関する事項
以上第四課
- 11 国家公務員に関する争訟に関する事項
- 12 労働関係の争訟に関する事項
- 13 国税滞納処分及び間接税の賦課処分に関する争訟に関する事項
- 14 財政及び金融関係の行政に関する争訟に関する事項
以上第五課
- 15 所得税、法人税その他直接税の賦課処分に関する争訟に関する事項
以上第六課

訟務局の所管する訴訟事件を大別すれば、

- 1 民事事件
- 2 行政事件—— (㉠一般行政事件
㉡税務行政事件)

の二者となるが、以下これらの事件別の業務内容を説明しよう。

① 民事事件

国を当事者又は参加人とする民事訴訟事件は、私人相互間の民事訴訟事件と較べて、その種類、訴訟手続等の点では変りがない。ただ特殊のものとして国家賠償事件があるだけ

である。

国を被告（被申請人、債務者、相手方）とする事件ばかりでなく国を原告（申請人、債権者、申立人）とする事件もあり、事件は全国各地の裁判所に係属するので、訟務局は、これらの訴訟を自ら処理するほか、各法務局（訟務部）及び各地方方法務局（訟務課）に訴訟を処理させその処理を指揮している。

④ 行政事件

行政庁の違法な処分（取消もしくは変更を求める所謂抗告訴訟又は行政処分無効確認）を求める訴訟、税の賦課処分その他公法上の権利関係に関する訴訟が行政事件であるが、これらの事件も全国各地に亘り係属し、その数も老大であるので訟務局が直接訴訟を処理するほか法務局及び地方方法務局の職員を指揮して訴訟を処理することは民事事件と同様である。なお、行政庁を当事者とする訴訟については、当該行政庁だけで訴訟を処理しているものもあり、当局は、その訴訟について行政庁を指揮し事件処理の劃一適正を図っている。

業務の実施状況

昭和28年度における当局の訴訟事件の処理状況を民事事件、一般行政事件（行政事件のうち税務行政事件以外のもの）及び税務行政事件の三者に分けて説明すれば、次のとおりである。

1 民事事件の処理状況

民事事件の処理状況は、別表(1)乃至(4)のとおりであるが、これを概観すれば各行政庁から処理依頼を受けた事件数は、昭和27年からの未済繰越事件1,567件、28年中の新受理事件2,949件、計3,927件である。そのうち本年度の既済件数は2,240件、未済件数は1,687件で、その6割強が本年度に既済となった。処理件数3,927件の訴訟物の価額の総計は2,974,122,339円である。事件の手続別に見ると別表(1)のとおりである。通常訴訟手続によるものが864件であつて、処理件数の2割を示し、うち国家賠償事件がその過半数を示しており、前年度国家賠償事件数の3倍強となつている。即決和解事件は、前年に比して減少しているが、それは、旧軍関係債権事件や戦後の統制に伴う各種の事件、公団関係事件が一応落着きを取り戻したことによるものである。しかし、即決和解事件のうち、開拓資金関係については、処理が本年度に一応軌道に乗つたところであつて、今後増加の線をたどるものと思われる。

その他28年度の特色としては、強制執行及び競売事件が著しく増加したことがみられるが、これは国の債権で確定したものが増加している一方で、債務者側の履行の状況は、依然として不良であることによつている。

2 一般行政事件の処理状況

昭和28年度における一般行政事件の処理状況は、別表(1),(5)のイ、ロ、ハ、(6),(7)のとおりであるが、これを概説すると、昭和27年度からの繰越事件（旧受事件）は、第一審3,478件、控訴審516件、上告審147件、計4,141件、昭和28年中の新受事件は、第一審392件、控訴審114件、上告審24件、計532件、以上の合計昭和28年度受理事件総数4,673件に比し、今年度に処理した既済件数は、第一審489件、控訴審112件、上

告審24件、合計625件で、結局昭和29年度に繰越した未済件数は、第一審3,381件、控訴審518件、上告審149件、合計4,048件である。

一般行政事件の内容に入つて、本年度の概観を述べれば次のとおりである。

(1) 農地関係事件

農地関係事件は、従来と同様、その大部分は、自作農創設特別措置法による農地等の買収（売渡）処分等に関するものであり、その他は、農地調整法による許可処分等に関するものなどであるが、本年度において農地等買収（売渡）処分の無効確認訴訟が激増したことは、顕著な現象である（別表(6)参照）。これらの無効確認訴訟の多くは、無効原因たる瑕疵があるとして、処分後約一年ないし数年を経て提起されたものである。

農地法関係の重要事項に関する最高裁判所の判例は、本年度においても民法177条の農地買収への適用の有無や農地買収の対価の合憲性に関する画期的な判例など十数件あつて、当局の訴訟遂行に資するところが少なくなつた。当局では、これら訴訟遂行上重要な参考資料となる判例は、その都度法務局及び関係行政庁に速報し、その周知徹底に努めた。

(2) その他の事件

農地関係事件以外の一般行政事件は、行政の広い分野にわたつて種々様々の内容をもつてはいるが、そのうち、件数の比較的に多いものは、公務員に関するもの、社会保障に関するもの、漁業、鉱業に関するもの等である（別表(7)参照）。なお、一般の注目をひいたものに、進駐軍のアーニー・パイル劇場（旧東宝劇場）使用に関する認定処分や裁決の取消を求める訴訟、メーデーにおける皇居外苑使用不許可処分の取消訴訟等がある。当局は、これらすべての事件について、適正な訴訟遂行に遺憾のないよう努めた。

3 租税事件の実施状況

昭和27年から繰り越された未済事件は第一審175件、控訴審14件、上告審16件、計205件、昭和28年において受理した新事件は、第一審202件、控訴審20件、上告審3件、計225件、以上昭和28年における総受理件数430件に対し、当年において処理した既済事件は、第一審79件、控訴審15件、上告審6件、合計100件で、昭和29年に持越した未済事件は第一審298件、控訴審19件、上告審13件、合計330件である。これを争点別に観ると、計算関係（主として所得金額の多過を争う事件）167件、法律関係（主として法律解釈について争う事件）192件、双方に亘るもの71件であり、また税種目別では、所得税賦課処分取消を求める訴訟が最も多く、当年には137件提起されて全体の6割を占める。これに法人税関係24件及び徴収関係17件が次いでいる。

次に特色ある事件について述べる。

(1) 中小企業等協同組合法によつて設立された企業組合員に対する所得税の課税処分の取消に関する事件 同種の事件が、全国各地に相次いで提起され、事件数40件、係争人員1,530人の多きに達している。これ等事件に共通の争点は、所得が組合自体に帰属するのか、組合員個人に帰属するのかという点にある。

受理及び処理 事件の種類	受理		既済		未済		計	
	旧	新	合	既に 勝訴又はこれ	既に 敗訴又はこれ	立調 私命 合不 異成 議立 申等	立調 私命 合不 異成 議立 申等	計
和解	63	424	487	1	—	67	76	77
保全訴訟	194	452	646	—	—	141	191	191
開拓資金関係	56	252	308	1	—	61	96	98
その他	839	1,479	2,318	3	—	422	740	749
押分	2	7	9	6	—	1	2	2
仮処分	5	27	32	11	—	3	2	3
小	7	34	41	17	—	3	4	5
強行	61	114	175	7	2	34	94	129
一般料	41	145	186	22	1	10	64	68
過る競売	14	39	53	7	1	—	14	27
その他	38	78	116	18	—	43	10	34
公社関係協力事件	16	27	43	10	—	6	5	16
合計	1,567	2,360	3,927	253	13	717	1,808	1,687
訴訟	1,434	1,539	2,974	168	14	296	490	1,937
金額	281	340	122	584	160	33	971	788
合計	869	470	339	606	606	99	717	580

別表(2)

民事事件処理一覽表

昭和28年12月31日

項目別 各局別	受理別		既済計	処		理		状		況		別				
	計	新受		勝訴	敗訴	和解 成立等	その他	未済計	申 準備 中	立 第 一 審	控 訴 上 告 審		調 停	和解	保全	その他
東京法務局	473	258	215	13	1	151	76	232	10	61	9	—	152	—	—	
横浜地方法務局	85	16	69	1	—	15	29	40	—	1	—	—	37	—	2	
浦和	37	32	5	—	1	11	6	19	2	—	—	—	17	—	—	
千葉	42	30	12	1	—	9	17	15	1	—	—	—	14	—	—	
水戸	9	6	3	—	—	1	3	5	—	—	—	—	5	—	—	
宇都宮	33	11	22	3	—	15	6	9	4	—	—	—	5	—	—	
前橋	49	33	16	—	—	16	18	15	—	—	—	—	15	—	—	
静岡	105	21	84	7	—	42	22	34	4	1	—	—	29	—	—	
甲府	19	13	6	3	—	2	8	6	2	—	—	—	4	—	—	
長野	39	3	36	—	—	28	5	6	3	—	—	—	3	—	—	
新潟	11	3	8	1	—	4	—	6	1	2	—	—	2	—	1	
計	902	426	476	29	2	294	190	387	27	65	9	—	283	—	3	
大阪法務局	437	189	248	45	1	97	69	225	50	59	4	—	108	—	3	
京都地方法務局	89	48	41	1	—	23	13	52	3	9	—	—	39	—	—	
神戸	108	42	66	2	—	49	18	41	1	2	—	—	36	—	2	
奈良	14	6	8	—	—	3	2	9	—	1	—	—	8	—	—	
大津	25	5	20	2	—	4	7	12	—	1	—	—	11	—	—	
和歌山	31	12	19	—	—	23	—	8	2	—	—	—	5	—	—	
計	704	302	402	50	1	197	109	347	56	72	4	—	207	—	5	
名古屋法務局	201	21	180	18	—	122	23	37	13	8	1	—	13	—	—	
津地方法務局	32	4	28	4	—	8	7	13	—	—	—	—	13	—	—	

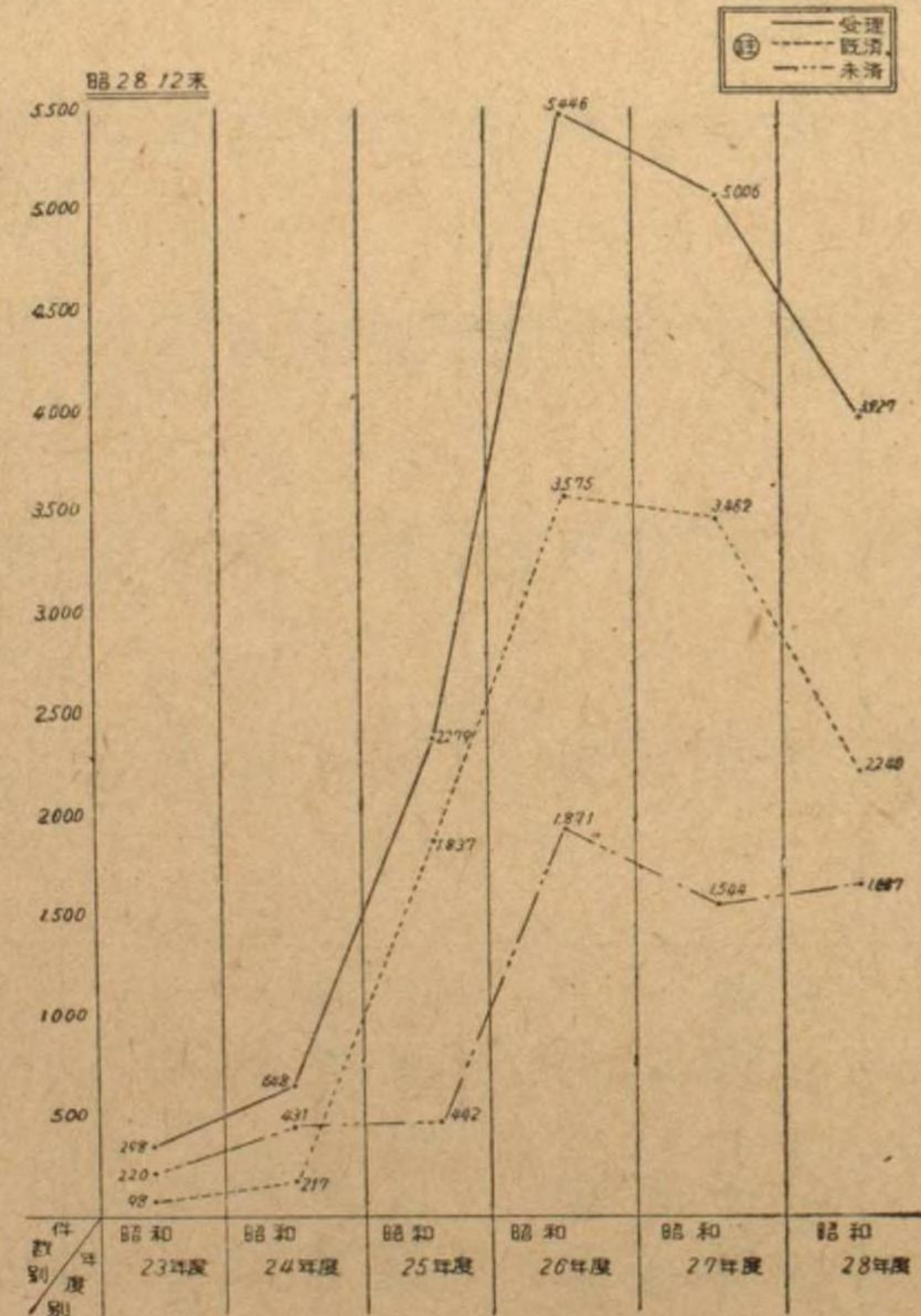
項目別 各局別	受理別			処理別										状況別			
	計	旧受	新受	既済計	勝訴	敗訴	和解 成立等	その他	未済計	申 準備中	立 第一審	控 審	上 告	調 停	和解	保全	その他
岐阜地方 法務局	65	4	61	54	1	—	28	25	11	1	2	—	—	—	6	—	2
福井	6	4	2	2	—	—	2	—	4	3	—	—	—	—	1	—	—
金沢	29	14	15	18	4	—	2	12	11	3	6	—	—	—	—	—	2
富山	34	6	28	20	—	—	17	3	14	3	—	—	—	9	—	—	2
計	367	53	314	277	28	—	179	70	90	23	16	1	—	42	—	6	
広島法 務局	64	9	55	41	6	—	29	4	23	4	9	1	—	8	—	—	
山口地 方法務局	102	30	74	73	4	—	63	8	29	—	1	—	—	28	—	—	
岡山	39	13	26	32	1	—	24	7	7	2	1	—	—	4	—	—	
鳥取	40	—	40	40	—	—	36	4	—	—	—	—	—	—	—	—	
松江	33	11	22	26	5	—	10	11	7	3	—	—	—	3	—	—	
計	278	63	215	212	16	—	162	34	66	9	11	1	—	43	—	—	
福岡法 務局	170	42	128	126	23	—	61	42	44	21	9	2	—	13	—	1	
佐賀地 方法務局	20	2	18	18	—	—	13	5	2	—	1	—	—	1	—	—	
長崎	37	14	23	27	3	—	14	10	10	—	3	—	—	1	—	4	
大分	13	4	9	10	3	—	2	5	3	1	—	—	—	1	—	1	
熊本	33	10	23	18	5	—	7	5	15	6	7	—	—	1	—	1	
鹿児島	32	20	12	12	2	—	7	3	20	—	3	—	—	3	—	2	
宮崎	13	2	11	8	3	—	4	1	5	—	2	—	—	—	—	2	
計	318	94	224	219	39	1	108	71	99	28	25	2	—	30	—	11	
仙台法 務局	195	85	110	136	15	—	79	42	59	13	15	2	—	22	—	1	
福島地 方法務局	72	35	37	51	8	2	32	9	21	7	5	—	—	—	—	9	
山形	24	12	12	9	1	—	7	1	15	8	3	1	—	3	—	—	

項目別 各局別	受理別			処理別										状況別			
	計	旧受	新受	既済計	勝訴	敗訴	和解 成立等	その他	未済計	申 準備中	立 第一審	控 審	上 告	調 停	和解	保全	その他
盛岡地 方法務局	75	14	61	37	—	—	17	20	38	23	10	—	—	—	4	—	1
秋田	81	16	65	35	1	—	16	18	46	6	—	—	—	—	31	—	9
青森	41	19	22	20	6	—	6	8	21	6	3	—	—	12	—	—	—
計	488	181	307	288	31	2	157	98	200	63	36	3	—	1	72	1	24
札幌法 務局	124	35	89	80	13	1	28	38	44	15	15	2	—	4	—	—	8
函館地 方法務局	22	3	19	6	1	—	1	4	16	—	—	—	—	15	—	—	1
旭川	37	19	18	30	4	—	8	18	7	1	—	—	—	6	—	—	—
釧路	14	1	13	9	—	—	8	1	5	3	—	—	—	2	—	—	—
計	197	58	139	125	18	1	45	61	72	19	15	2	—	27	—	—	9
高松法 務局	100	19	81	72	9	—	23	40	28	1	4	—	—	22	—	—	—
徳島地 方法務局	6	4	2	3	1	—	2	—	3	—	1	—	—	—	—	—	2
高知	35	14	21	28	—	—	26	2	7	1	—	—	—	5	—	—	1
松山	46	10	36	37	—	—	32	5	9	1	—	—	—	8	—	—	—
計	187	47	140	140	10	—	83	47	47	3	5	—	—	35	—	—	3
小計	3,441	1,224	2,217	2,133	221	7	1,225	680	1,308	228	245	22	—	12	739	1	61
法務 本省	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
主管 課	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
課 小計	486	343	143	107	32	6	32	37	379	40	262	35	5	10	10	—	17
合計	3,927	1,567	2,360	2,240	253	13	1,257	717	1,687	268	507	57	5	22	749	1	78

別表(3) 民事事件各行政庁別内訳表 自昭和28年1月1日 至昭和28年12月31日

各省別	内 訳	旧 受	新 受	内 訳		既 済	未 済
				原告等 国	被告等 国		
合 計		1,567	2,360	3,435	492	2,240	1,687
総 理 府		39	65	47	57	75	29
国 府 警		2	6	—	8	7	1
裁 判 所		62	164	197	29	91	135
法 務 省		27	89	6	110	81	35
外 務 省		3	—	—	3	—	3
大 蔵 省		886	1,106	1,853	139	1,145	847
文 部 省		2	7	3	6	4	5
厚 生 省		89	140	218	11	134	95
農 林 省		86	443	496	33	449	80
通 産 省		256	141	349	24	105	292
郵 政 省		23	90	90	23	49	64
労 働 省		3	44	43	4	34	13
建 設 省		78	19	85	12	24	73
運 輸 省		5	14	1	18	13	6
公 社 関 係		6	32	23	15	29	9

別表(4) 民事事件件数表



昭和28年度

別表(5)の1 一般行政事件地方裁判所別受理件数表

地方裁判所	国を当事者又は参加人とする事件						行政庁を当事者又は参加人とする事件						合 計										
	農 地	国 籍	出 入 国 籍	管 理 人	公 務 員 勤 務	特 許 商 標	都 市 計 画	漁 業 業 業	社 会 債 権	そ の 他	小 計	農 地		国 籍	出 入 国 籍	管 理 人	公 務 員 勤 務	特 許 商 標	都 市 計 画	漁 業 業 業	社 会 債 権	そ の 他	小 計
東横浦千水	7	7	—	—	—	—	—	—	—	—	24	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24
宇前静甲長	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
新大京神奈	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
大和名岐	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
福金富広山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
京浜和葉戸	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮橋岡府野	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
湯阪都戸良	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
津山屋 卓	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
井沢山島口	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
歌古津	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	7	7	—	—	—	—	—	—	—	—	24	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24
計	7	7	—	—	—	—	—	—	—	—	24	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24

別表(6)

農地関係事件処理一覽表

昭和28年度

事件の種類	受理及び処理		既		済		未		済						
	旧受	新受	合	計	国庁こるも又敗れは訴は行政は	国庁こるも又敗れは訴は行政は	国庁和解又一部調停	調立等の不成	計	第一審	控訴人	被控訴人	上告人	被上告人	計
被告国又は行政庁	3,633	378	4,011	342	99	49	—	—	490	2,915	121	350	39	96	3,521
参加人国又は行政庁	40	3	43	—	1	—	—	—	1	38	—	4	—	—	42
執行停止	32	6	38	—	—	—	—	—	—	37	—	1	—	—	38
調停	4	3	7	1	—	1	—	—	2	5	—	—	—	—	5
国を当事者とする民事事件	153	29	182	64	1	4	—	—	69	100	—	10	—	3	113
強制執行又は保全訴訟	24	—	24	2	—	—	2	—	4	17	—	3	—	—	20
合計	3,886	419	4,305	408	101	54	1	—	566	3,112	121	368	39	99	3,739
請求の趣旨別	3,157	232	3,389	270	80	38	—	—	388	2,445	114	323	34	85	3,001
取消変更を求めめるもの	387	142	529	67	18	10	—	—	95	385	7	27	5	10	434
無効確認を求めめるもの	89	4	93	5	1	1	—	—	7	85	—	—	—	1	86
上記双方のもの	3,633	378	4,011	342	99	49	—	—	490	2,915	121	350	39	96	3,521
小計	2,100	232	2,332	212	69	30	—	—	311	1,633	78	211	30	69	2,021
農地等に関する(買収)	284	32	316	30	6	2	—	—	38	219	10	38	2	9	278
渡収	585	45	630	36	6	9	—	—	51	528	8	34	2	7	579
未登記地に関する(買収)	10	2	12	—	—	—	—	—	—	9	—	1	—	—	12
渡収	436	34	470	41	13	6	—	—	60	343	18	40	—	9	410
附着施設に関する(買収)	6	—	6	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	6
渡収	188	29	217	22	5	—	—	—	27	160	4	24	—	1	190
許可処分に関する事件	24	4	28	1	—	2	—	—	3	19	3	2	—	1	25
その他	3,633	378	4,011	342	99	49	—	—	490	2,915	121	350	39	96	3,521
小計	3,633	378	4,011	342	99	49	—	—	490	2,915	121	350	39	96	3,521

(206)

別表(7)

一般行政事件(農地関係事件を除く)処理一覽表

昭和28年度

事件の種類	受理及び処理		既		済		未		済						
	旧受	新受	計	国庁こるも又敗れは訴は行政は	国庁こるも又敗れは訴は行政は	国庁和解又一部調停	調立等の不成	計	第一審	控訴人	被控訴人	上告人	被上告人	計	
															計
被告国又は行政庁	50	41	91	17	—	—	—	—	17	59	3	5	3	4	74
参加人国又は行政庁	183	57	242	30	5	—	—	—	35	184	4	15	1	3	207
執行停止	8	1	9	1	—	—	—	—	1	7	—	1	—	—	8
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	241	101	342	48	5	—	—	—	53	250	7	21	4	7	289
合計	11	7	18	3	4	—	—	—	7	11	—	—	—	—	11
執行停止	5	5	10	1	—	—	—	—	1	8	—	1	—	—	9
その他	257	113	370	52	9	—	—	—	61	269	7	22	4	7	309
合計	—	12	12	—	—	—	—	—	—	7	1	—	—	—	12
国籍に関するもの	7	9	16	5	4	—	—	—	9	7	—	—	—	—	7
出入国管理に関するもの	48	13	61	4	1	—	—	—	5	49	2	5	—	—	56
公務員並びに労働に関するもの	6	2	8	2	—	—	—	—	2	6	—	—	—	—	6
特許商標権に関するもの	6	1	7	1	—	—	—	—	1	6	—	—	—	—	6
都市計画に関するもの	33	6	39	4	—	—	—	—	4	31	—	3	—	—	35
漁業・鉱業に関するもの	37	10	47	8	2	—	—	—	10	28	2	5	1	—	37
社会補償に関するもの	120	60	180	28	2	—	—	—	30	135	2	8	—	—	150
その他	257	113	370	52	9	—	—	—	61	269	7	22	4	7	309
合計	—	12	12	—	—	—	—	—	—	7	1	—	—	—	12
合計の内容(事件の種類別)	—	7	16	5	4	—	—	—	9	7	—	—	—	—	7
国籍に関するもの	48	13	61	4	1	—	—	—	5	49	2	5	—	—	56
出入国管理に関するもの	6	2	8	2	—	—	—	—	2	6	—	—	—	—	6
公務員並びに労働に関するもの	6	1	7	1	—	—	—	—	1	6	—	—	—	—	6
特許商標権に関するもの	33	6	39	4	—	—	—	—	4	31	—	3	—	—	35
都市計画に関するもの	37	10	47	8	2	—	—	—	10	28	2	5	1	—	37
漁業・鉱業に関するもの	120	60	180	28	2	—	—	—	30	135	2	8	—	—	150
社会補償に関するもの	257	113	370	52	9	—	—	—	61	269	7	22	4	7	309
その他	—	12	12	—	—	—	—	—	—	7	1	—	—	—	12

(207)

地方行政区劃の変更、人口の増加、人権侵犯事件の増加等に伴い、一部の市の定数が増加されたこと。

4 法務局管内人権擁護課長会同の開催

- (1) 東京法務局管内 昭和28年2月6日 (於静岡地方法務局)
- (2) 名古屋法務局管内 昭和28年2月14日 (於名古屋法務局)
- (3) 仙台北法務局管内 昭和28年2月26日 (於仙台北法務局)
- (4) 大阪法務局管内 昭和28年3月6日 (於大阪法務局)
- (5) 福岡法務局管内 昭和28年7月9日 (於福岡法務局)
- (6) 広島法務局管内 昭和28年10月3日 (於岡山地方法務局)
- (7) 高松法務局管内 昭和28年3月28日 (於高松法務局)
- 〃 昭和28年8月26日 (於徳島地方法務局)

協議事項は各箇所とも殆んど共通で、(1) 人権擁護委員制度の運営について、(2) 人権侵犯事件の取扱について、(3) 人権思想啓蒙宣伝の方策についての三項目につき夫々研究討議した。

5 人権擁護委員連合会長及び法務局人権擁護部長会同

- (1) 日 時 昭和28年11月13日 午前9時
- (2) 場 所 法務省会議室
- (3) 協議事項

- イ. 人権擁護委員法の一部改正に伴う委員制度の運営について
- ロ. 人権侵犯事件の取扱について
- ハ. 人権思想啓蒙宣伝の具体的方策について

(4) 記 事 出席委員の間に於て長時間に亘り夫々活潑な意見の開陳があり種々研究討議が行われ、非常に有意義なものがあつた。なお出席会会員全員は翌14日皇居に参内し、天皇陛下に拜謁を賜り、全国人権擁護委員連合会長山口貞昌氏は会会員を代表して人権擁護委員の使命と決意を言上し、これに対して天皇陛下より優渥なるお言葉を賜り一同感激のうちに皇居を退出した。

6 人権擁護委員の現状

(1) 昭和28年12月31日現在人権擁護委員の委嘱状況は次の通りである。

7 人権擁護委員年次別委嘱状況 (各年共12月31日末現在)

年 次	市	町	村	計
昭和23年	55	8	4	67
昭和24年	475	14	4	493
昭和25年	780	731	4	1,515
昭和26年	809	1,786	720	3,115
昭和27年	854	1,849	1,032	3,735
昭和28年	876	1,843	1,585	4,304

8 人権擁護委員職業別分類表 (昭和28.12.31)

農 業	860人	19.9%
弁 護 士	727人	16.9%
宗 教 家	549人	12.8%
商 業	375人	8.7%
会 社 員	344人	7.9%
公 務 員	261人	6.2%
教 育 家	238人	5.6%
報道関係者	227人	5.3%
団 体 役 員	220人	5.1%
医 薬 業	125人	2.9%
各 種 委 員	66人	1.5%
地方議会議員	47人	1.1%
司 法 書 士	21人	0.5%
計 理 士	6人	0.1%
無 職	238人	5.5%
計	4,304人	100.0%

なお昭和28年度末の委員4,304名のうち婦人の委員は105名であり、なお今後更に女性の進出が望まれる。

口 第二課

業務内容

第二課における所管事項は次の通りである。

- 1 人権侵犯事件の調査に関する事項
- 2 人権侵犯事件の情報の収集に関する事項

業務の実施状況

1 人権侵犯事件の調査及び情報の収集について

昭和28年中、いわゆる人権問題として、人権擁護局や、法務局、地方法務局が受理した事件数は、29,144件である。人権擁護局の発足(昭和23年)以来、昭和27年までに受理した各年次平均受理数、9,452件に較べると、実に3倍以上の急激な増加が看られ、更に飛躍的な上昇をみた昭和27年の、20,757件に比較してみても、なお、8,387件の増加を示している。

年次別事件数についてみると、

昭和23年	48件
昭和24年	5,076件
昭和25年	5,692件
昭和26年	15,689件
昭和27年	20,757件

昭和28年

29,144件

となつている。昭和28年中の事件種類別による受理件数は、別表(1)の通りであるが、申告或は通報して来るこの種事件は、関係者にとって非常に重大な要素が織込まれており、途方にくれ、悲嘆のあまり相談に来るのが多いのであるから、事情を詳細に聴取した上で、適当な解決方法を指示したり、或は人権問題として採り上げることが相当であると考える事件については、必要な調査を行い、適切な救済方法を講じている。

前記、昭和28年中に受理した総件数の29,144件の侵犯事件を公務員によるものと、私人によるものとに大別してみると次のようになつている。

(1) 公務員による侵犯事件	1,181件
(i) 特別公務員によるもの	689件
(ii) 一般公務員によるもの	492件
(2) 私人による侵犯事件	27,962件
(i) 人身売買	155件
(ii) 村入分	112件
(iii) 差別待遇	329件
(iv) 強制圧迫	1,087件
(v) 名誉信用等侵犯	939件
(vi) その他	25,341件

なお、申告或は通報がなくとも、新聞、ラジオ、その他の報道機関を通じて人権侵犯の疑いのある情報を認知した場合には、直ちに調査を開始することは勿論であるが、人権意識に乏しい現段階のわが国情よりして、国民各個人の例に倣してみると、自分の人権が侵犯されておるのにかかわらず、これに気付かなかつたり、或は看過してしまうという虞がないとは云えないだけに、関係職員、並びに人権擁護委員の積極的な情報収集が一層強く期待されるのである。

昭和28年中に情報により認知した件数を受理区分についてみると、

情報認知	559件	1.9%
申告受理	20,953件	71.9%
人権擁護委員より通報	7,175件	24.6%
関係官庁より通報	158件	0.5%
移送	299件	1.0%
計	29,144件	100.0%

であつて、被害者本人或は関係者よりの口頭或は書面による申告が大半を占め、人権擁護委員よりの通報がこれに次いで約25%となつているが、昭和27年に比較して、委員より通報された事件は件数としても、約1.6倍に、パーセントにおいても、約3%増加している。

次に、処理状況についてみると、総処理件数は、28,977件であつて、その内訳を示すと、

告 発	1件
	(212)

処分勧告	1件
一般勧告	159件
和 解	1,383件
不 問	626件
非 該 当	2,147件
所管庁移送	77件
移 送	160件
中 止	348件
指 示	22,796件
そ の 他	1,279件
計	28,977件

となつている。

このうち特に告発した事件は、特別公務員の自白強要事件であり、勧告処分を行つた事件は、特別公務員の暴行凌辱事件である。勧告を行つた事件は全部で、159件であるが、このうち43%にあたる69件は公務員による人権侵犯に対してなされたものであり、そのうち31件が特別公務員による侵犯、38件はその他の一般公務員による侵犯に対するものである。これに対して、村八分のような場合には、勧告を行つたものは僅か4件で、半数近くが和解により解決しており、事件の性質によりそれぞれ処理方法が異つて

ハ 第三課

業務内容

自由人権思想の啓蒙、人権に対する侵害の排除及び被害者の救済人身の保護、国選弁護、貧困者の訴訟援助である。

業務の実施状況

本年も自由人権思想の啓蒙宣伝活動に主力を注ぎ、特に2月15日の人権擁護局創設記念日、5月3日憲法記念日、6月1日人権擁護委員法施行記念日、8月15日終戦記念日、12月10日を最終日とする世界人権週間等には全国的に各種の行事を実施し、一般国民の自由、人権思想の高揚を図つた。

1 人権相談所の開設

開 催 箇 所 数	1,935箇所
受 理 件 数	8,712人

2 講演と映画の会

開 催 箇 所 数	450箇所
講 師 数	570人
聴 取 人 員	349,396人

3 講演会(講演のみ実施)

開 催 箇 所 数	464箇所
-----------	-------

講師数	2,236人
聴取人員	139,970人
4 学校講演会	
開催箇所数	760箇所
講師数	2,482人
聴取人員	344,124人
5 討論会(公聴会・弁論会を含む)	
開催箇所数	18箇所
参加人員	187人
聴取人員	6,752人
6 映画会(映画又は幻灯)	
開催箇所数	415箇所
観覧人員	974,645人
7 座談会(懇談会を含む)	
開催数	703箇所
参加人員	27,686人
8 スポットアナウンス	
1 街頭放送によるもの	
場所数	13,063箇所
聴取人員	7,537,870人
2. 映画館・劇場等屋内においてするもの	
館数	478館
聴取人員	2,16,940人
9 ラジオ放送	
回数	663回
10 新聞発表	
回数	2,268回
11 ポスター発行	
回数	246回
部数	119,480部
12 リーフレット発行	
回数	93回
部数	459,709部
13 パンフレット発行	
回数	79回
部数	127,687部
14 チラシ発行	
回数	354回

部数	1,128,715枚
15 都道府県市町村広報紙への掲載回数	
回数	2,074回
16 各種懸賞募集	
回数	28回
応募人員	9,754人
17 資料展示会	
回数	32回
観覧人員	7,979人
18 懸垂幕・横断幕・立看板による宣伝	
掲示回数	856回
掲示箇所数	1,373箇所
掲示日数	2,501日(延)

その他以上の外にもニュース・カーによる巡回放送を全国的に実施した外研究会・民間自動車会社の協力を得て「バス」の車体に懸垂する宣伝等種々の媒体による宣伝を実施したが手段方法等が夫々相違するため集計することを得ないため、ここに記載し得ない種類の活動も多々ある。

なお、この外に当局の定期刊行資料を作成し、次の部数を全国官庁・民間団体等に配布した。

1 新聞「人権」の発行	
発行部数	4回(23号24号25号26号)
印刷部数	40,000部(1回10,000部)
2 人権擁護局報	
発行部数	3回(5号6号7号)
印刷部数	15,000部(1回5,000部)

(8) 入 国 管 理 局

目 的

外国人が入港するや出入国指定港に所在する入国管理事務所の港出張所に勤務する入国審査官が、審査の上一定の在留資格と在留期間を決定する。当該外国人はこれにより市町村に登録して定められた在留活動を行う。若し定められた在留条件に違反すれば各地入国管理事務所の入国警備官が調査し、右事務所に配置された入国審査官が審査した後国外退去を求めることになる。従つて、法務省設置法第12条の2では入国管理局の所掌事務を次のように定めている。

- 1 出入国管理に関する事項
- 2 本邦における外国人の在留に関する事項
- 3 外国人の登録に関する事項
- 4 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項

機 構

以上の業務に応じて、現在の入管機構は次の通りになっている。

- 1 法務省入国管理局 ()内は主なる所管事項
総務課、入国審査課(出入国許可)、資格審査課(在留資格在留期間)、審判課(退去強制令書発付)、警備課(違反調査、収容又は退去強制令書の執行)、登録課(外国人の登録)
- 2 地方機構
入 国 者 収 容 所 2 (大村、横浜) (Ⅲの2 附属機関その項参照)
入 国 管 理 事 務 所 12 (札幌、仙台、東京、横浜、名古屋、神戸、松江、高松、下関、福岡、大村、鹿児島) (Ⅲの3 地方支部局その項参照)
入 国 管 理 事 務 所 出 張 所 38 (釧路、小樽、室蘭、函館、青森、釜石、塩釜、東京以下全国主要海港及び羽田、岩国の両空港)

出 入 国 指 定 港

本局各課の業務内容とその実施状況

イ 総 務 課

業 務 内 容

- 1 出入国管理に関する一般企画及び関係各庁との連絡に関する事項
- 2 出入国管理に関する調査研究及び情報収集に関する事項
- 3 本邦における外国人の在留に関する一般的事項
- 4 入国審査官及び入国警備官の配置及び規律に関する事項
- 5 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項
- 6 入国管理局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

業務の実施状況

- 1 一般的企画及び関係各庁との連絡に関する事項
一般的企画の実施

現行の入国管理局の業務は次の規定に根拠をおいている。

- 出入国管理令 (昭和26.10. 政令第319号)
- 出入国管理令施行規則 (昭和26.10. 外務省令第18号)
- 外国人登録法 (昭和27.4. 法律第125号)
- 外国人登録法施行規則 (昭和27.4. 外務省令第11号)

この法令に基づき、外国人の出入国管理を適正且つ有効に実施するためには、その前提として、入国管理局及び各入国者収容所、入国管理事務所、港出張所における人員の適正配置事務処理機機の整備、必要な予算の適正配付等が必要となる。これらのうち人事及び予算については、官房人事課、経理部の主管するところであるが、入国管理局においても、一般外国人の出入国管理業務の推移、各出先機関における事務処理の状況等、本局にて把握した出入国管理令、外国人登録法に基づく行政権行使の実情に応じ、主管の課に対して意見を述べ、又は案を作成する等必要な協力を行つている。又本局及び出先機関における最も能率的な機構の整備に努めてきた。

その他、毎週二回定期的に、幹部会を開催、業務運営の基本的企画、その他重要事案の決定を行う外、年二回適宜出先機関の長を招集して、所長会議を開催、重要事案の研究、審議及び基本施策の示達を行つた。

関係各庁との連絡

本邦における外国人の処遇・取締に関し、関係機関との緊密な連絡を保持するため、入国管理連絡会(委員会及び幹事会)を頻りに開催した。本年中の会同は35回に及んだ。

2 調査研究及び情報収集に関する事項

調査研究 入国管理局及び各入国者収容所、入国管理事務所、港出張所において取扱つた、入国管理業務の調査・報告に基づき、「出入国管理統計月報」を刊行し、本省及び各関係機関に配付してきたが、その主要内容は次のとおりである。

- (1) 正規出入国者の調査
- (2) 港業務における、正規出入国者及び出入港船舶、ミスシップ人員の調査
- (3) 外国人の登録に関する調査
- (4) 不法入国者に関する調査

この月報は毎月刊行し毎回発行部数は500部に達している。

情報収集 情報の収集については、各出先機関からの報告及び本局においてラジオ、新聞その他の各機関からの情報を収集して、適当に収録、各出先機関及び関係機関に配布した。

在日朝鮮人に関する調査 本邦において外国人の大多数を占める朝鮮人について調査を行つているが、現在調査の結果、参考資料として、昭和28年中に発刊された資料には次のようなものがある。

- (1) 在留朝鮮人と日韓関係
- (2) 数字からみた在日朝鮮人
- (3) ありのままみた中共事情
- (4) 入管情報

3 入国審査官及び入国警備官の配置及び規律に関する事項

入国者収容所、入国管理事務所及び港出張所職員の配置、勤務の監督事務を行う外、入国者収容所、入国管理事務所の適正な人事管理及び予算経理の実施を能率的に行うため、調査研究立案及び執行の面につき官房人事課及び経理部に意見を述べ、又は案を作成する等必要な協力を行っている。

4 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項

入国者収容所、入国管理事務所に関する方針の徹底、並びに適切な企画をするため入国者収容所長入国管理事務所長会同を開催し、当面の収容者の処置、警備、出入国管理に関する一般的事務の取扱について円滑な運営を期するため指示をなし、協議を行ってきた。

特記すべき事項としては大村収容所の増設がある。在日朝鮮人のうち暴力をもつて治安をみだすもの、法令に違反したもの等は、国家の治安維持上また善良な在日朝鮮人の指導上国外に退去させる必要があるが、韓国政府はこれら分子の受入に賛しないので、送還可能のときまで、送還船待機中の不法入国者とともに、これを収容しなければならない。すなわち旧収容所の隣接地15,500坪に総工費1億7千万円をもつて本年3月11日工事に着工し建物延3,551坪、外堀鉄筋コンクリート堀370間、さく及び門23.5間、坂堀67.5間、見張台4個、電灯の照明設備、自家用送電施設、自家給水装置等を9月11日竣工し、まことに東洋に誇り得る収容施設を完成した。

5 入国管理局の所掌に係る事項で他の課に属しないもの

総務課においては入国管理局全般の総括的事務及び庶務に関する事務を取り扱っている。即ち入国管理局各課の連絡と調整、職員の進退、身分、給与、局長印及び局印の管守、局内文書の收受発送等の事務を処理する外職員の福利厚生部門の活動について本省共済組合に積極的な協力を行った。

□ 入国審査課

業務内容

- 1 外国人の上陸の審査及び許可に関する事項
- 2 外国人及び日本人の出国並びに日本人の帰国に関する事項
- 3 出入国の管理に関する船舶等の長及び運送業者の責件に関する事項

業務の実施状況

○中共地区よりの邦人引揚者の入国審査状況

3月より11月の間7回にわたり引揚者総数26,127名の入国審査を実施し、外国人141名に対し夫々の在留資格を附与した。

○華僑送還者の出国審査状況

6月 1次 551名
8月 2次 1,096名
10月 3次 1,002名

○ソ連地区引揚者入国審査状況

12月第一次引揚に対し811名審査、内9名の外国人に在留資格を附与した。

○ソ連船入渠中の管理状況

7月以来広島県向島及び山口県笠戸港にソ連船が入渠しその間同船員の寄港地上陸許可その他の管理事務を行うため特に審査官を同港に派遣駐在せしめた。

入渠船舶数 向島 2隻
笠戸 2隻

○昭和28年中に入港した審査の対象となる船舶の数

昭和28年中入港した審査の対象となる船舶数

合計	月別	小樽	函館	室蘭	釧路	根室	稚内	留萌	青森	八戸	宮古	釜石	大船渡	塩釜	船川	酒田	新潟	両津	千代田	東京	羽田	川崎
2,334	1月	13	4	11	1				2			13				3				32	487	52
2,283	2月	7	8	13	1				1	2	1	7	1			3				19	444	55
2,647	3月	17	10	14					1			13	7	1		3				29	459	81
2,461	4月	17	7	6	2					4	2	12	1			6				44	443	61
2,408	5月	14	12	6					2	2	1	6		2		3				57	415	57
2,409	6月	18	6	3	4				1	1		9		1		2				60	442	64
2,525	7月	38	6	11	3				1			12			1	5				66	456	64
2,457	8月	34	10	12	1				2	1		9				3				57	418	58
2,525	9月	50	8	14	1							13				4				57	410	68
2,568	10月	49	8	12	3				2	3	2	15	1			4				80	414	71
2,228	11月	14	6	12					5	3		14	1			9				54	350	64
2,477	12月	12	6	14	3				4	2		11				10			6	73	367	80
29,332	計	283	91	128	19				20	14	11	134	11	4	155	6	628	5,105	775			

月別	横浜	横須賀	清水	武豊	名古屋	四日市	敦賀	七尾	伏木	富山	舞鶴	宮津	田辺	和歌山	下津	大阪	神戸	尼ヶ崎
1月	482	52	54		130	17			1					13	136	282		
2月	461	38	63		148	24								17	141	268		
3月	534	66	54		146	22								14	173	204		
4月	403	62	60		160	26		4						15	163	305		
5月	412	77	57		125	18		4						20	169	306		
6月	389	51	55		157	22		2						14	162	325		
7月	395	59	66		148	18		4						15	157	307		
8月	395	67	48		148	23		2						13	151	304		
9月	404	32	52		155	23		2						13	181	359		
10月	392	38	61		170	17		4						10	203	326		
11月	350	36	62		157	18		4						12	182	286	1	

月別	横浜	横須賀	清水	武豊	名古屋	四日市	敦賀	七尾	伏木富山	舞鶴	宮津	田辺	和歌山	下津	大阪	神戸	尼ヶ崎
12月	344	38	64	—	176	37	—	—	7	—	1	—	28	195	350	—	
計	4,961	616	696	—	1,220	265	—	—	34	—	1	—	184	2,013	3,722	1	

月別	広畑	宇治	新居	坂出	小松島	高知	松山	尾道	糸崎	呉	広島	岩国	徳山	下松	宇部	萩	下関	門司	八幡
1月	22	1	2	1	2	—	—	—	—	83	—	49	21	6	—	—	39	110	34
2月	23	1	8	—	—	—	6	—	—	83	11	45	17	5	—	—	42	113	49
3月	29	2	11	3	—	16	—	14	—	89	13	56	25	7	—	—	50	141	44
4月	17	—	4	1	—	—	21	—	—	66	15	53	15	3	—	—	46	150	37
5月	26	—	7	2	—	—	—	5	—	68	8	54	13	5	—	—	50	149	41
6月	14	1	8	6	—	—	—	17	—	67	9	45	19	4	—	—	53	153	21
7月	—	2	4	6	—	—	—	4	—	82	9	58	26	1	—	—	64	157	40
8月	19	1	1	1	2	—	—	3	—	67	14	63	23	—	—	—	81	152	36
9月	21	1	3	2	—	—	—	3	—	70	20	65	23	1	—	—	66	132	65
10月	21	2	3	2	—	—	—	4	—	93	11	63	19	3	1	—	42	146	38
11月	19	3	4	3	2	—	—	1	—	53	23	56	27	4	1	—	44	121	54
12月	13	1	4	5	—	—	—	11	—	59	15	63	30	7	1	—	54	142	36
計	224	14	10	59	27	2	16	89	—	880	148	670	258	45	4	—	631	1,666	445

月別	若松	博多	三池	唐津	住ノ江	三ノ角	水俣	津久見	佐伯	佐賀	佐賀	原	境	浜田	口ノ津	佐世保	細島	長崎	鹿見島
1月	25	9	11	—	—	—	5	2	—	2	—	—	—	—	—	71	—	30	24
2月	16	6	9	—	—	—	—	8	3	—	—	—	—	—	—	74	—	17	25
3月	27	7	6	—	—	—	2	6	3	2	—	—	—	—	—	91	—	19	41
4月	20	8	13	1	—	1	2	8	6	3	—	—	—	—	—	84	9	29	46
5月	26	6	11	1	—	2	1	10	5	3	—	—	—	—	—	91	7	25	27
6月	32	6	9	1	—	2	—	12	4	1	—	—	—	—	—	84	2	17	30
7月	32	6	7	2	—	6	—	7	2	2	—	—	—	—	—	113	3	24	31
8月	32	7	4	7	—	2	—	6	2	3	—	—	—	—	—	115	—	24	36
9月	31	21	5	6	—	2	—	10	—	2	—	—	—	—	—	98	—	32	30
10月	27	22	3	1	—	3	—	3	1	1	—	—	—	—	—	97	—	22	44
11月	17	32	2	1	—	1	—	10	1	3	—	—	—	—	—	71	—	23	32
12月	22	22	9	3	—	—	—	13	2	1	—	—	—	—	—	81	3	14	38
計	302	152	89	23	—	19	10	105	29	23	—	—	—	—	—	1,070	24	276	404

○昭和28年中

正規入国及び帰国者数

外国人 46,807 日本人 42,964

正規出国者数

外国人 43,774 日本人 34,823

特例上陸者数

寄港地上陸 705,832 観光通過上陸 1,613

転船上陸 3,562 緊急上陸 1,213

水難上陸 82 計 712,302

ハ 資格審査課

業務内容

資格審査課の所管事項は次の通りである。

本邦に在留する外国人より提出される

- 1 在留資格取得許可申請 (出入国管理令第22条の2)
- 2 在留資格変更許可申請 (同 令第20条)
- 3 在留期間更新許可申請 (同 令第21条)
- 4 永住許可申請 (同 令第22号)
- 5 在留資格に属する活動以外の活動を行う申請 (同令第19条)
- 6 再入国許可申請 (同 第26条)

等の受理、審査及び許可 (許可に伴う手数料徴収を含む) 事務である。

以下上記1から6迄の内容を説明すると。

1 在留資格取得とは日本の国籍を離脱した者、又は出生その他の事由により、上陸の手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人は当該事由が生じた日から60日を限り引続き在留資格を有することなく在留することができるが、右60日を越えて本邦に在留しようとする者は、当該事由が生じた日から30日以内に在留資格の取得を申請し法務大臣の許可を受けなければ本邦に在留することができないという規定により、在留資格を取得するをいう。

その他の事由による在留資格取得の主なるものは日本行政協定の適用を受け本邦に在留する米国軍人、軍属、コントラクター等が本邦にて軍籍を解除され一般外国人となり同協定の適用を受けなくなつた場合の在留資格取得等である。

2 在留資格の変更とは、本邦に在留する外国人がその在留資格に伴う在留活動に変更を来たした場合、他の在留資格へ変更することをいう。即ち、本邦在留外国人は前記1、により、又、講和発効以降在外公館より入国査証を取付け新たに入国する者については上陸港において、及び講和発効前より引続き在留する外国人については法律第126号 (ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件) に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律) により夫々在留活動に即応したる在留資格をもつて在留するものであり、これが活動に変更を見た場合にあつては令の定むる規定により事前に法務大臣の許可を必要とするものである。

3 在留期間の更新とは現に有する在留資格に附随して附与された在留期間 (例えば本邦観光を目的に入国する観光客については60日の期間が一律に附与される) が満了し、尚

且当該外国人において引続き所定の在留活動を継続せんとする場合令の定める規定により事前に法務大臣に在留期間更新許可申請を行うものである。

- 4 永住許可申請とは、次の区分に依る申請のことをいう。
- (イ) 前記1に述べた国籍離脱等に基づく在留資格取得中本邦永住を希望する者の場合の申請
 - (ロ) 前記2、に述べた在留資格の変更中本邦永住を希望する者の場合の申請
- 上記の者より申請があつた場合には、法務大臣は当該外国人の素行が善良であり、独立の生計を営むに足る資産又は技能を有し且つその者の永住が日本国の利益に合すると認めたとときに限り許可するものである。
- 5 在留資格に属する活動以外の活動を行う申請とは次の場合をいう。在留外国人がその者の有する主たる在留資格に属する在留活動の外に、併せてそれ以外の活動を行うために事前に法務大臣に対しこれが許可につき申請することである。右は前記2に述べた在留資格の変更とは異なる。即ち在留資格の変更は全く在留活動に変更を来たした場合の規定で、本項に述べた活動以外の活動を併せ行うこととはその趣を異にする。
- 6 再入国許可申請とは、本邦に在留する外国人が、その在留期間満了の日以前に再び入国する意図を以て出国せんとするとき法務大臣に対してこの許可を申請するものである。

上記業務が資格審査課の主たるものであるが、右事務は当課を窓口として行われるのみならず、各管理事務所においても行われるのでこれが指揮監督にも当るものである。なおこれ等事務に附随して生ずる業務としては大別次の如きものがある。

- (イ) 外国人の帰化に伴う、在留資格の抹消及び本邦入国後二重国籍であることが立証された場合の在留資格の抹消事務
- (ロ) 一般外国人が日米行政協定及び国連軍協定に基づく軍人、軍属又はそれ等の家族に身分を変更する場合並びにこれらの者が軍籍を離脱して一般外国人になる場合の審査及び許可事務又は在留資格抹消の手續等である。

業務実施状況

本邦に在留する外国人の適切なる管理業務を掌る当課にあつては常に啓蒙宣伝、外国人に対し令の精神並びに解釈につき周知徹底を計り、これが違反を未然に防止している次第であるが経費、人員の面でかなりの拘束を受け、且つ、人種国籍を異にする各国人に対し関係法規を完全に理解せしめるにはなお今後一層の努力を必要とする。

なお、資格審査課において審査の上許可した昭和28年度業務実績統計は次の通りである。

資格審査件数 (昭和28年1月~12月)

件名	受理数	許可数
在留資格取得	18,599	18,446
在留期間更新	3,428	3,202
在留資格変更	323	293
再入国許可	8,420	8,125
総計	30,770	30,066

二 審判課

業務内容

- 1 出入国管理に関する法令案の作成
- 2 出入国管理に関する法令集の作成、質疑回答集並びに出入国に関する行政処分例のへんさん、諸外国の出入国管理関係法令の翻訳書作成
- 3 出入国管理に関する行政訴訟の応訴事務
- 4 入国審査官の行う審査事務の管理
- 5 特別審査官の行う口頭審理事務の管理
- 6 異議申立に対する法務大臣の裁決に関する事務
- 7 通報者に対する報償金に関する事務

業務の実施状況

- 1 上記業務内容1及び2を実施するため行つた主なる事項を (1) 立法事項 (2) 重要通達 (3) 執務参考に区別して概要を下記に掲げる。

(1) 立法事項

- イ 3月10日 出入国管理令施行規則の一部を改正し、出入国管理令第23条の規定による旅券又は許可書の呈示を要求することができる国の職員として、定めていた経済調査官を廃止して新たに公安調査官を加えた。
- ロ 12月15日 奄美群島の復帰に備え、11月16日公布をみた奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和28年法律第267号)第10条に基づき、奄美群島の復帰に伴う法務省関係法令の適用の経過措置等に関する政令(昭和28年政令第404号)の作成に参与し、第14条において出入国管理に関する経過措置を、第15条において外国人登録に関する経過措置をそれぞれ規定し、これと同時に法務局及び地方方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令(昭和28年法務省令第89号)の作成にも加わり、第7条において、出入国管理令施行規則の一部改正、第10条において、特定の在留資格及びその在留期間を定める省令の一部改正を、更に第11条において外国人登録法施行規則の一部改正をそれぞれ行つて、円滑な法令の経過措置を講じた。

(2) 重要通達

出入国管理令の解釈上重要な事項で、その運営上重要と思われる案件に関し、関係機関と連絡協議して、

- イ 練習船実習生の取扱に関する件(5.27.管.審.合第287号)
- ロ 不法残留者の取扱について(9.5.管.審.合第554号)
- ハ 出入国管理令に定める被退去強制者の通報基準について(12.22.管.審.合第784号)

を立案し、出先機関に通達するとともに、関係機関にも参考送付し、運用の万全を期した。

(3) 執務参考

- イ 外国の出入国管理法令の翻訳、印刷、配布
- ロ 出入国管理に関する行政処分例の印刷配布
- ハ 港における異議申立に対する裁決の結果の印刷配布
- ニ 出入国管理法令の質疑に対する回答を行つた。

2 出入国管理令に関する行政訴訟で昭和28年1月より12月末迄に提起されたもの7件、内完結したもの4件、残り3件は繫属中、昭和27年12月以前に提起されたもので、この期間中に完結したもの5件、繫属中のもの3件あり、これ等の事件については現地主任審査官及び訟務局と連絡を密にして応訴している。

8 昭和28年1月1日より同年12月末日迄に行つた違反審査、口頭審理、異議の申立及び退去強制令書発付の件数は次の通りである。

違反審査件数	4,567	口頭審理件数	1,173
異議申立件数	1,016	退去強制令書発付件数	3,971

退去強制令書を発付された件数のうち国籍別、及び退去強制該当事由別に見ると次の通りである。

国籍別		中国籍	359
朝鮮籍	2,839		
その他	775		

退去強制事由別

不法入国	2,356	不法残留	792
手続違反等	563	その他	155

4 異議申立件数は同上期間内に1,016件である。

5 昭和28年度中（昭和28年4月1日より昭和29年3月31日迄）に通報者に交付した報償金は次の通りである。

通報者	231人	被通報者	936人
報償金交付金額	370,000円		

ホ 警備課

業務内容

- 1 違反調査に関する事項
- 2 収容令書及び退去強制令書の執行に関する事項
- 3 水難から救護された外国人の送還に関する事項
- 4 入国者収容所、収容場その他施設の警備並びに被収容者の仮放免及び処遇に関する事項
- 5 保証金の納付返還及び没取に関する事項

6 入国審査官及び警備官の武器の携帯及び使用に関する事項

業務の実施状況

警備課所管業務の実施方針は昨年とほぼ同様であるが、関係法令並びに実施手続等細則の整備に重点を指向しその実現に努めた。

なお、所管業務実施状況のうち特異なものは、次のとおりである。

- 1 昭和28年2月24日、25日、の2日間全事務所、収容所の警備部・課長を集め昨年度の実績を検討して本年度の方針を指示又は協議した。
- 2 韓国側で受入を拒否している手続違反者の収容人員増加が予想されるので、大村収容所において騒擾事件が惹起された経緯もあり、同所の施設を拡大新設することになったが、これが落成する迄の暫定措置として、岡崎刑務支所の所属替えを受けて3月22日より名古屋入国管理事務所収容場として発足、手続違反者のみの収容を開始したのであるが、9月中旬大村の新施設落成に伴い10月初旬収容者の大村移送を開始し、その完了を俟つて10月15日岡崎収容場を閉鎖した。
- 3 日本人の中共よりの引揚に呼応して引揚船の往路を利用し6月より3回に亘つて中国人の帰国が舞鶴港から行われた。これら帰国者のうちには退去強制令書を発付された者約40名が自費出国者として含まれている。
- 4 8月8日北海道に不法入国したソ連船乗組員4名中船長を除く3名の送還は、10月2日樺太炭積取船の往路を利用して行い、10月5日ソ連側官憲に身柄を引き渡した。
- 2 退去強制令書が発付された仮放免中の中国人の退去強制執行方針を樹て11月下旬これが実施の具体策を決定した。
- 6 昭和29年度より実施する予定で入国警備官の行う違反調査及び令書執行に必要な細則の制定に年末より着手した。

登録課

業務内容

- 1 外国人登録法の規定に基く、地方公共団体の登録事務実施状況の指導監督に関する事項
- 2 外国人登録法の運用解釈に関し、地方公共団体に対する連絡指導に関する事項
- 3 外国人登録法はその事務の実施を各地方公共団体に委任しているため、このため地方公共団体に対して外国人登録事務委託費を配賦しているがその予算積算、配賦計画作成等に関する事項がある。

(1) 28年度の委託費配賦額は次の通りである。

都道府県分	33,538,000円	市町村分	18,336,000円
計		計	51,874,000円

(2) 都道府県の業務指導及び監査回数 23回

4 本邦在留外国人の登録上の記録に関する事項、即ち

(1) 地方公共団体にて調製し、本省に送付された全国登録外国人の登録原票写真の保

管、整理、分類及び記載内容の点検、是正等に関する事項

- (2) 外国人の居住地又はその他の登録事項の変更の都度、地方公共団体からの報告に基づき右の写票に変更事項を記入し、これを補正する業務に関する事項
- (3) 他の関係機関からの登録の有無に関する照会に対する回答並びに右の証明書発行に関する事項
- (4) その他登録失効番号に関する公告、返納をうけた登録証明書の整理保管、登録番号台帳の整理に関する事項

5 外国人の本邦への出入国の記録に関する事項、即ち

- (1) 各出入国港からの報告に基づき外国人の出入国記録のカード作成、分類、整理、管等に関する事項
- (2) これに冑重して在留外国人の在留資格の変更、在留期間の延長等の調査記録並に不法残留者のリスト作成等に関する事項

6 外国人関係統計表作成に関する事項、即ち

- (1) 本邦出入国外国人の国籍別、身分別統計の作成に関する事項
- (2) 登録外国人の地域別、国籍別、年令別、男女別統計の作成に関する事項

7 外国人の指紋採取に関する事項

右については未だ実施されていないが、外国人登録法の改正により昭和30年4月28日までの間に実施しなければならないので、現在はその準備期間として、指紋制度実施のための政令案、指紋採取及び指紋取扱要領案の作成、関係各機関との協議、連絡並にこれに要する予算の積算等の事項がある。

業務の実施状況

昭和27年4月28日「外国人登録法」の公布施行後、同年9月29日から10月28日の30日間を切替期間とする外国人登録証明書の一斉切替が行はれたが、昭和28年度においては、切替後の審査を行い、新法施行後総ての取扱を刷新することとした。

- 1 切替による新登録カードの審査点検分類を急ぎ昭和28年8月をもつて完了した（記録業務の詳細は3参照）。
- 2 法規関係
 - (a) 外国人登録法中一部改正法律を昭昭28年5月30日法律第40号をもつて公布即日施行した。
外国人登録法施行規則の一部を昭和28年12月24日法務省令第80号をもつて公布即日施行した。
 - (b) 市町村長及び都道府県の行う外国人登録事務の取扱について細部を規定した「外国人登録事務取扱要領」の改訂案を立案し、昭和29年2月18、19日東京において全国担当者会議を開催して説明の上意見を徴した。
 - (c) 従来の「外国人登録法施行規則」中の不備を補うため昭和29年3月27日法務省令第22号をもつて大幅な増補を行つた。
 - (d) 省令の改正に伴い「外国人登録法施行規則」の一部の改正に伴う「暫定事務処理要

領」を制定昭和29年3月28日より実施した。

又「登録証明書切替措置要領」を同日から実施した。

上記2「要領」について昭和29年2月から3月初旬にかけ全国を3ブロックに分けて都道府県の担当者を集めて説明の上質疑に回答し、実施に遺憾なからしめた。

- (e) 外国人登録法第14条の規定を昭和29年4月1日から実施する予定で、同条の施行期日を定める政令案（外国人登録法附則第1項参照）及び「指紋押なつに関する政令案」を立案し、実施に備えたが、昭和29年度予算の編成方針に鑑み昭和30年4月1日まで第14条の規定の施行を延期することとなつた。

3 調査統計

(a) 外国人登録法に関するもの

- (1) 外国人登録国籍別人員調査表
- (2) 六大都市外国人登録国籍別人員調査表
- (3) 外国人登録都道府県別人員調査表
- (4) 外国人登録男女別・年令別調査表

(b) 出入国管理令に関するもの

- (1) 正規出入国者国籍別人員調査表
- (2) 正規出入国者身分別人員調査表
- (3) 正規出入国者港別国籍別人員調査表
- (4) 正規出入国者の出発国（地）及び目的国（地）別人員調査表
- (5) 国籍別正規出入国者の主要出発国（地）別人員調査表
- (6) 羽田空港における国籍別正規出入者の主要出発国（地）及び目的国（地）別人員調査表
- (7) 入国申請許可者人員調査表

4 外国人登録に関する記録の整理保管に関する事項

(a) 外国人登録原票の写票及び番号台帳の整理分類

全国都道府県より送付される外国人登録原票の写票及び番号台帳を

- (1) 写票は国籍別に分類し更にそれを氏名毎のアルファベット別に分類保管している。
- (2) 番号台帳は各都道府県毎に配分した証明書の一連番号順に市、区、郡、町、村別にしたものを適宜に分冊して保管している。
- (3) 現在保管の写票総数 667,179枚
(但し、閉鎖された写票及び昭和25年度証明書の写票で切替未済のものを含む)
- (4) 現在保管の番号台帳数

(b) 分類保管している写票及び台帳の補正

既登録外国人の居住関係及び身分関係等が、登録証明書に記載された事項より、異つたものに変更されたときは、これに伴うそれぞれの記載事項を補正して、常にその異動の状況を明確に把握している。

- (1) 写票の補正件数 175,171件
 (2) 台帳の補正件数 104,712件
- (c) 登録証明書の失効公告及び返納措置
 登録証明書の不正行使を防止するため、紛失又は滅失等によるもので証明書の未返納のもの失効公告及び死亡、出国、身分の喪失、その他の理由による証明書の返納措置をとっている。
- (1) 失効公告の件数 9,227件
 (6) 死亡による証明書の返納件数 3,183件
 (3) 出国による証明書の返納件数 5,027件
 (4) 身分喪失による証明書の返納件数 2,176件
 (5) その他の理由による証明書の返納件数 7,828件
 (6) 再入国者の証明書の取扱件数 10,324件
- 5 各都道府県並びに各入国管理事務所より送付される外国人登録原票の写票、番号台帳、居住関係及び身分関係の異動、登録証明書の失効措置証明書の返納等に関する諸報告の検討
- (1) 審査件数 7,132件
 (2) 不明箇所の照会及び誤取扱いの訂正指示件数 2,139件
- 6 部外及び部内よりの外国人登録に関する照会に対する調査回答
 主たる照会者は裁判所、検察庁、治安関係諸機関、税務諸機関等であり、照会事項も詳細にわたり回答を求めているものが多い。
- 照会に対する回答件数
- | | | | |
|-------|-----------|--------|-------------|
| 1ヶ月平均 | 7,029件 | | |
| 内訳 | 裁判所、検察庁関係 | 3,752件 | 警察関係 2,353件 |
| | 税務関係 | 269件 | その他 655件 |
| | | | |
- 7 出入国事実に関する記録の整理及び保管に関する事項
- (a) 出入国のカードの作成
 クリアランス・レポートによるカード作成 5,250枚
- (b) 出入国事実の記録
- (1) 入国記録 140,421枚
 (2) 出国記録 87,550枚
- (c)
- (1) 在留資格取得に関する記録・カードの作成 55,797枚
 (2) 在留資格変更に関する記録・カードの作成 969枚
 (3) 在留期間更新に関する記録・カードの作成 10,272枚
 (4) 再入国許可に関する記録・カードの作成 8,420枚
- (d)
- (1) 不法残留者発見のための記録調査数 112,928枚
 (2) 記録上から発見された不法残留者数 2,170枚
- (e) 各官庁からの出入国事実に関する照会回答 16,809枚
- (f) 出入国事実に関する書類の整備保管
 昭和24年10月より28年12月末までに作成されたカード累計 948,570枚
 であり、これらは国籍別、ABC順別に整然と保管してある。
 又上陸許可書出国記録は約300,000枚に累計されるが、これらは各港別、番号順に保管している。

2 附属機関

(1) 法務研修所

法 規

(イ) 法務省設置法(昭和22年法律第193号)(抜萃)

第11条の4 法務大臣所部の職員に法務に関する専門的研究を行わせ、及び法務大臣所部の職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)に対し、職務上必要な訓練を行う機関として、法務大臣の管理に属する法務研修所を置く。

法務研修所はこれを東京都に置く。

法務研修所の内部組織は法務省令でこれを定める。

(ロ) 法務研修所組織規程(昭和27年8月1日施行)

(この規程の趣旨)

第1条 法務省設置法第11条の4第3項の規定による法務研修所の内部組織は、この規程の定めるところによる。

(所 長)

第2条 法務研修所に所長を置き、法務省の職員のうちから法務大臣が任命する。

2 所長は、法務大臣の指揮監督を受けて、所務を統轄し、所属の職員を指揮監督する。

3 所長に事故があるときは、あらかじめ所長の指定する部長がその職務を代理する。

(部及び部長)

第3条 法務研修所における研究又は研修の組織を第一部、第二部及び第三部に分ける。

2 第一部においては、法務に関する専門的研究を担当する。

3 第二部においては、検察官及び検察事務官に対する研修を担当する。

4 第三部においては、前項に規定する職員、矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員以外の法務大臣所部の職員に対する研修を担当する。

5 各部に部長を置き、法務教官のうちから法務大臣が任命する。

6 部長は、所長の指揮監督を受けて、部の事務を掌理する。

(法務教官)

第4条 法務教官は、法務に関する専門的研究又は研修の指導及び研修の目的を達するに必要な事項の調査研究に当る。

(参 与)

第5条 法務研修所に参与若干名を置く。

2 参与は、法務大臣の諮問に答え、又は重要な事項に関して意見を述べる。

(教官会議及び部長会議)

第6条 所長は、法務研修所における研究又は研修に関する企画その他重要な事項を定めるには、教官会議又は部長会議にはからなければならない。

2 教官会議は、所長、部長、法務教官及び事務局長で、部長会議は、所長、部長及び事

務局長で組織する。

(事務局)

第7条 法務研修所に事務局を置き、事務局に総務課、第一課、第二課及び第三課を置く。

2 総務課においては、庶務及び他の課の所掌に属しない事務を、第一課においては、第一部の部務に必要な事務を、第二課においては、第二部の部務に必要な事務を、第三課においては、第三部の部務に必要な事務をつかさどる。

3 事務局に事務局長を、各課に課長を置き、事務局長は法務教官のうちから、課長は法務事務官のうちから任命する。

4 事務局長は、所長の命を受けて事務局の事務を、課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理する。

(研究又は研修への参加)

第8条 所長は、特に必要があると認めるときは、法務省以外の官公庁の職員に対しても法務研修所における研究又は研修に参加することを認めることができる。

(調査の委嘱)

第9条 所長は、法務研修所における研究又は研修に資するため、必要な調査を適当な者に委嘱することができる。

(研究又は研修の計画の承認)

第10条 所長は、毎年3月末日までに、4月1日後1年間の研究又は研修の計画の大綱を定め、法務大臣の承認を得なければならない。

(研究又は研修の結果の報告)

第11条 所長は、研究又は研修を終了した者の氏名及び研究又は研修の結果を法務大臣に報告しなければならない。

(規律)

第12条 研究員又は研修員は、法務研修所における研究又は研修の期間中、所長の定める規律に服さなければならない。

(執務細則)

第13条 所長は、この規程に定めるものの外、法務大臣の認可を得て、必要な執務細則を定めることができる。

附則 (省略)

機構の概要

法務研修所は、法務省設置法第11条の4に示すとおり、法務大臣所部の職員に法務に関する専門的研究を行わせ及び検察官、検察事務官、法務事務官等法務大臣所部の職員(矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。)に対して職務上必要な訓練を行う機関である。

研修所の組織は内部を3部に分け

イ) 第一部においては法務に関する専門的研究を担当し

ロ) 第二部においては検察官、検察事務官に対する研修を担当し

ハ) 第三部においては検察庁及び公安調査庁の職員並びに矯正の事務に従事する職員以外の法務大臣所部の職員に対する研修を担当する。

業務の実施状況

第一部

第一部の研究は、検察における緊急の問題を取り上げ、捜査上の創意工夫証拠収集の具体的な方策、法廷技術等につき討議研究することを目的とするもので研究に参加するものは検事正、次席検事をはじめ経験10年以上の幹部検事である。中央研究は参加者を東京に招集して、学者専門家を交えて研究討議せしめ、巡回研究は各高等検察庁単位に中央研究に参加し得なかつた資格者を集め教官を派遣して研究せしめるもので、いずれもその研究結果は印刷して関係機関に配布し実務に活用せしめている。なお右研究のほかには法務研究、検察研究委託、犯罪実態調査がある。法務研究は司法制度、民事、刑事、青少年及び成人更生保護その他法務全般に亘る内外の法制及びその運用に関する研究を目的とし、研究員約15名を東京に招集して4ヶ月間調査研究せしめるもの、委託研究及び犯罪実態調査は検察の運用に資するため学者、実務家、専門家に対し法学的研究、特異事件の調査研究、技術的乃至知能的犯罪の調査を依頼するもので、いずれもその報告書を印刷に附して関係機関に配布し実務の参考に供している。なお右の他鑑定書及び判例、文献、通牒をカード式に整理し関係機関の利用に供している。

A 中央機関

区分 回数	月名	期 間	人員	人 員 内 訳					備 考
				検事正	高検 次席	地検 次席	高検 検事	地検 検事	
26	(28) 1	28~ 2.6 (10)	23	2	—	4	6	11	
27	(#) 3	11~ 20 (10)	22	3	—	2	5	12	
28	(#) 6	24~ 7.3 (10)	24	—	—	2	4	18	
29	(#) 7	22~ 31 (10)	26	3	1	6	—	16	
30	(#) 10	16~ 22 (8)	21	4	—	1	6	10	
31	(#) 11	25~ 12.2 (8)	22	—	—	1	4	17	

B 巡回研究

区分 開催地	月名	期 間	人員	人 員 内 訳					備 考
				検事正	高検 次席	地検 次席	高検 検事	地検 検事	
新潟	(28) 8	17~ 18	12	—	—	—	1	11	
福井		20~ 21	7	—	—	—	1	6	
青森		21~ 22	7	—	—	—	1	6	参列者 4
釧路		17~ 18	5	—	—	—	1	4	参列者 4

(1) 昭和28年刊行資料

検察研究資料

- 第62号 最近の労働情勢について
- 第63号 いわゆる人身売買とその関係法規の研究
- 第64号 刑事判例回顧〔3〕——刑事訴訟法（昭和27年度）の部——

検察研究特別資料

- 第8号 検事研究にあらわれた公安検察の諸問題
- 第9号 中国共産党に関する講演と資料
- 第10号 警察官職務執行法の諸問題

検察研究叢書

- 第10号 船舶の海上衝突事故について
- 第11号 金融機関の実態と手形交換
- 第12号 特異な保険金詐欺放火事件の研究
- 第13号 公判の立証を中心とした特異な殺人未遂教唆等事件の回顧

法務研究報告書

- 第39集第7号 刑事事故の研究
- 第41集第1号 戦後における非行少年の精神医学的研究
- 第41集第2号 戸籍訂正の実証的研究

(2) 昭和28年度法務研究題目

- 1 関税法並びに外国為替及び外国貿易管理法の罰則研究
- 2 外国人管理に関する各国法制の比較研究（近刊）
- 3 矯正教化の施策における宗教の地位（近刊）
- 4 会計に関する事故（特に職員の不正事件）の原因とその防止対策
- 5 言論出版の自由と名誉毀損罪の研究
- 6 検察審査会の実績に関する研究
- 7 没収の研究，就中物に対する裁判という見地からの特別手続，所有者その他正当権利者の保護手続
- 8 家事審判とこれに関連する戸籍実務についての実証的研究
- 9 登記官吏の不当処分とその救済方法に関する実証的研究
- 10 被拘禁者の公権及び私権の研究
- 11 パトロール及びプロベーションにおける特別遵守事項の研究
- 12 わが国における共産主義運動の研究——主として終戦後の運動を中心として——

(3) 昭和28年度研究調査委託題目

- 1 多衆犯罪の公判運営について
- 2 公判運営上の諸問題に関する実証的総合的研究
- 3 爆発物取締罰則の研究
- 4 神戸市における朝鮮人騒擾事件の捜査及び公判維持について
- 5 水力発電ダム溢水事件について

6 大須騒擾事件について

——対権力闘争事犯公判手続上の諸問題——

- 7 特殊失火事件捜査方法に関する一考察
- 8 科学的実験に基き虚偽の自白を醸させ公判において否認の余地なからしめた高校生の放火事件
- 9 宇部事件について
- 10 情況証拠により起訴事実の一部を有罪と認定された強盗強姦致死事件
- 11 天才的強殺犯人羽賀竹男の全貌
- 12 ある強盗傷人否認事件の主として警察犬利用による捜査並びに公判立証上の実証的研究
- 13 横浜港を中心とする密貿易の動向
- 14 公売をめぐる暴力団の談合と暴力事犯
- 15 ポン引団の組織とその暴力事犯について
- 16 呉市を中心として国連軍犯罪について
- 17 企業組合の構成による脱税犯
- 18 選挙違反事件の捜査，公判を通じて見た選挙犯罪の実体について

第二部

現在採っている研修方式としては，対象者を研修所に入所させて直接研修を行う中央研修と，高等検察庁に委嘱して行う地方研修とがある。

A 中央研修については，研修員の選定は，各高等検察庁毎に人数を決定し，その枠内で検事は任官後2年以上8年未満の者のうちから，副検事第一次は新任の副検事のうちから，副検事第二次は経験年数3年乃至5年の副検事のうちから，検察事務官は甲種と乙種とに分け，甲種は7級職以上の検察事務官のうちから，乙種は6級職以下の検察事務官のうちから各高等検察庁検事長に推せんを依頼し，これに基づいて決定した検事，副検事，検察事務官を一定期間研修所に入所させ直接研修を行っている。

研修科目については教官又は部内外の講師の講義と共に討論，法規及び実務の研究会，座談会，見学等の形式を多く併用する外，副検事の研修においては，具体的事件の修習，記録に基く起訴，不起訴処分についての実務演習を課し又検察事務官研修には，試験をも課している。又研修期間中は原則として全寮制度を採用し，研修員を当研修所正心寮に合宿させ，共同生活による切磋琢磨，相互扶助の過程を通して研修効果の向上を図っている。

B 地方研修については高等検察庁に委嘱して，各その管内の比較的下級の検察事務官を対象として，一定期間検察事務遂行に必要な訓練を行い，当所よりも教官を派遣してその教養に当たっている。

C なお，毎年度検察事務官全国一斉考試を行いその成績優秀者を表彰している。さらに特記すべきものとして機関誌「研修」A5版88頁内外，10,000部を発刊し，これを法務省管下の職員に配付し研修教材並びに一般執務の参考に供してい

る。

○ 昭和28年度において実施した研修等一覧

A 中央研修

	研修別	期 間	回数	人員	備 考
(15)	検 事	28. 1. 16— 2. 5 (21日間)		25	75
(16)		28. 5. 9— 3. 28 (20日間)		25	
(17)		28. 10. 12—10. 31 (20日間)		25	
5回	第2次副検事	28. 3. 30— 4. 18 (20日間)		43	92
2回	第2次副検事	28. 9. 9—10. 8 (30日間)	3	49	
1回	検察事務官甲種	28. 7. 8— 9. 5 (60日間)		50	99
2回	乙種	28. 10. 28—12. 26 (60日間)	2	49	

B 地方研修

高 検 別	官 職 名	期 間	人員	備 考
東 京	検察事務官	28. 10. 12—10. 24 (13日間)	83	
大 阪	〃	28. 11. 4—11. 14 (11日間)	30	
名 古 屋	〃	28. 10. 12—11. 7 (27日間)	26	
広 島	〃	28. 11. 5—11. 16 (12日間)	24	
福 岡	〃	28. 10. 12—10. 31 (20日間)	33	
仙 台	〃	28. 11. 7—11. 21 (15日間)	21	
札 幌	〃	28. 10. 20—11. 8 (20日間)	19	
高 松	〃	28. 10. 26—11. 7 (13日間)	20	

C 検察事務官全国一斉試験は昭和29年11月21日に実施した。

D 会 同

- 1 名 称 高等検察庁指導主任検事会同。
- 2 場所及び実施年月日 昭和29年2月17日 法務省会議室。
- 3 目 的 中央地方研修担当官の連絡を緊密化し今後の研修業務の運営方針その他について協議するため。
- 4 諮問事項 現下の検察庁職員の素質能力に鑑み研修上考慮すべき点如何。
- 5 報告事項 検察事務官全国一斉試験の実施状況。
- 6 成 果 現地検察庁指導主任と会合協議することにより研修上の連絡を緊密にし、研修所の年度計画の趣旨その他の徹底を図り、研修実績高揚に資するところ大なるものがある。

第三部関係

- 1 法務局職員研修は、戸籍、登記、供託、訟務、人権擁護等の職務を担当する職員を対象として実施するものであつて研修方式は主として講義によつて行つてゐるが、執務

上疑義難解な事項については事前に各庁より問題を取り纏めゼミナール方式により研修を行つてゐる。

- 2 保護観察官研修は保護観察、人格考査その他犯罪者の更生保護及び犯罪の予防に関する事務に従事する職員に対する研修であり医学、心理学、教育学、社会学等専門的知識の涵養に努め研修方法は講義を主とするがゼミナール方式及び見学を併用している。
- 3 入国管理職員研修は入国審査官、入国警備官を対象とする研修であり、入国審査官は港における入国の審査、在留の審査等の事務に従事し、入国警備官は外国人の在留が不法になつた場合の内偵調査逮捕、収容等を行うもので、その職務執行の適否は対外関係にも影響を及ぼすものであるから研修には特に意を用いている。研修の方法は講義式及びゼミナール式を併用している。

入国警備官に対する地方研修は大村入国警備官訓練所で行つてゐるが、対象者を新任と再訓練とに分け、共に学科と実科の双方について訓練を行つてゐる。

○ 昭和28年度において実施した研修一覧表

(第三部関係)

A 中央研修

研 修 別	期 間	回数	人員	備 考
第8回法務局、地方法務局研修	28. 4. 22— 5. 9	1	49	
第9回 〃	28. 5. 18— 6. 4	1	49	
第6期出入国管理研修	28. 5. 1— 5. 30	1	18	
昭和28年度保護観察官研修	28. 6. 15— 7. 14	1	57	

B 地方研修

研 修 別	期 間	回数	人員	備 考
第8次入国警備官訓練(新任)	28. 3. 1— 3. 31	1	125	
第9次入国警備官訓練(新任)	28. 8. 10— 9. 8	1	126	

(2) 矯正研修所

法 規

(イ) 法務省設置法 (昭和22年法律139号) (沿革)

(昭24法136追加 昭27法268一部改正)

第12条 矯正の事務に従事する職員に対して職務上必要な訓練を行う機関として、法務大臣の管理に属する中央矯正研修所及び地方矯正研修所を置く。

中央矯正研修所は、これを東京都に置き、地方矯正研修所の名称及び位置は、別表1の通りとする。

中央矯正研修所及び地方矯正研修所の内部組織は法務省令でこれを定める。

(別表 1)

名 称	位 置
関東矯正研修所	東京都
近畿矯正研修所	大阪市
中部矯正研修所	名古屋市
中国矯正研修所	広島市
九州矯正研修所	福岡市
東北矯正研修所	仙台市
北海道矯正研修所	札幌市
四国矯正研修所	高松市

(ロ) 矯正研修所組織規程 (昭和24年法務府令第7号
昭27法省令7. 一部改正)

第1条 法務省設置法(昭和22年法律第193号)第12条第3項の規定による中央矯正研修所及び地方矯正研修所の内部組織はこの規程の定めるところによる。

第2条 中央矯正研修所に所長及び教頭を置く。

2 所長及び教頭は、法務省の職員のうちから法務大臣が任命する。

3 所長は、法務大臣の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

4 教頭は、所長を補佐し、所長の欠けたとき、又は所長に差支あるときは、その職務を代理する。

第3条 中央矯正研修所に参与若干名を置く。

2 参与は、法務大臣の諮問に答え、又は重要な事項に関して意見を述べる。

第4条 中央矯正研修所に庶務課及び教務課を置き、それぞれ庶務及び教務に関する事務をつかさどらせる。

2 各課に課長を置く。

3 課長は、所長の命を受けて、課の事務を掌理する。

第5条 地方矯正研修所に所長を置く。

2 所長は、法務大臣の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第6条 所長は、この規程に定めるものの外、法務大臣の認可を得て、研修所の事務に関し必要な事項を定めることができる。

附 則 (省略)

業務の内容

A 中央矯正研修所

1) 研修の目的 拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院及び少年鑑別所に勤務する幹部職員並びに幹部職員となるべき者に必要な学術及び技能を授けるとともに、その精神及び身体を錬磨し、人格の向上を図ることを目的とする。

2) 研修の種類

イ) 本科(第1部, 第2部) (ロ) 専攻科

3) 研修員

イ) 本科第1部……拘留所、刑務所及び少年刑務所に勤務している副看守長及び看守部長に対し幹部職員(看守長)となるに必要な教育訓練を施すものとする。

ロ) 本科第2部……少年院及び少年鑑別所に勤務している教官及び事務官並びに少年刑務所に勤務している教官に対し幹部職員となるに必要な教育訓練を施すものとする。

ハ) 専攻科……矯正施設に勤務している職員の担当する職務の職種と職階に応じ、高度の専門的な学術技能を教育訓練する。

4) 定数……本科第1部及び第2部は各々50人、専攻科はその都度定める。

5) 研修期間

イ) 本科1年 ロ) 専攻科 3月以内

研修所長は法務大臣の認可を得て以上の期間を短縮することができる。

6) 入所資格

イ) 本科第1部……拘留所、刑務所及び少年刑務所に勤務している副看守長、看守部長で地方矯正研修所本科第1部卒業者、看守に任用されてから通じて2・3年以上勤務した者、年令45才未満の者

ロ) 本科第2部……少年院又は少年鑑別所に勤務している教官及び事務官並びに少年刑務所に勤務している教官で地方矯正研修所本科第2部を卒業した者、3年以上勤務した者、年令45才未満の者

7) 選考方法

イ) 本科……上記有資格者の中から競争試験により所長が選考の上入所を許可する。

ロ) 専攻科……法務大臣の認可を得てその都度定める。

8) 授業時間数

イ) 本科……期間の長短にかかわらず800時間以上

ロ) 専攻科……研修所長が法務大臣の認可を得て研修の種類により定める。

B 地方矯正研修所

1) 研修の目的 拘留所、刑務所、少年刑務所、少年院及び少年鑑別所に勤務する職員に必要な学術及び技能を授けるとともに、その精神及び身体を錬磨し、人格の向上を図ることを目的とする。

2) 研修の種類

イ) 初等科 ロ) 本科(第1部, 第2部) ハ) 特修科(普通科, 専攻科)

3) 研修生

イ) 初等科……あらたに任用した事務官及び教官に対し、矯正職員として必要な教育訓練を施すものとする。

ロ) 本科第1部……拘留所、刑務所又は少年刑務所に勤務している看守部長及び看守

守に対し、初級幹部職員となるに必要な教育訓練を施すものとする。

ハ) 本科第2部……少年院又は少年鑑別所に勤務している教官及び事務官並びに少年刑務所に勤務している教官に対し、初級幹部職員となるに必要な教育訓練を施すものとする。

ニ) 特修科(普通科, 専攻科)……矯正職員の担当する職務の職種と職階に応じてそれに必要な教育訓練を施すものとする。

4) 定数……本科第1部は40人, 同第2部は15人(関東矯正研修所の例による), 専攻科はその都度定める。

5) 研修期間

イ) 初等科 4月 ロ) 本科 6月 ハ) 特修科2月以内
研修所長は法務大臣の認可を得て以上の期間を短縮することができる。

6) 入所資格

イ) 本科第1部……拘留所, 刑務所又は少年刑務所に勤務している看守部長及び看守で, 看守に任用されてから通じて2年以上勤務した者, 年令45才未満の者。

ロ) 本科第2部……少年院, 若しくは少年鑑別に勤務している教官及び事務官又は少年刑務所に勤務している教官で, これらの各職を通じて2年以上勤務した者, 年令45才未満の者。

7) 選考方法

イ) 初等科……あらたに任用した事務官及び教官はすべて本研修を受けさせる。
ロ) 本科……前記有資格者の中から競争試験により所長が選考の上入所を許可する。

ハ) 特修科……法務大臣の認可を得て, その都度定める。

8) 授業時間数

イ) 初等科……期間の長短にかかわらず360時間以上
ロ) 本科……期間の長短にかかわらず400時間以上
ハ) 特修科……研修所長が法務大臣の認可を得て研修の種類により定める。

研修実施状況

A 中央矯正研修所

研修の種類	研修期間	人員
本科第1部(第6回)	自 27 9 20 至 28 3 19	52
専攻科第24回(少年鑑別所庶務課長)	28. 2. 10 ~ 28. 2. 24	20
〃 第25回(営繕技官)	28. 3. 4 ~ 28. 3. 11	28
〃 第26回(行刑上級職員)	28. 4. 10 ~ 28. 5. 9	24
〃 第27回(図書担当職員)	28. 4. 15 ~ 28. 4. 28	29
〃 第28回(保安幹部職員)	28. 5. 7 ~ 28. 5. 23	37
〃 第29回(少年鑑別所庶務課長)	28. 5. 26 ~ 28. 6. 9	25

研修の種類	研修期間	人員
専攻科第30回(副看守長)	28. 6. 4 ~ 28. 7. 3	45
〃 第31回(営繕技官)	28. 6. 26 ~ 28. 7. 9	28
〃 第32回(ガス器具の使用及び取扱に関する)	28. 11. 25 ~ 28. 11. 27	8
本科第2部(第4回)	28. 9. 18 ~ 28. 12. 17	20

B 地方矯正研修所

(関東矯正研修所の例による)

研修の種類	研修期間	人員
第11回 初等科	自 28. 1. 20 至 28. 3. 14	39
第12回 〃	28. 4. 7 ~ 28. 6. 13	28
第13回 〃	28. 6. 23 ~ 28. 8. 1	14
第14回 〃	28. 8. 4 ~ 28. 10. 2	31
第15回 〃	28. 10. 20 ~ 28. 12. 18	22
第7回 本科第1部	28. 5. 12 ~ 28. 8. 15	31
第5回 本科第2部	28. 9. 22 ~ 28. 12. 4	21
第13回 専攻科(少年院教官)	28. 1. 13 ~ 28. 3. 24	70
第14回 専攻科(人事担当職員)	28. 2. 3 ~ 28. 2. 10	19
第15回 専攻科(幻燈)	28. 3. 28 ~ 28. 3. 29	33
第16回 専攻科(体育担当職員)	28. 4. 14 ~ 28. 5. 16	42
第17回 専攻科(栄養担当職員)	28. 6. 18 ~ 28. 7. 10	14
第18回 専攻科(少年院木工指導教官)	28. 8. 17 ~ 28. 8. 29	17

4 その他

矯正研修所には各々中央矯正研修所規則第5条及び地方矯正研修所規則第6条に基づき, 現場職員中優秀な者に対し, 矯正に関する学理並びにその運用を調査研究させるため, 研究生を置くことができることになっている。

本年度の中央矯正研修所における研究実施状況は次の通り。

- イ) 人員 4名
- ロ) 期間 昭和28年4月1日から同年6月30日まで(3箇月)
- ハ) 研究課題 監獄法改正資料収集並びに研究(合同研究)

(3) 巢鴨刑務所

法 規

イ) 関係法規

○平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律

(昭和27年4月28日法律第103号)

改正 (昭和27年6月23日法律第208号
同 年7月31日同 第268号
同 28年1月22日同 第4号)

○平和条約第11条による刑の執行に関する規則

(昭和27年4月28日法務府令第43号)

改正 昭和27年8月1日法務省令第7号)

ロ) 巢鴨刑務所組織規程

(昭和27年4月28日法務府令第44号)

改正 (昭和27年8月1日法務省令第7号
同 28年11月25日同 第83号)

(この規程の趣旨)

第1条 法務省設置法第13条の6第3項の規程による巢鴨刑務所の内部組織は、この規程の定めるところによる。

(所 長)

第2条 巢鴨刑務所に所長を置き、法務省の職員のうちから法務大臣が任命する。

2 所長は、法務大臣の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(部及び課の設置、所掌事務)

第3条 巢鴨刑務所に総務部及び管理部を置く。

2 総務部に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれ、その下欄記載のとおりとする。

庶務課 公文書類の接受、発送及び保存、名籍、指紋、渉外並びに統計に関する事項並びにその他の部課の所掌に属しない事項

職員課 職員の人事、研修及び福祉に関する事項

経理課 収入及び支出並びに会計事務の総括に関する事項

物資課 物資の購入及び保管並びに領置に関する事項

3 管理部に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれ、その下欄記載のとおりとする。

保安課 警備及び処遇並びに職業補導の実施に関する事項

職業補導課 職業補導の企画及び指導並びに職業補導に関する設備及び物資の管理に関する事項

経営課 営繕、給養及び保清に関する事項

4 巢鴨刑務所に第1項に掲げる部の外、左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれ、その下欄記載のとおりとする。

教務課 教材及びレクリエーション、自治の指導及び運営並びに積放に関する事項

3 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項

4 職員の人事及び給与に関する事項

5 職員の教養及び訓練に関する事項

6 渉外に関する事項

7 被収容者の仮放免及び保証金に関する事項

8 送還不能の被退去強制者の放免に関する事項

9 他の部、課及び室の所掌に属しない事項

3 第二課においては、左の事務をつかさどる。

1 輸送及び通信に関する事項

2 被収容者に対する給養に関する事項

3 汽かん及び炊事場の運営に関する事項

4 所内の取締に関する事項

第5条 経理部に第一課及び第二課を置く。

2 第一課においては、左の事務をつかさどる。

1 会計に関する事項

2 歳入歳出外の現金の出納に関する事項

3 物資の調達の出負担行為の認証に関する事項

4 職員の厚生及び共済組合に関する事項

3 第二課においては、左の事務をつかさどる。

1 物資の調達(支出負担行為を含む。)、保管及び受払に関する事項

2 建物その他の施設の設置、改修及び維持管理に関する事項

第6条 警備部に第一課、第二課、第三課及び第四課を置く。

2 第一課においては、左の事務をつかさどる。

1 入国警備官の訓練、紀律、配置及び職責に関する事項

2 入国警備官の装備並びにその補給及び管理に関する事項

3 武器の携帯、使用及び管理に関する事項

4 被収容者に関する諸資料の収集及び整理に関する事項

5 警備に関する関係機関との連絡に関する事項

6 他の課の所掌に属しない事項

3 第三課においては、左の事務をつかさどる。

1 警備及び所内の保安に関する事項

2 被収容者の受理に関する事項

3 被収容者の身体、所持品及び衣類の検査並びに領置品の保管に関する事項

4 被収容者に貸与した物品の管理、検査及び衛生消毒に関する事項

5 被収容者の発受する通信の検閲に関する事項

6 被収容者の浴場の運営に関する事項

7 被収容者の隔離に関する事項

8 警備に必要な情報収集に関する事項

世話課 身上及び留守家族に関する相談及び連絡に関する事項

医療課 診療及び薬剤に関する事項

保健課 衛生及び防疫に関する事項

(部長及び課長)

第4条 各部に部長を、各課に課長を置く。

2 部長及び課長は、上司の命を受けて、それぞれ、部及び課の事務を掌理する。

3 総務部長は、所内の事務の連絡調整を図り、所長にさしつかえがあるときは、その職務を代理する。

(法務事務官の階級)

第5条 巣鴨刑務所に勤務する法務事務官の階級は、矯正監、矯正長、矯正副長、看守長、副看守長、看守部長及び看守とする。

(執務細則)

第6条 所長は、この規定に定めるもののほか、法務大臣の認可を受けて、必要な執務細則を定めることができる。

附則(省略)

所在地

東京都豊島区巣鴨1-3277

(4) 入国者収容所

法規

入国者収容所組織規程

(昭和28年8月1日公布法務省令第5号)

(この規程の趣旨)

第1条 法務省設置法第13条の9第3項の規定による入国者収容所の内部組織は、この規程の定めるところによる。

(所長及び次長)

第2条 入国者収容所に所長及び次長を置き、法務省の職員のうちから法務大臣が任命する。

2 所長は、法務大臣の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 次長は、所長を助けて所務を整理し、所長に事故があるときは、その職務を代理する。

(大村入国者収容所)

第3条 大村入国者収容所に、総務部、経理部、警備部及び診療室を置く。

第4条 総務部に第一課及び第二課を置く。

2 第一課においては、左の事務をつかさどる。

1 入国者収容所の運営に関する一般的企画に関する事項

2 官印の管守に関する事項

9 面会及び物品の授与に関する事項

4 第三課においては、左の事務をつかさどる。

1 被収容者の指紋採取及び写真撮影に関する事項

2 被退去強制者に関する状況調査及び報告に関する事項

3 被収容者の調査カードの作成及び保管に関する事項

5 第四課においては、左の事務をつかさどる。

1 被収容者の護送及び送還計画の立案及び実施に関する事項

2 船長及び運送業者の送還についての責任に関する事項

第7条 診療室においては、左の事務をつかさどる。

1 医療、防疫、保護及び衛生に関する事項

2 医療品及び衛生材料の受払及び保管に関する事項

(横浜入国者収容所)

第8条 横浜入国者収容所に総務課、経理課、警備課及び診療室を置く。

2 総務課においては、第4条第2項及び第3項に掲げる事務(同条第3項第2号及び第3号の事務を除く。)をつかさどる。

3 経理課においては、第4条第3項第2号及び第3号の事務並びに第5条第2項及び第3項に掲げる事務をつかさどる。

4 警備課においては、第6条第2項から第5項までに掲げる事務(同条第2項第6号の事務を除く。)をつかさどる。

5 診療室においては、第7条に掲げる事務をつかさどる。

(部長、課長及び室長)

第9条 各部に部長を、各課に課長を、各室に室長を置く。

2 部長、課長及び室長は、上司の命を受けて、それぞれ部務、課務及び室務を掌理する。

(執務細則)

第10条 所長は、この規程に定めるものの外、法務大臣の認可を得て必要な執務細則を定めることができる。

附則(省)

入国者収容所所在地表(昭28.12.31現在)

名称	位置	管轄区域
大村入国者収容所	長崎県大村市並町	
横浜入国者収容所	神奈川県横浜市中区山下町	

(5) 中央更生保護審査会

法務省設置法(昭和22年法律第193号)第13條の7

業務の内容

中央更生保護審査会の主な職務権限は次の通りである。

犯罪者予防更生法(昭和24年法律第142号)及び平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭昭27年法律第103号)に定めるところにより

- 1) 法務大臣に対し、特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除又は特定の者に対する復権の実施について申出をすること。
- 2) 地方更生保護委員会がした決定につき、犯罪者予防更生法の定めるところにより審査を行い、決定すること。
- 3) 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和27年法律第103号)の定めるところにより、平和条約第11条による極東国際軍事裁判所及びその他の連合国戦争犯罪法廷において刑を科せられた者に対する赦免、刑の軽減及び仮出所の勧告及び決定、並びに一時出所の審理決定及び出所中監督上必要な措置をとること。

となつている。

中央更生保護審査会は、前述の事務を掌らせるため法務大臣の所轄の下に設置された附属機関であつて、委員3人で組織し、委員は両議院の同意を得て、法務大臣が任命する。委員は非常勤である。審査会の庶務は法務省保護局において処理する。

業務の実施状況

中央更生保護審査会の業務の実施状況については、前述の業務内容のうち(1)の関係事務については保護局恩赦課、(2)については同局観察課、(3)については同局特別調査課において、それぞれ当該庶務を管掌され、この年鑑における各課の業務実施状況の項に記述しているので、ここには省略する。

(6) 法制審議会

法務省設置法第13條第2項

法 規

法制審議会令(昭和24年5月31日)
政令第134号

改正 昭和27年7月31日 政令第335号

目的及び組織

内部部局 法務大臣官房調査課 頁参照

業務の実施状況

1 総 会 会議回数 2回

- (1) 第8回総会 昭和28年2月26日に開かれ、新たに諮問された「裁判所の制度を改

善する必要があるか、あるとすればその要綱を示されたい。」との諮問第9号について審議した結果、新たに司法制度部会を設置して調査審議することを決定した。

また、刑事訴訟法の改正問題(検察官と司法警察職員との関係、逮捕状の濫用防止に関する措置、勾留中の被告人の出頭拒否に対する措置その他)については、国会の会期との関係で重ねて総会を開くことが不可能であつたため法制審議会令第7条第2項にもとづいて刑事法部会の決議をもつて法制審議会の決議とすることを決定した。

- (2) 第9回総会 昭和28年6月24日に開かれ、あらかじめ刑事法部会において調査審議された刑事訴訟法の改正案(勾留理由開示手続の改正等)について調査審議した結果、「刑事訴訟法第84条第2項の意見の陳述は、書面によつてするものとする。」(附記 一部委員の意見留保附)との答申案を決定し、法制審議会会長から法務大臣あて答申した。

2 司法制度部会 会議回数 7回

裁判所の制度の改善に関する諮問第9号について調査審議するため新たに設けられた司法制度部会は、昭和28年3月27日に第1回の会議を開き、爾後4月28日第2回、5月29日第3回、6月23日第4回、7月3日第5回、7月28日第6回、12月17日第7回の会議を開き、主として最高裁判所の機構改革問題を中心に調査審議したが結論を出す段階に至らず、次年度に継続して審議を続行することとなつた。

なお、その間に小委員会を2回、幹事会を4回開催した。

3 刑事法部会 会議回数 2回

- (1) 第12回会議 昭和28年2月21日に開かれ、刑事訴訟法の改正問題について調査審議した結果、「1 検察官の司法警察職員に対する一般的指示(刑訴193条1項)は、捜査を適正にし、公訴の遂行を全うするために必要な事項に関する準則を定めることによつて行うものとする。2 司法警察員が逮捕状を請求するには原則として検察官の承認を受けなければならないこととする。3 被告人が出頭しなければ開廷することができない場合において、勾留されている被告人が正当な事由がないのに公判期日に出頭することを拒否し、監獄官吏の引致を著しく困難にした場合には、不出頭のままその期日の公判手続を行うことができるものとする」との答申案を決定し、法制審議会会長から法務大臣あて答申した。

- (2) 第13回会議 昭和28年6月17日に開かれ、勾留理由開示手続に関する刑事訴訟法の改正案について調査審議の結果多数委員は、刑事訴訟法第84条第2項の意見の陳述は書面によるものとする案に賛成したが、一部委員からこのような規定を設けることは憲法第34条の精神に違反する疑があるとの反対意見が述べられ、事が憲法に関する重大問題であるため、多数決によつて採否を決することを避け部会長から会議の経過及び結果をそのまま総会に報告することとして閉会した。

(7) 民事行政審議会

法 規

民事行政審議会令 (昭和24年5月31日)
政令第135号

改正 昭和27年7月31日政令第305号

(所掌事務)

第1条 民事行政審議会(以下「審議会」という)は、法務大臣の諮問に応じて、登記、戸籍その他民事行政の改善について調査審議する。

(組 織)

第2条 審議会は、法務事務次官及び委員50人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第3条 委員及び臨時委員は、関係各庁の職員又は学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。

2 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第4条 法務事務次官は、会長として会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(庶 務)

第5条 審議会の庶務は、法務省民事局において処理する。

(雑 則)

第6条 審議会の議事の手続に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (省略)

業務の内容及び実施状況

民事行政審議会は、登記、戸籍その他民事行政の改善について、法務大臣の諮問に応じて、その事項につき調査審議することを目的とする。

1 戸籍住民登録部会は、戸籍制度並びにこれに基く人口動態統計制度及び住民登録制度の進歩改善を図る外、その他戸籍及び住民登録に関する種々の事項につき必要な調査、研究を行うため、第一線実務家の意見を聞くことを主たる目的として法務省に設置された諮問機関である。

市区町村関係の戸籍及び住民登録実務家及び法務局、地方法務局の戸籍課長をもつて構成し、その会議は随時法務省、家庭裁判所、厚生省、総理府統計局、東京都、市町村等の関係職員列席の下に開催されるものである。昭和28年度においても数回開催されたが、そのうち特記すべきものは次のとおりである。

1月21日午前10時より法務省会議室において委員18名、参列員6名、法務省関係職員8名出席し、「住民登録制度実施の結果に照らし、法令改正の要否」、「届出励行の方策」及び「戸籍制度の周知方法」等について意見の交換が行われた。即ち、住民登録については、同制度のよりの確な実施を図るため、関係法令特に公職選挙法の一部を改正して、基本選挙人名簿登録の要件たる住所の認定に関しては、住民票に基いてすること及

び主食配給事務との連結と転出届出の規定を設けること等について各委員から活発な発言がなされた。また同年2月は戸籍制度実施80周年に当るので全国的に記念行事等を実施することにより、戸籍制度の周知徹底を図る方法について協議がなされた。法務省においては右記念行事の一つとして、2月28日東京読売ホールにおいて「法律相談と講演の会」を開催した。

ついで、11月12日午前10時より、同じく法務省会議室において、委員11名、参列員4名、法務省関係者6名出席し、「戸籍手数料令及び戸籍法施行規則の一部改正」等について意見の交換が行われ、今後の施策の参考に資するところ大なるものがあつた。

2 登記台帳関係

登記部会は、登記制度及び土地台帳、家屋台帳制度の進歩改善を図る外、登記及び土地台帳、家屋台帳に関連する種々の事項につき必要な調査、研究を行うため、第一線実務家等の意見を聞くことを主たる目的として法務省に設置された諮問機関である民事行政審議会の部会であつて、その会議は随時委員及び法務省の関係職員列席の下に開催される。

昭和28年度中特記すべき事項は次のとおりである。

昭和29年2月19日法務省会議室において開催され、委員及び法務省職員、東京法務局民事行政部長、登記課長、日本橋出張所長、横浜、浦和、千葉、宇都宮、前橋、静岡の各地方法務局登記課長が出席し、(1)仮受付の慣行を廃止することの可否(2)不動産及び登記名義人の表示変更登記の中間省略の可否(3)その他登記事務の簡素化及び効率化に関する各委員提出問題等について協議を行い、(1)については廃止を可とするが、(イ)不動産登記法施行細則を改正し、登記所の受付時間を定める。(ロ)申請書貼付の印紙に消印後申請の取下があつた場合の印紙の未使用証明方法を一定する。(2)については、(イ)不動産の表示変更(分合を除く。)が数回なされたときは、直ちに現状に変更の登記をなしうる。(ロ)不動産の表示変更(分合を除く。)後その不動産が滅失したときは、直ちに滅失の登記をなしうる。(ハ)登記名義人の表示変更が数回なされたときは、直ちに現状に変更の登記をなしうる。(ニ)登記名義人の表示変更後その権利が移転し又は消滅したときは、直ちに権利の移転又は消滅の登記をなしうるとの結論を得、更に各委員提出問題等についても意見の交換を行つたが、これらの成果は今後における事務運営面の改善等に資すること大なるものがあつた。

(8) 矯正審議会

法 規

矯正審議会令 (昭和24年5月31日)
政令第136号

改正 昭和27年7月31日政令第305号

内閣は、法務省設置法(昭和22年法律第193号)第13条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

(所掌事務)

第1条 矯正審議会（以下「審議会」という）は、法務大臣の諮問に応じて、収容者の矯正、刑務作業その他矯正施設における矯正に関する制度及びその運営の改善について、調査審議する。

2 審議会は、その審議にかかる企画を特定の矯正施設に試験的に実施することを法務大臣に勧告し、又は前項の事項について、関係各行政機関に建議することができる。

（組織）

第2条 審議会は、法務大臣及び委員199人以内で組織する。

2 専門の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、厚生、治安その他矯正に関連する事務をつかさどる行政機関の職員又は学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。

4 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。

但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員及び専門委員は、非常勤とする。

第3条 法務大臣は、会長として会務を総理する。

2 法務大臣に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第4条 審議会に、中央刑務審議部会、地方刑務審議部会及び矯正科学審議部会を置く。

2 地方刑務審議部会は、各矯正管区ごとに置き、東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌及び高松の名を冠する。

第5条 中央刑務審議部会においては、左に掲げる事項のうち、主として二以上の矯正管区に関連する事項を調査審議する。

1 収容者の拘禁、教化、保健その他の処遇、収容施設の改善及び職員の一般的訓練等矯正に関する重要事項

2 刑務作業の改善、これと私企業及び自由労働との調整その他刑務作業に関する重要事項

2 地方刑務審議部会においては、前項各号に掲げる事項のうち、それぞれの対応する矯正管区に関連する事項を調査審議する。

3 矯正科学審議部会においては、左に掲げる事項を調査審議する。

1 医学、精神医学、心理学、教育学、社会学及び統計学の総合的見地からする刑務所、拘留所及び少年院その他の矯正施設における収容者の分類及び処遇の科学的管理の企画に関する事項

2 医学、精神医学、心理学、教育学、社会学及び統計学の専門知識を必要とする矯正職員の教養訓練に関する事項

第6条 審議会の委員は、法務大臣の指名に基き、いずれかの部会に属するものとする。

2 各部会に属する委員の数は、中央刑務審議部会にあつては13人から25人まで、各地方刑務審議部会にあつては6人とする。

3 中央刑務審議部会又は各地方刑務審議部会に属する委員の過半数は学識経験のある者のうちから任命された委員でなければならない。

4 矯正科学審議部会に属する委員は、学識経験のある者のうちから任命された委員でなければならない。

第7条 各部会に属する学識経験者たる委員のうち、それぞれの部会に属するすべての委員によつて選出された者は、部会長としての部会の事務を総理する。

2 前項の規定によつて選出された者に事故があるときは、あらかじめ同項に準じて選出された委員が、その職務を代理する。

第8条 審議会は、部会の決議をもつて、審議会の決議とすることができる。

第9条 中央刑務審議部会及び各地方刑務審議部会は、2月に1回以上、矯正科学審議部会は、毎月1回以上開くことを例とする。

（庶務）

第10条 審議会の庶務は、幹事又は書記として法務大臣が指名する法務省の職員が行う。

（雑則）

第11条 この政令に定めるものを除くほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、法務大臣が定める。

附則（省略）

目的

矯正審議会は、法務大臣の諮問に応じて、収容者の矯正、刑務作業その他矯正施設における矯正に関する制度及びその運営の改善について調査審議することを目的とし、従前の矯正保護審議会のそれに同じである。

業務の内容及び実施状況

昭和24年6月1日、法務庁が法務府に改組された際、さきに刑務委員会官制（昭和22年政令第305号）及び矯正科学審議会令（昭和23年政令第391号）によつて設置された刑務委員会及び矯正科学審議会に替つて、これらを一つとした矯正保護審議会が設置され、それは、昭和27年8月1日法務府が法務省に改められるとともに、その名称が矯正審議会に改められたのであるが、その所掌事務、組織、部会等においては、従前の矯正保護審議会のそれに同じである。

矯正審議会の活動については、従前どおり、中央に中央刑務審議部会及び矯正科学審議部会が、地方に各矯正管区ごとの地方刑務審議部会が置かれており、それぞれ、矯正審議会令第5条の規定による調査審議を行つている。本年は、中央においては6月11日に第30回、12月25日に第31回の矯正科学審議部会の会合が開催され、矯正医学研究推進のため吉川春寿、吉益脩夫、木田文夫、新井尚賢、田宮猛雄の諸氏を専門委員に委嘱した。また地方刑務審議部会においても活発な動きがみられ、矯正の実際面の向上に資していることが報告されている。

(9) 更生保護事業審議会

法務省設置法(昭和22年法律第193号)第13條
更生緊急保護法(昭和25年法律第203号)第11條

法 規

更生保護事業審議会令(昭和25年6月12日政令第187号)
昭和27年7月31日政令第305号)

内閣は、更生緊急保護法(昭和25年法律第203号)第11条第4項の規定に基き、この政令を制定する。

(所掌事務)

第1条 更生保護事業審議会(以下「審議会」という。)は、更生緊急保護法第11条及び第15条の規定によりその権限に属せしめられた事項をつかさどる。

(組 織)

第2条 審議会は、法務大臣及び委員15人以内をもつて組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第3条 委員及び臨時委員は、更生保護に関係のある行政機関の職員又は学識経験のある者のうちから、法務大臣が任命する。

2 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、2年とする。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第4条 法務大臣は、会長として会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を行う。

(庶 務)

第5条 審議会の庶務は、法務省保護局において処理する。

(雑 則)

第6条 この政令に定めるもののほか、議事その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則(省略)

業務の内容

更生保護事業審議会(以下「審議会」という。)は、法務大臣の諮問に応じて、更生保護事業の向上に関する重要事項について調査審議するため設置された法務省の附属機関であつて、更生緊急保護法(昭和25年法律第203号)の規定するところにより、法務大臣は、次の場合には同審議会の意見を聞かなければならないことになつている。

- (1) 国及び地方公共団体以外の者から申請のあつた更生保護事業の経営を認可し、又は認可しない処分をするとき。
- (2) 更生保護会の建物その他の設備及び構造、更生保護の実務に当る幹部職員の資格条件、及び被保護者に対する教養、給養その他の処遇方法等に関する法務省令を定めるとき。
- (3) 更生保護事業を営むことを制限し、その停止を命じ、又は認可を取り消すとき。

審議会は、更生保護事業審議会令(昭和25年政令第187号)の定めるところにより、法務大臣及び委員15人以内をもつて組織され、特別の事項を審議するため必要があるときは臨時委員を置くことができる。委員及び臨時委員は、関係行政機関の職員又は学識経験のある者のうちから法務大臣が任命し、非常勤である。

業務の実施状況

更生保護事業審議会は、本年において隔月毎に開催され、更生保護事業を営む者(更生保護会)の経営の認可について及び更生保護委託費の支辨基準等につき法務大臣の諮問に応じて調査審議し意見を答申している。

(10) 保護司選考会

法務省設置法(昭和22年法律第193号)第13條
保護司法(昭和25年法律第204号)第5條

法 規

保護司の選考に関する規則

(昭和25年5月31日)
中央更生保護委員会規則第1号)

改正 昭和27年8月1日法務省令第7号

(選考会の設置)

第1条 保護司法(昭和25年法律第204号、以下法という。)第5条第1項の規定により置かれる保護司選考会(以下選考会という。)の名称、位置及び選考地域は、別表の通りとする。

(所掌事務)

第2条 選考会は、法第3条第3項及び第12条第2項の規定により法務大臣又は地方更生保護委員会の委員長の諮問に応じて保護司の委嘱及び解嘱に関する意見を述べる。

2 選考会は、前項のほか、保護区及び保護司の定数その他保護司制度の向上に関し、法務大臣又は前項の委員長の諮問に応じて意見を述べるができる。

(委 員)

第3条 選考会の委員は、左の各号に掲げる者のうちから、法務大臣が委嘱する。

- 1 地方裁判所長又は家庭裁判所長
- 2 検事正
- 3 弁護士会長
- 4 矯正施設の長の代表
- 5 保護観察所長
- 6 保護司代表
- 7 都道府県公安委員会委員長
- 8 都道府県教育委員会委員長
- 9 都道府県民生委員審査会委員長
- 10 都道府県職業安定審査会会長
- 11 学識経験者

2 前項第11号に掲げる者である委員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
(会長)

第4条 選考会の会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、選考会を代表する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

(会議)

第5条 会長は、保護司の委嘱又は解嘱につき諮問を受けたときは、速かに委員を招集して会議を開催し、意見を答申しなければならない。

第6条 選考会は委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 選考会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7条 選考会の議事については、議事録を作り、出席した会長及び委員2名以上が署名捺印しなければならない。

(庶務)

第8条 選考会の庶務は、保護観察所において処理する。

第9条 選考会に幹事1名を置く。

2 幹事は、保護観察所の総務課長をもつて充て、会長の命を受けて庶務に従事する。

(推薦手続)

第10条 法第3条第3項に規定する保護司の推薦は、保護観察所長が別に定める保護司候補者推薦名簿を作成して地方更生保護委員会の委員長に提出しなければならない。

(諮問)

第11条 地方更生保護委員会の委員長は、前条の推薦があつたときは、適任と認められる者につき、別に定める保護司候補者名簿を添えて選考会に諮問するものとする。

2 法第12条第2項の規定による解嘱については、前項を準用する。

附則(省略)

(別表略)

組織及び目的

(1) 保護司選考会(以下選考会という)は、保護司法(昭和25年法律第204号)に定める保護司の委嘱及び解嘱に関する法務大臣又は地方更生保護委員会の委員長の諮問機関として設置された法務省の附属機関であつて、各保護観察所(全国49箇所)の所在地に置かれる。選考会の委員は、委員13人(東京に置かれる保護司選考会にあつては、15人)以内を以て組織し、委員は、地方裁判所長又は家庭裁判所長、検事正、弁護士会長、矯正施設の長の代表、保護観察所長、保護司代表、都道府県公安委員会委員長、都道府県教育委員会委員長、都道府県民生委員審査会委員長、都道府県職業安定審査会会長、学識経験者のうちから、法務大臣が委嘱する。委員には給与を支給しない。

(2) 選考会は、法務大臣又は地方更生保護委員会の委員長の諮問に応じて、保護司の委

嘱及び解嘱について意見を述べるほか、保護区及び保護司の定数その他保護司制度の向上に関し法務大臣又は前述委員長の諮問に応じて意見を述べるができることになつており、保護司制度運用のうえに重要な機能を果している。

(11) 副検事選考審査会

目的

検察庁法第18条第2項の規定による副検事の選考に関する事務を行う。

業務の実施状況

副検事制度は検察庁法の制定と共に新に採用せられたものであるが、副検事の定員737名に対して昭和28年12月31日現在の実人員は、717名であつて、検察機構整備のため、着着その補充に努めて来たものである。すなわち昭和28年中における選考により部内者及び部外者5人が適格と認定され、所要の手続を経てそれぞれ副検事に任命された。

昭和22年法律第199号「副検事の任命資格の特例に関する法律」に基く任用は、昭和25年12月16日限り行いえなくなつたので、昭和28年度においてはその選考の対象は検察庁法第18条第2項各号に掲げる正規の資格を有する者のみであつた。

(12) 検察官特別考試審査会

目的

検察庁法第18条第3項に規定する検察官の特別考試を行う。

内容

(1) 審査会は、法務事務次官、法務省刑事局長、次長検事、最高裁判所事務総長、日本弁護士連合会の会長の推薦する弁護士について法務大臣が任命する委員5人をもつて組織し、検察官特別考試を行う場合に必要があるときは学識経験者の中から臨時委員を法務大臣が任命する。

試験は筆記及び口述の方法で行われ、筆記試験は、憲法、民法、刑法、刑事訴訟法、検察の実務及び商法、民事訴訟法、破産法、行政法、国際私法、労働法、法医学、刑事政策のうち受験者が選択する2科目について行い、口述試験は憲法、刑法、刑事訴訟法、検察の実務について行う。

司法試験の第2次試験の合格者に対しては検察の実務の筆記試験及び口述試験以外の筆記試験及び口述試験を、司法科試験以外の高等試験の合格者に対しては高等試験において受験した筆記試験及び口述試験を、筆記試験の合格者に対しては次回の筆記試験を、それぞれその者の願により免除する。

政令で定めるものの外審査会の運営及び検察官特別考試の施行に関する細則は審査会が定める。

(2) 関係法規

イ) 検察庁法(昭和22年4月1日法律第61号)

ロ) 検察官特別考試令(昭和25年12月11日政令第349号)

業務の実施状況

検察官特別考試試験は昭和26年度より毎年1回実施され、昭和28年においては4名が合格したので累計16名が、この特別考試合格者として検事に任用されていることとなる。

(13) 公証人審査会

法 規

公証人審査会令 (昭和24年5月31日
政令第133号)

改正 昭和27年7月31日政令第335号

(所掌事務)

第1条 公証人審査会(以下「審査会」という)は、公証人法(明治41年法律第53号)第13条の2の選考並びに同法第15条第2項及び第81条の議決を行う。

(組 織)

第2条 審査会は、法務事務次官及び委員6人で組織する。

2 委員は、法務省の職員及び公証人のうちから、各3人ずつを法務大臣が任命する。

第3条 審査会に予備委員4人を置く。

2 予備委員は、前条第2項に掲げる者のうちから、各2人ずつを法務大臣が任命する。

第4条 委員及び予備委員の任期は2年とし、これに欠員が生じた場合の補欠の委員及び予備委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員及び予備委員は非常勤とする。

第5条 法務事務次官は、審査会の会長として会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指命する委員がその職務を代理する。

第6条 委員中に事故があるとき、又は欠員があるときは、会長は、同種の資格を有する予備委員のうちから代理を命ずる。

(議 事)

第7条 審査会は、会長及び委員をあわせて5人以上出席しなければ会議を開くことができない。

2 審査会の議事は、出席者の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

第8条 会長、委員又は予備委員は、自己又はその親族に関する事件の会議に関与することができない。

(庶 務)

第9条 審査会の庶務は、法務省民事局において処理する。

(雑 則)

第10条 この政令に定めるものの外、議事の手続に関し、必要な事項は、会長が定める。

業務の内容

公証人審査会は、(1) 公証人法第13条の2による公証人特別任用のための選考 (2) 同法第15条の第2項による身体又は精神の衰弱に因り職務執行不能の公証人免職の議決 (3) 同法第81条による公証人懲戒の議決を行う。

業務の実施状況

公証人は裁判官(簡易裁判所判事を除く、以下同じ)検察官(副検事を除く、以下同じ)又は弁護士資格を有する者の中から任命されるのが通常であるが、法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がない場合、その職務を行うことができない場合に限り、多年法務に携り裁判官、検察官又は弁護士に準ずる学識経験を有する者の中から公証人審査会の選考を経て任命されることがある。

この場合法務大臣は、法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がおらず、又は公証人がいても職務を行うことができないため、公証人の任命を必要と認めるときは、前項の資格を有する公証人志願者の中から適任者を選出し、公証人審査会の選考に附するのである。公証人審査会は、法務大臣の選考の要求に基き委員を招集し、審査会を開いて当該事案につき適否を審査し、多数決により議決を行い選考の結果を法務大臣に答申する。法務大臣は、右の答申に基き当該事案を処理する。

本年において選考を行ったのは、1件であった。

次に、公証人が身体又は精神の衰弱により公証人の職務を遂行するのに支障を生ずるような健康状態になったときは、法務大臣は公証人の意思に拘らずその職務を免ずることができ、職務の遂行に支障を生ずる健康状態の判定に公正を期するため、公証人審査会の議決を求めるのである。この場合公証人審査会は、法務大臣の要求に基き、委員を招集し、審査会を開いて事案を審議し、議決し、その結果を法務大臣に答申する。法務大臣は、右の答申に基き当該事案を処理する。

本年においては、この事案はなかつた。

次に、公証人が職務上の義務に違反したとき、又は公証人に品位を失墜するような行為があつたときは、懲戒に付せられるのであるが、懲戒には譴責、過料、停職、転属、免職の5種があり、そのうち譴責については法務大臣がこれを行うが、過料、停職、転属、免職の4種は、重要な懲戒処分であるので、公証人審査会にその議決を求めるのである。この場合に公証人審査会の議決答申方法は前項と同様であり、法務大臣は右の答申に基いて当該事案を処理する。

本年においては、この事案はなかつた。

公証人審査会は、以上の業務を行うのであるが、その組織、会議開催の定足数、議決要件、除斥等に関しては公証人審査会令に規定がある。

公証人審査会の庶務、すなわち、公証人審査会委員の任免、公証人審査会の審査事項の決定、資料の蒐集、調製、開催期日の決定、委員の招集及び議決事項の執行手続等に関する事務は民事局第一課で行っている(公証人審査会令第9条、法務省組織令第10条)。

(14) 土地家屋調査士試験委員

法 規

土地家屋調査士試験委員令 (昭和26年8月21日
政令第288号)

改正 昭和27年7月31日政令第305号

(所管業務)

第1条 土地家屋調査士試験委員(以下「試験委員」という)は、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第5条第1項の試験(以下「試験」という)に関する事務をつかさどる。

(組 織)

第2条 試験委員は、法務省民事局長及び委員10名以内で組織する。

第3条 委員は、試験ごとに、学識経験を有する者のうちから任命する。

2 委員は、非常勤とする。

第4条 法務省民事局長は、委員長として試験委員の事務を総括する。

(庶 務)

第5条 試験委員の庶務は、法務省民事局において処理する。

附 則 (省略)

業務の実施状況

昭和28年における土地家屋調査士試験は、9月27日(日曜)に行われたが、これに先立ち、7月20日委員5名が任命され、同月22日第1回委員会が招集され、試験の方法、特に試験問題の形式、内容等につき審議した。

試験実施後においては、第2回委員会を開き、採点方法、合格点の決定等に関する審議を行った。

3 地方支分部局

(1) 法務局及び地方法務局

法 規

法務局及び地方法務局組織規程 (昭和24年6月1日法務府令第3号
昭和27年8月1日法務省令第7号)

第1条 法務省設置法(昭和22年法律第193号)第13条の2第5項の規定による法務局及び地方法務局の組織の細目並びに同条第7項の規定による支局及び出張所の内部組織は、この規程の定めるところによる。

第2条 法務局の訟務部においては、左の事務をつかさどる。

1 民事に関する争訟に関する事項 2 行政に関する争訟に関する事項

2 法務局の民事行政部においては、左の事務をつかさどる。

1 国籍に関する事項 2 戸籍及び住民登録に関する事項 3 登記に関する事項

4 土地台帳及び家屋台帳に関する事項 5 供託に関する事項 6 公証に関する事項

7 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項

3 法務局の人権擁護部においては、左の事務をつかさどる。

1 人権侵犯事件の調査及び情報の収集に関する事項 2 民間における人権擁護運動

の助長に関する事項 3 人権擁護委員に関する事項 4 自由人権思想の啓蒙宣伝に

関する事項 5 人身保護に関する事項 6 貧困者の訴訟援助に関する事項 7 そ

の他人権の擁護に関する事項

第3条 削除

第4条 法務局に第2条に規定する部の外、庶務課及び会計課を置き、法務局訟務部に第一課及び第二課を置き、法務局民事行政部に総務課、登記課、戸籍課及び供託課を置き、法務局人権擁護部に第一課及び第二課を置く。

2 地方法務局に総務課、会計課、登記課、戸籍課、供託課、訟務課及び人権擁護課を置く。

第5条 法務局の庶務課においては、左の事務をつかさどる。

1 局長の官印及び局印の管守に関する事項 2 人事に関する事項 3 公文書類の

接受、発送及び保存に関する事項 4 統計報告に関する事項

2 法務局及び地方法務局の会計課においては、会計に関する事務をつかさどる。

第6条 法務局訟務部の第一課においては、第2条第1項第1号の事務を、第二課においては、同項第2号の事務をつかさどる。

2 地方法務局の訟務課においては、第2条第1項の事務をつかさどる。

第7条 法務局民事行政部の総務課においては、左の事務をつかさどる。

1 第2条第2項第6号及び第7号の事項 2 他の課の所掌に属しない事項

2 地方法務局の総務課においては、第5条第1項及び前項の事務をつかさどる。

第8条 法務局民事行政部及び地方法務局の登記課においては、第2条第2項第3号及び

第4号の事務をつかさどる。

第9条 法務局民事行政部及び地方法務局の戸籍課においては、第2条第2項第1号及び第2号の事務をつかさどる。

第10条 法務局民事行政部及び地方法務局の供託課においては、第2条第2項第5号の事務をつかさどる。

第10条の2 法務局人権擁護部の第一課においては、第2条第3項第2号から第7号までの事務を、第二課においては、同項第1号の事務をつかさどる。

2 地方法務局の人権擁護課においては、第2条第3項の事務をつかさどる。

第11条 法務局及び地方法務局に局長を置き、法務事務官のうちから法務大臣が任命する。

2 局長は、法務大臣の指揮監督を受け、当該法務局又は地方法務局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 法務局長は、当該法務局の管轄区域内における地方法務局の事務を指揮監督するものとする。

第12条 各部に部長を、各課に課長を置き、法務事務官のうちから法務大臣が任命する。

2 部長は上司の命を受けて、部の事務（前条第3項の規定による指揮監督に関する事務を含む。）を掌理する。

3 課長は、上司の命を受けて、課の事務を掌理する。

第13条 法務局又は地方法務局の支局においては、第2条第2項第1号から第5号までの事務をつかさどる。但し、沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭和23年政令第306号）第1条第2項の規定による支局については、同令の定めるところによる。

2 法務局又は地方法務局の出張所においては、第2条第2項第3号及び第4号の事務をつかさどり、その出張所のうち別に指定するものにおいては、同項第5号の事務をもつかさどる。但し、沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令第1条第2項の規定による出張所については、同令の定めるところによる。

3 局長は、支局に第2条第1項又は第3項の事務を、支局又は出張所に同条第2項第7号の事務を取り扱わせることができる。

第14条 支局に支局長を置き、法務事務官のうちから法務大臣が任命する。

2 出張所に出張所長を置き、法務事務官のうちから局長が任命する。

第15条 支局長又は出張所長は、局長の指揮監督を受けて、当該支局又は出張所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 局長は、支局長にその管轄区域内における出張所の事務を指揮監督させることができる。

第16条 法務局長又は地方法務局長は、この規程の定めるものの外、法務大臣の認可を得て、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所の執務細則を定めることができる。

附 則（省略）

法務局・地方法務局所在地及び管轄区域（昭和28年12月31日現在）

局 名	所 在 地	管 轄
東 京	東京都千代田区霞ヶ関1の1	註 東京以下北海道を除く都府県は名称と管轄区域の都府県名とが合致するので省略する。
横 浜	横浜市中区山下町113	
浦 和	浦和市北浦和町5の36	
千 葉	千葉市吾妻町3の63	
水 戸	水戸市北三の丸120	
宇 都 宮	宇都宮市四条町1, 343	
前 橋	前橋市神明町14	
静 岡	静岡市相生町2の40	
甲 府	甲府市水門町3	
長 野	長野市西鶴賀町1, 481	
新 潟	新潟市川岸町1の49	
大 阪	大阪市東区谷町2の31	
京 都	京都市中京区竹屋町通り柳馬場東入る菊屋町250	
神 戸	神戸市生田区中山手通7の100の18	
奈 良	奈良市高畑町778の1	
大 津	大津市湖南町21の5	
和 歌 山	和歌山市3番町2の2	
名 古 屋	名古屋市葵町14の13	
津	津市丸内殿町2, 083の5	
岐 阜	岐阜市西野町7の32	
福 井	福井市豊島中町14の5	
金 沢	金沢市大手町9	
富 山	富山市西田地方町354	
広 島	広島市基町1	
山 口	山口市今道45	
岡 山	岡山市弓之町123	
鳥 取	鳥取市東町203	
松 江	松江市母衣町50の1	

局名	所在地	管轄
福岡	福岡市浜町22	
佐賀	佐賀市水ヶ江町199	
長崎	長崎市博多町13, 14, 15	
大分	大分市中島三条通	
熊本	熊本市京町1の7	
鹿児島	鹿児島市山下町119	
宮崎	宮崎市西二葉町1の2	
仙台	仙台市北一番町64	
福島	福島市御山町17	
山形	山形市六日町字北東原238	
盛岡	盛岡市内丸11	
秋田	秋田市手形西新町1	
青森	青森市大字大野字北片岡170	
札幌	札幌市大通西27の183	北海道の内 札幌市 夕張市 岩見沢市 室蘭市 小樽市 苫小牧市 札幌郡 石狩郡 厚田郡 浜益郡 千歳郡 夕張郡 樺戸郡 有珠郡 幌別郡 白老郡 虻田郡 浦河郡 沙流郡 新冠郡 静内郡 三石郡 様似郡 幌泉郡 忍路郡 余市郡 古平郡 美国郡 積丹郡 岩内郡 古宇郡 空知郡の内 北村 栗沢村 幌向村 三笠町 美唄町 砂川町 奈井江村 滝川町 江部乙村 歌志内町 芦別町 赤平町 勇払郡の内 安平村 厚真村 鶴川村 穂別村 磯谷郡の内 南尻別村

局名	所在地	管轄
函館	函館市新川町28	北海道の内 函館市 松前郡 上磯郡 亀田郡 檜山郡 太田郡 志保郡 寿都郡 磯谷郡の内 磯谷村 北海道の内 旭川市 留萌市 上川郡 (石狩国) 雨龍郡 上川郡(天塩国) 中川郡(天塩国) 枝幸郡 増毛郡 留萌郡 苫前郡 天塩郡 利尻郡 礼文郡 空知郡の内 音江村 上富良野村 中富良野村 富良野町 山部郡 東山村 南富良野村 勇払郡の内 占冠村 紋別郡の内 紋別町 上渚滑村 渚滑村 滝上町 興部町 西興部村 雄部町 北海道の内 釧路市 帯広市 北見市 網走市 釧路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 十勝郡 河西郡 上川郡(十勝国) 寄呂郡 河十勝郡 中尾郡 足寄郡 網走郡 斜里郡 常呂郡 根室郡 釧路郡 花咲郡 津別郡 目梨郡 野田郡 紋別郡の内 生田原村 遠軽町 丸瀬布村 白滝村 上湧別村 下湧別村
旭川	旭川市九条通11丁目	
釧路	釧路市柏木町73	
高松	高松市寿町2の8	
徳島	徳島市新蔵町2の18, 19	
高知	高知市小津町2, 223	
松山	松山市出淵町1の24, 26	

備考 { 局名の中ゴデツクは法務局, 他は地方法務局である。
 法務局数 8
 地方法務局数 41

法務局・地方 法務局	支局及び出張所	法務局・地方 法務局	支局及び出張所
青森 (4) [35]	六郷 刈野 強首 横沢 油川 蟹田 今別 野内 横沢 小湊 野地 七戸 川内 五所 田名 大間 小泊 板柳 原 金子 木屋 高杉 黒尾 石上 弘 前西 目屋 柏木 町尾 三戸 藤崎 浪岡 木深 八戸 三子 蔵 館 藤ヶ沢 方八 田子 縮 垣 車 野沢 三本 剣 苦 市 野 石 本	旭川 (3) [24]	旭川 上富良野 野良野 深川 沼美 田 名寄 士別 和寒 沼美 深 中川 川瀧 別上 和寒 美 枝幸 瀧 別上 和寒 美 留 幸 瀧 別上 和寒 美 天 幸 瀧 別上 和寒 美
	札幌 (5) [32]		釧路 (4) [25]
函館 (2) [19]	江別 厚岸 青森 由利 伊達 川石 小岩 厚岸 青森 由利 伊達 川石 小岩 厚岸 青森 由利 伊達 川石 小岩 厚岸 青森 由利 伊達 川石 小岩	徳島 (3) [35]	高松 一宮 由佐 香西 平井 長尾 三本 津田 田壁 北浦 土庄 池田 和丸 亀坂 観音寺 瀧宮 昭 平 多度津 観音寺 栗熊 琴 間 上高瀬 財田大野 豊 浜 詫 間 上高瀬 財田大野
	函館 (2) [19]		徳島 (3) [35]

法務局・地方 法務局	支局及び出張所	法務局・地方 法務局	支局及び出張所
高知 (4) [35]	山城 谷川 島山 瀬中 枝 八幡 久勝 勝 瀬中 枝 森 伊野 三瀬 上川 大崎 池川 長長 後川 久礼 本山 豊大 赤岡 山 田美 久良 布大 須崎 高岡 久礼 佐野 原戸 知 上 山 東津 野 村 川 別 府 安 芸 室 和 田 野 野 根 中 村 弘 清 水 三 崎 宿 毛 弘 白田 川 大 正 江川崎	松山 (5) [39]	北条 中中 島山 川久 上久 原弘 町形 小田 大洲 内子 八幡 濱三 濱 粟津 岐川 八幡 西条 泉川 三机 三崎 西条 泉川 新居 宇摩 三島 宇摩 土居 新立 小松 丹原 今治 岩城 菊宮 津倉 伯方 岩北 宇和 三島 宇和 島三 間丸 岩松 吉 日吉 三松 丸岩 松吉 宇和 野村 横 城 辺
	函館 (2) [19]		徳島 (3) [35]

備考 全国の法務局・地方法務局の
 支局数 237
 出張所数 1,802
 供託事務を取扱う出張所数 155

(2) 矯正管区及び矯正施設

イ 矯正管区

法 規

矯正管区組織規程 (昭和24年6月1日法務府令第6号
同 27年8月1日法務省令第7号)

第1条 法務省設置法(昭和22年法律第193号)第13条の5第3項の規定による矯正管区の所掌事務の範囲及び内部組織は、この規程の定めるところによる。

第2条 矯正管区に矯正管区長(以下「管区長」という)を置き、法務省の職員のうちから法務大臣が任命する。

2 管区長は、法務大臣の指揮監督を受けて、矯正管区の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督し、その管轄区域内の刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所の長を指揮監督して、これらの矯正施設の適切な運営管理を図り、且つ、管区の区域内に設けられる地方更生保護委員会と協力するものとする。

第3条 矯正管区に第一部、第二部及び第三部を置く。

第4条 第一部に総務課、職員課及び予算管理課を置く。

2 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 機密に関する事項
- 2 管区長の官印及び管区印の管守に関する事項
- 3 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
- 4 統計報告に関する事項
- 5 監察に関する事項
- 6 矯正審議会の地方刑務審議部会に関する事項
- 7 他の部課の所掌に属しない事項

3 職員課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 職員の職階、任免、配置、給与、紀律及び職責に関する事項
- 2 職員の研修及び福祉に関する事項

4 予算管理課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 予算及び物資の要求及び管理に関する事項
- 2 工事の施行並びに施設の整備及び改善に関する事項

第5条 第二部に保安課及び作業課を置く。

2 保安課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 収容者の紀律及び警備その他保安に関する事項
- 2 収容、拘禁、処遇、移送及び釈放に関する事項
- 3 職員の点検、礼式及び非常訓練に関する事項

3 作業課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 作業及び職業教育の企画、指導及び運営に関する事項
- 2 作業賞与金及び死傷手当金に関する事項

第6条 第三部に医療分類課及び教育課を置く。

2 医療分類課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 給養、保健、衛生、医療及び薬剤に関する事項
- 2 鑑別、分類及び保護に関する事項
- 3 指紋その他個人識別に関する事項

3 教育課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 教科教育及び特殊教育並びに訓練に関する事項
- 2 更生及び教化に関する事項

第7条 各部に部長を、各課に課長を置く。

2 部長及び課長は、上司の命を受けて、それぞれ部及び課の事務を掌理する。

3 第一部長は、管区内の事務の連絡調整を図り、管区長にさしつかえがあるときは、その職務を代理する。

第8条 管区長は、この規程に定めるものの外、法務大臣の認可を得て、必要な執務細則を定めることができる。

附 則 (略)

矯正管区の名称、所在地及び管轄区域

名 称	位 置	管 轄 区 域
東 京矯正管区	東京都港区赤坂青山南町	東京都 神奈川県 埼玉県 千葉県 茨城県 栃木県 群馬県 静岡県 山梨県 長野県 新潟県
大 阪矯正管区	大阪市東区法円寺坂町	大阪府 京都府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県
名古屋矯正管区	名古屋市中区老松町	愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県
広 島矯正管区	広島市吉島町	広島県 山口県 岡山県 鳥取県 島根県
福 岡矯正管区	福岡市長浜町	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 鹿児島県 宮崎県
仙 台矯正管区	仙台市長町八本松	宮城県 福島県 山形県 岩手県 秋田県 青森県
札 幌矯正管区	札幌市苗穂町	北海道
高 松矯正管区	高松市中野町	香川県 徳島県 高知県 愛媛県

ロ 監 獄

法 規

1) 関係法規

○監 獄 法 (明治41年3月28日法律第28号
昭和27年7月31日法律第143号)

改正 昭和28年7月21日法律第68号

○監獄法施行規則 (明治41年6月16日司法省令第18号
昭和27年9月24日法務省令第28号)

改正 昭和28年7月27日法務省令第59号

○行刑果進処遇令 (昭和8年10月25日司法省令第35号
同 19年9月29日 第56号)

2) 刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規程

(昭和24年6月1日法務府令第4号)
(同 27年11月1日法務省令第36号)

改正 (昭和28年3月25日法務省令第15号)
(同 年12月24日同 第89号)

第1条 法務省設置法(昭和22年法律第93号)第13条の3第4項の規定による監獄(刑務所、少年刑務所及び拘置所)の内部組織並びに分監の名称、位置及び内部組織は、この規程の定めるところによる。

第2条 刑務所、少年刑務所及び拘置所に所長を置き、法務省の職員のうちから法務大臣が任命する。

2 所長は、法務大臣の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第3条 刑務所(第3条の2第1項及び第3条の3第1項に掲げる刑務所を除く。)に総務部及び管理部を置く。

2 総務部に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務はそれぞれその下欄記載のとおりとする。

庶務課 公文書の接受、発送及び保存、名籍、指紋、統計並びに職員の人事及び研修に関する事項並びに他の部課の所掌に属しない事項

会計課 歳入及び歳出並びに領置品及び保管物に関する事項

用度課 物資の購入及び保管、営繕及び給養並びに職員の厚生に関する事項

3 管理部に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

保安課 警備及び保清、作業の実施並びに処遇に関する事項

作業課 作業の企画及び指導、職業教育並びに作業に関する施設及び物資の管理に関する事項

4 第1項の刑務所に同項に掲げる部のほか、左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務はそれぞれ、その下欄記載のとおりとする。

教育課 教科教育、特殊教育、レクリエーション及び生活指導に関する事項

分類課 資質鑑別、拘禁及び処遇の分類、作業の指定、累進処遇及び仮釈放の審査並びに保護に関する事項

医務課 一般衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事項

第3条の2 豊多摩刑務所、府中刑務所、横浜刑務所、千葉刑務所、大阪刑務所、京都刑務所、神戸刑務所、名古屋刑務所、広島刑務所、福岡刑務所、長崎刑務所、宮城刑務所、札幌刑務所及び高松刑務所に総務部、管理部、教育部、医務部及び分類審議室を置く。

2 総務部の分類及びその所掌事務は、第3条第2項の上欄及び下欄記載のとおりとする。

3 管理部の分課及びその所掌事務は、第3条第3項の上欄及び下欄記載のとおりとする。

4 教育部に左の上欄に掲げる課をおき、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

教育課 教科教育及び特殊教育に関する事項

厚生課 レクリエーション及び生活指導に関する事項

5 医務部に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

保健課 一般衛生及び防疫に関する事項

医務課 医療及び薬剤に関する事項

6 分類審議室においては、資質鑑別、拘禁及び処遇の分類、作業の指定、累進処遇及び仮釈放の審査並びに保護に関する事務をつかさどる。

第3条の3 八王子医療刑務所及び城野医療刑務所に総務部及び医療部を置く。

2 総務部の分課及びその所掌事務は、第3条第2項の上欄及び下欄記載のとおりとする。

3 医療部に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

保健課 一般衛生及び防疫並びに薬剤に関する事項

医療第一課 精神及び神経系統の医療並びに分類に関する事項

医療第二課 身体疾患の医療に関する事項

指導課 職業教育、作業の企画及び指導、作業に関する施設及び物資の管理並びに特殊教育、レクリエーション及び生活指導に関する事項

4 第一項の刑務所に同項に掲げる部のほか、左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は下欄記載のとおりとする。

保安課 警備及び保清、作業の実施並びに処遇に関する事項

第4条 少年刑務所に総務部及び補導部を置く。

2 総務部の分課及びその所掌事務は、第3条第2項の上欄及び下欄記載のとおりとする。

3 補導部に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれ下欄記載のとおりとする。

補導課 警備及び保清、作業の実施並びに処遇に関する事項

職業課 職業教育及び訓練並びに作業に関する施設及び物資の保管に関する事項

教育課 教科教育、特殊教育、レクリエーション及び生活指導に関する事項

4 少年刑務所に第1項に掲げる部のほか、左の上欄に掲げる課をおき、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

分類課 資質鑑別、拘禁及び処遇の分類、作業の指定、累進処遇及び仮釈放の審査並びに保護に関する事項

医務課 一般衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事項

第5条 拘置所(第5条の2第1項に掲げる拘置所を除く。)に総務部及び管理部を置く。

2 総務部の分課及びその所掌事務は、第3条第2項の上欄及び下欄記載のとおりとする。

3 管理部に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

保安課 警備及び保清、作業の実施並びに処遇に関する事項

指導課 職業教育、作業の企画及び指導、作業に関する施設及び物資の管理並びに特殊教育、レクリエーション及び生活指導に関する事項

4 第1項の拘留所に同項に掲げる部のほか、左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

分類課 資質鑑別、拘禁及び処遇の分類、作業の指定、果進処遇及び仮釈放の審査並びに保護に関する事項

医務課 一般衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事項

第5条の2 東京拘留所及び大阪拘留所に総務部、管理部、分類部及び医務部を置く。

2 総務部の分課及びその所掌事務は、第3条第2項の上欄及び下欄記載のとおりとする。

3 管理部に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

保安課 警備及び保清、作業の実施並びに処遇に関する事項

指導課 職業教育、作業の企画及び指導並びに作業に関する施設及び物資の管理に関する事項

4 分類部に左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、それぞれその下欄記載のとおりとする。

考査課 資質鑑別、拘禁及び処遇の分類並びに作業の指定に関する事項

保護課 果進処遇及び仮釈放の審査並びに保護に関する事項

5 医務部の分課及びその所掌事務は、第3条の2第5項の上欄及び下欄記載のとおりとする。

6 第1項の拘留所に同項に掲げる部のほか、左の上欄に掲げる課を置き、その所掌事務は、下欄記載のとおりとする。

教育課 教科教育、特殊教育、レクリエーション及び生活指導に関する事項

第6条 各部に部長を、各室に室長を、各課に課長を置く。

2 部長、室長及び課長は、上司の命を受けて、それぞれ部、室及び課の事務を掌理する。

3 総務部長は、所内の事務の連絡調整を図り、所長にさしつかえがあるときは、その職務を代理する。

第7条 分監(刑務支所及び拘留支所)の名称及び位置は、別表のとおりとする。

2 刑務支所及び拘留支所に支所長を置く。

3 支所長は、所長の指揮監督を受けて支所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

第8条 刑務所、少年刑務所及び拘留所に勤務する法務事務官の階級は、矯正監、矯正長、矯正副長、看守長、副看守長、看守部長及び看守とする。

第9条 所長は、この規定に定めるものの外、矯正管区長の認可を受けて、必要な執務細則を定めることができる。

附則及び別表(省略)

改正

昭和28年3月25日法務省令第15号

同年12月14日法務省令第89号

矯正調査課の項中Cのc及びk参照

刑務所、少年刑務所及び拘留所の数

刑務所	少年刑務所	拘留所	刑務支所	拘留支所	合計
56	9	7	18	92	182

刑務所の名称及び所在地

小菅刑務所	東京都葛飾区小菅町	上諏訪拘留支所	諏訪市本町
豊多摩刑務所	浦和市高砂町	飯田拘留支所	飯田市大久保町
熊谷拘留支所	熊谷市大字熊谷	新潟刑務所	新潟市西大畑
習志野作業場	千葉県千葉郡幕張町	新発田拘留支所	新発田市三の丸
府中刑務所	府中市	長岡拘留支所	長岡市神明町
八王子医療刑務所	東京都八王子市子安町	高田拘留支所	高田市西城町
横浜刑務所	横浜市南区笹下町	大阪刑務所	堺市田出井町
小田原拘留支所	小田原市谷津小松原	堺拘留支所	堺市南瓦町
横須賀刑務所	横須賀市大津町	岸和田拘留支所	岸和田市上野町
千葉刑務所	千葉市貝塚町	京都刑務所	京都市東山区山科
松戸拘留支所	松戸市岩瀬町	宮津刑務支所	京都府与謝郡宮津町
木更津拘留支所	木更津市木更津	舞鶴拘留支所	舞鶴市大字円満寺
八日市場拘留支所	千葉県匝瑳郡八日市場町	東舞鶴刑務支所	舞鶴市大字奥市場
宇都宮刑務所	宇都宮市西原町	神戸刑務所	明石市大久保町森田
小幡町拘留支所	宇都宮市小幡町	尼崎拘留支所	尼崎市崇徳院
大田原拘留支所	栃木県那須郡大田原町	豊岡拘留支所	兵庫県豊岡市南本町
足利拘留支所	足利市助戸町	洲本拘留支所	兵庫県洲本市山下町
栃木刑務所	栃木市旭町	加古川刑務所	加古川市加古川町大野
前橋刑務所	前橋市宗浦分東	滋賀刑務所	大津市膳所丸の内町
高崎拘留支所	高崎市宮元町	彦根拘留支所	彦根市金亀町
太田拘留支所	群馬県太田市飯田町	和歌山刑務所	和歌山市加納
静岡刑務所	静岡市追手町	丸の内拘留支所	和歌山市広瀬中ノ町
沼津拘留支所	沼津市岡之宮	田辺拘留支所	田辺市新屋敷町
浜松刑務支所	浜松市鴨江町	新宮拘留支所	新宮市新宮
甲府刑務所	甲府市池添町	名古屋刑務所	名古屋市千種区千種町
長野刑務所	長野市旭町	一宮拘留支所	一宮市八幡通り
上田拘留支所	上田市新参町	半田拘留支所	半田市榎下
		岡崎刑務支所	岡崎市康生町

豊橋刑務支所	豊橋市館海町	福岡刑務所	福岡市西新町
三重刑務所	三重県津市岩田町	土手町拘置支所	福岡市土手町
四日市拘置支所	四日市市東阿倉川	飯塚拘置支所	飯塚市飯塚町
宇治山田拘置支所	宇治山田市岡本町	久留米拘置支所	久留米市篠山町
岐阜刑務所	岐阜市長良福光	柳川拘置支所	福岡県柳川市
鷹見町拘置支所	岐阜市鷹見町	大牟田拘置支所	大牟田市白金町
大垣拘置支所	大垣市	敵原拘置支所	長崎県下県郡敵原町
御嵩拘置支所	岐阜県可児郡御嵩町	小倉刑務所	小倉市北方新町
高山拘置支所	高山市八軒町	城野医療刑務所	小倉市城野
笠松刑務所	岐阜県羽島郡笠松町	大分刑務所	大分市大道町
金沢刑務所	金沢市元鶴間町	中津拘置支所	中津市
七尾拘置支所	七尾市馬出町	熊本刑務所	熊本市大江町
福井刑務所	福井市一本木町	京町拘置支所	熊本市京町
富山刑務所	富山市西田地方	菊池医療刑務支所	熊本県菊池郡菊池村
高岡拘置支所	高岡市中川	八代拘置支所	八代市東本町
広島刑務所	広島市吉島町	天草拘置支所	熊本県天草郡本渡町
呉拘置支所	呉市吉浦町	宮崎刑務所	宮崎市浄土江町
竹原拘置支所	広島県賀茂郡竹原町	延岡拘置支所	延岡市岡富甲
尾道刑務支所	尾道市久保町	鹿児島刑務所	鹿児島市永吉町
福山拘置支所	福山市沖の上町	大島刑務支所	名瀬市
三次刑務支所	広島県双三郡三次町	真幸農場	鹿児島県始良郡吉松村
山口刑務所	山口市一本松	麓刑務所	佐賀県三養基郡麓村
徳山拘置支所	徳山市大字徳山	宮城刑務所	仙台市行人塚町
萩拘置支所	萩市土原町	古川拘置支所	古川市法橋河原
下関刑務支所	下関市大坪町	石巻拘置支所	石巻市南鰯山
船木拘置支所	山口県厚狭郡船木町	只見川作業隊本部	福島県河沼郡柳津町
岡山刑務所	岡山市二日市町	福島刑務所	福島市清水
玉島拘置支所	玉島市	郡山拘置支所	郡山市壇場
高梁拘置支所	岡山県上房郡高梁町	白河拘置支所	白河市
津山拘置支所	津山市伏見町	若松刑務支所	会津若松市栄町
鳥取刑務所	鳥取県気高郡大正村	平拘置支所	平市八幡小路
米子刑務支所	米子市	山形刑務所	山形市香澄町
松江刑務所	松江市中原町	米沢拘置支所	米沢市清水町
浜田拘置支所	浜田市浅井字掘町	鶴岡拘置支所	鶴岡市馬場町
長崎刑務所	諫早市原口名	酒田拘置支所	酒田市新町
浦上刑務支所	長崎市西町	秋田刑務所	秋田市川尻町
島原拘置支所	島原市南城内町	能代拘置支所	能代市豊祥台
福江拘置支所	長崎県南松浦郡福江町	大館拘置支所	大館市字中城町
佐世保刑務所	佐世保市稲荷町	大曲拘置支所	秋田県仙北郡大曲町
平戸拘置支所	長崎県北松浦郡平戸町	横手拘置支所	横手市裏町
		青森刑務所	青森県東津軽郡荒川村

柳町拘置支所	青森市柳町	網走刑務所	網走市三眺
弘前拘置支所	弘前市下白銀町	二見ヶ岡刑務支所	網走市字二見ヶ岡
八戸拘置支所	八戸市古常泉下	釧路刑務所	釧路市宮本町
大湊刑務支所	青森県下北郡大湊町	高松刑務所	高松市松島町
札幌刑務所	北海道札幌郡札幌村	丸亀拘置支所	丸亀市六番町
大通拘置支所	札幌市大通	徳島刑務所	徳島市徳島町
小樽拘置支所	小樽市緑町	高知刑務所	高知市丸の内
岩見沢拘置支所	岩見沢市二条	中村刑務支所	高知県幡多郡中村町
室蘭拘置支所	室蘭市栄町	松山刑務所	松山市春日市
滝川拘置支所	北海道空知郡滝川町	大洲拘置支所	愛媛県喜多郡大洲町
旭川刑務所	旭川市八条西通り	西条刑務支所	西条市神拝
名寄拘置支所	北海道上川郡名寄町	今治拘置支所	今治市大字日吉
帯広刑務所	帯広市緑ヶ岡	宇和島刑務支所	宇和島市柳原

少年刑務所の名称及び所在地

川越少年刑務所	川越市大字脇田	奈良少年刑務所	奈良市般若寺町
水戸少年刑務所	茨城県那珂郡勝田町	五条拘置支所	奈良県宇智郡五条町
水戸拘置支所	水戸市堀原	岩国少年刑務所	岩国市大字綿見
土浦拘置支所	土浦市内西町	佐賀少年刑務所	佐賀市上多布施町
下妻拘置支所	茨城県真壁郡下妻町	盛岡少年刑務所	盛岡市宿田後
松本少年刑務所	松本市桐中原	一関拘置支所	一関市鈎山
姫路少年刑務所	姫路市岩端町	函館少年刑務所	函館市金堀町
本町拘置支所	姫路市本町	新川拘置支所	函館市新川町

拘置所の名称及び所在地

東京拘置所	東京都葛飾区小菅町	神戸拘置所	神戸市兵庫区菊水町
大阪拘置所	大阪市北区岩松町	名古屋拘置所	名古屋市東区上堅杉町
四条拘置所	大阪市北河内郡四条村	広島拘置所	広島市基町
京都拘置所	京都市中京区竹屋町通	小倉拘置所	小倉市錦物師町

刑務所の経費

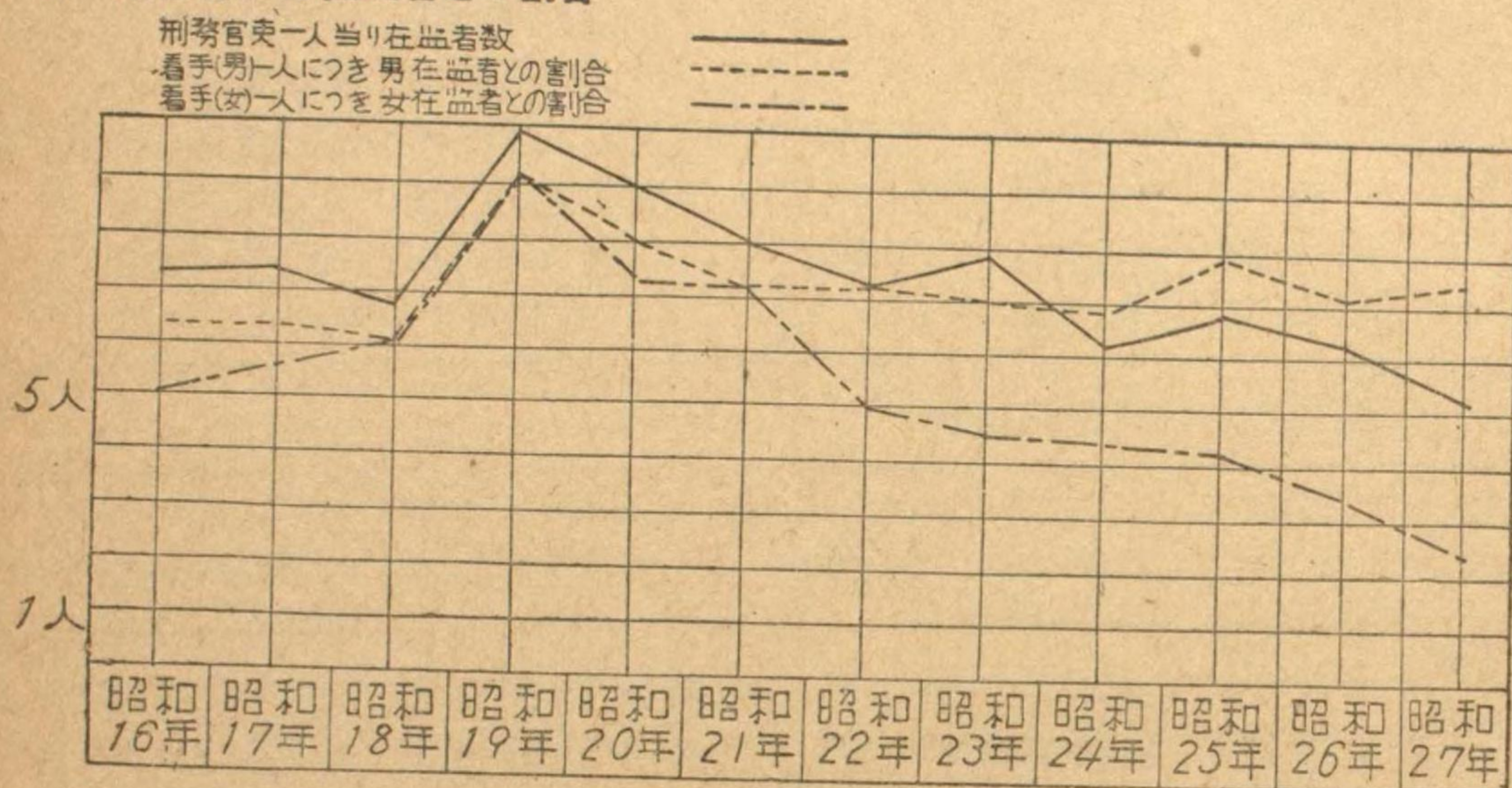
種別	昭和27年度	昭和26年度	昭和25年度
	円	円	円
矯正保護官署	3,569,061,004	2,820,993,566	2,234,778,641
矯正保護収容費	2,942,477,457	3,043,479,870	2,789,702,118
刑務所作業費	1,152,480,727	1,194,414,278	1,216,192,441
公共事業事務費	5,230,000	13,612,284	2,398,403
一般公共事業費	249,900,000	398,935,596	431,799,894
災害関係公共事業費	21,261,000	—	35,949,434
総計	7,940,410,188	7,471,435,594	6,710,820,932

在監者平均一人に対する刑務所経費累年表

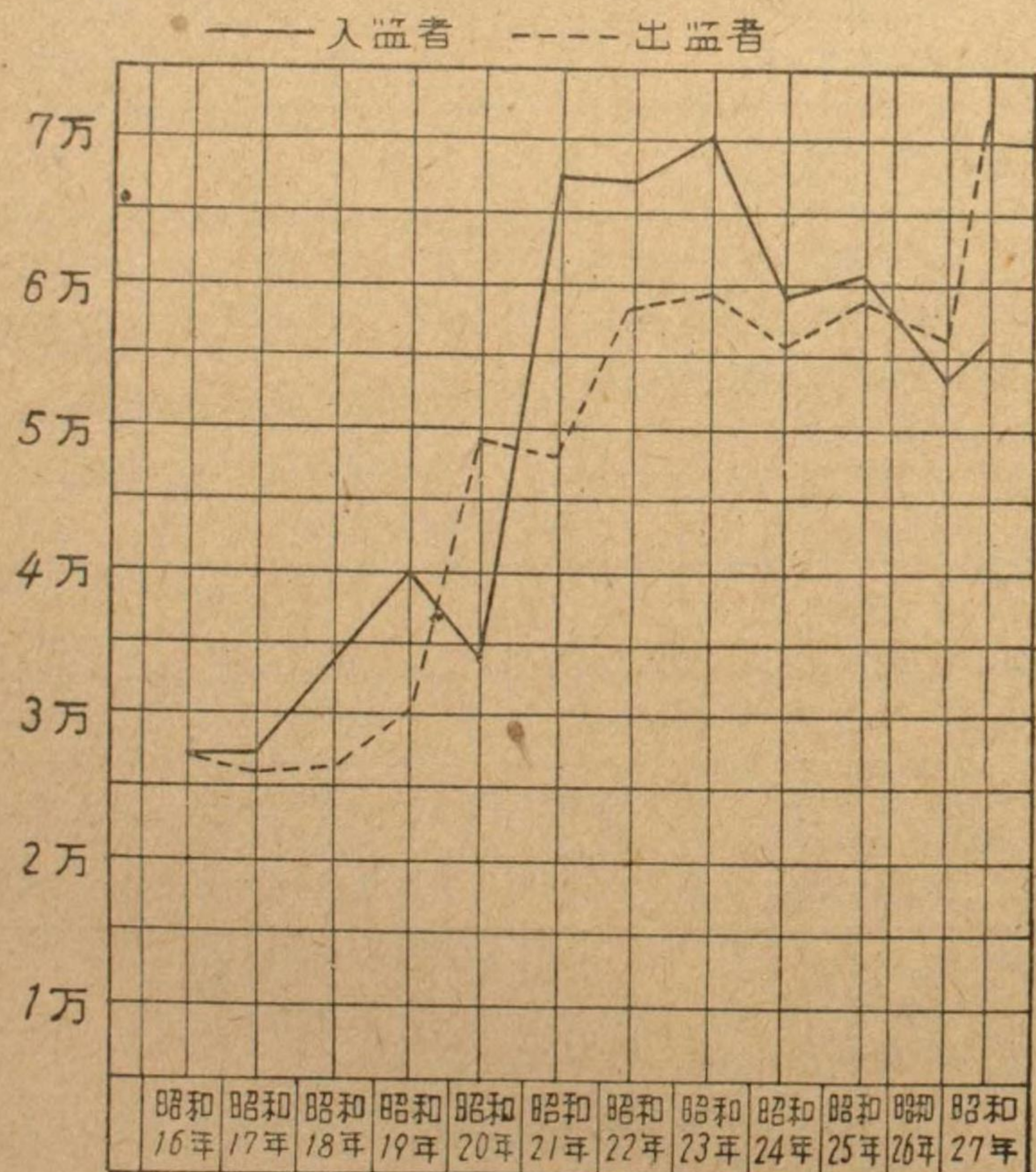
昭和27年度	昭和26年度	昭和25年度	昭和24年度	昭和23年度	昭和22年度
円 79,100,000	円 78,385,950	円 65,024,814	円 64,932,183	円 26,125,236	円 9,583,878

業務の状況

(1) 刑務官吏と在監者との割合



(2) 受刑者の入出監年表



(3) 一日平均在監者累年表

種別	年次	昭和27年	昭和26年	昭和25年	昭和24年	昭和23年	平均
		受刑者	71,171	79,415	83,492	77,129	
死刑確定者	男女	11,68	1,328	1,762	1,705	1,632	1,519
被告人	男女	95	72	76	—	—	—
被疑者	男女	1	0	—	—	—	—
労働留置者	男女	11,207	12,206	14,945	14,097	16,083	13,708
乳児	男女	275	260	350	348	394	325
合計	男女	1,716	1,878	1,884	1,773	1,652	1,781
	男女	91	93	79	77	77	83
合計	男女	451	510	557	176	116	362
	男女	23	20	25	6	6	16
合計	男女	18	20	19	18	11	18
	男女	15	16	15	13	11	14
合計	男女	84,659	94,101	100,973	93,193	89,630	92,511
	男女	1,573	1,718	2,231	2,149	2,119	1,958
合計	男女	86,232	95,819	103,204	95,342	91,749	95,469

ハ 少年院及び少年鑑別所

法規

1) 少年院法 (昭和23年7月15日法律第169号)
(同 27年7月31日法律第268号)

2) 少年院及び少年鑑別所組織規程
(昭和24年6月1日法務府令第5号)
(同 27年8月1日法務省令第7号)
改正 (昭和28年3月25日法務省令第16号)
(同 年7月20日同 第56号)

第1条 法務省設置法(昭和22年法律第193号)第13条の4第3項の規定による少年院及び少年鑑別所の内部組織並びに分院及び分所の名称位置及び内部組織は、この規程の定めるところによる。

第2条 少年院に院長を、少年鑑別所に所長を置く。

2 院長又は所長は、法務省の職員のうちから法務大臣が任命する。

3 院長又は所長は、法務大臣の指揮監督を受けて、院務又は所務を掌理し所属の職員を指揮監督する。

第3条 少年院に庶務課、教務課、分類保護課及び医務課を置く。

2 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

1 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項 2 人事に関する事項 3 経理に関する事項 4 統計報告に関する事項 5 給養に関する事項 6 領置金品に関する事項 7 他の課の所掌に属しない事項

3 教務課においては、左の事務をつかさどる。

1 教科指導に関する事項 2 職業補導に関する事項 3 体育その他レクリエーシ

- ヨンに関する事項 4 生活補導に関する事項 5 保安に関する事項
- 4 分類保護課においては、左の事務をつかさどる。
- 1 個性及び環境の調査並びに分類に関する事項 2 入院、退院及び仮退院に関する事項 3 処遇審査会に関する事項
- 5 医務課においては、左の事務をつかさどる。
- 1 心身の保健指導に関する事項 2 健康診査及び防疫に関する事項 3 医療及び看護に関する事項 4 養護者の生活指導に関する事項 5 薬剤及び医用器材に関する事項

第4条 少年鑑別所に庶務課、観護課及び鑑別課を置く。

- 2 庶務課においては、左の事務をつかさどる。
- 1 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項 2 人事に関する事項 3 経理に関する事項 4 統計報告に関する事項 5 給養に関する事項 6 領置金品に関する事項 7 他の課の所掌に属しない事項
- 3 観護課においては、左の事務をつかさどる。
- 1 入所及び退所に関する事項 2 身柄の確保及び同行に関する事項 3 処遇に関する事項 4 行動観察に関する事項 5 面会及び通信に関する事項
- 4 鑑別課においては、左の事務をつかさどる。
- 1 鑑別に必要な科学的検査に関する事項 2 鑑別に必要な資料の収集に関する事項 3 鑑別に必要な処遇の指定及び変更に関する事項 4 鑑別の結果に基く判定、通知及び勧告に関する事項 5 医療及び保健衛生に関する事項 6 薬剤に関する事項 7 その他医務に関する事項

第4条の2 東京少年鑑別所、横浜少年鑑別所、大阪少年鑑別所、京都少年鑑別所、神戸少年鑑別所、名古屋少年鑑別所、広島少年鑑別所、福岡少年鑑別所、仙台少年鑑別所、札幌少年鑑別所及び高松少年鑑別所に、前条に掲げる3課の外医務課を置く。

2 前項の少年鑑別所の鑑別課においては、前条第4項第1号から第4号までの事務を、医務課においては、同項第5号から第7号までの事務をつかさどる。

第5条及び第6条 削除

第7条 各課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受けて、課の事務を掌理する。

第7条の2 少年院及び少年鑑別所に次長一人を置くことができる。

2 次長は、院長又は所長を助けて、院務又は所務を整理する。

第8条 少年院の分院の名称及び位置は、別表のとおりとする。

2 分院に分院長を、分所に分所長を置く。

3 分院長又は分所長は、院長又は所長の指揮監督を受けて、分院又は分所の事務を分掌する。

第9条 院長又は所長は、この規程に定めるものの外、矯正管区長の認可を得て、必要な執行細則を定めることができる。

改正

昭和28年3月25日法務省令第16号

昭和28年7月20日法務省令第56号

矯正調査課の項中 Cのa及びh参照

少年院及び少年鑑別所の数

少年院	分院	少年鑑別所	分所	合計
56	8	49	2	115

少年院の名称及び所在地 (分院を含む。)

▽東京管区

多摩少年院	東京都南多摩郡由井村	久里浜少年院	横須賀市川間
二葉学園	東京都葛飾区金町	千葉星華学院	千葉県香取郡多古町
東京医療少年院	東京都渋谷区代々木大山町	印幡少年院	千葉県印幡郡船穂村
秩父学園	埼玉県大里郡寄居町	八街少年院	千葉県印幡郡八街町
水府学院	茨城県東茨城郡川根村	茨城農芸学園	茨城県稲敷郡奥野村
愛光女子学園	東京都北多摩郡狛江村	宇都宮少年院	栃木県河内郡国本村
関東医療少年院	東京都北多摩郡府中町	赤城少年院	群馬県勢多郡大胡町
小田原少年院	神奈川県小田原市	榛名女子学園	群馬県群馬郡桃井村
神奈川少年院	神奈川県高座郡相模原町	静岡少年院	静岡県安倍郡美和村
		有明高原寮	長野県南安曇郡有明村
		上田清修寮	長野県上田市中之条
		新潟少年学院	長岡市御山町

▽大阪管区

浪速少年院	大阪府茨木市郡山	奈良少年院	奈良市秋篠町
河陽学舎	大阪府南河内郡古市町	宇治少年院	京都府宇治市五ヶ庄
交野女子学院	大阪府北河内郡交野町	京都医療少年院	京都府宇治市木幡平尾
河内少年院	大阪府中河内郡石切町	神戸再度山学院	神戸市生田区
和泉少年院	大阪府泉南郡下荘村	鈴蘭台学園	神戸市兵庫区山田町
		加古川学園	兵庫県加古郡八幡村

▽名古屋管区

瀬戸少年院	瀬戸市東山町	宮川医療少年院	三重県渡合郡小俣町
明德少女苑	愛知県愛知郡天白村	岐阜少年院	岐阜県稲葉郡各務村
豊浦医療少年院	愛知県知多郡豊浜町	湖南学院	金沢市東蚊爪町
愛知少年院	愛知県西加茂郡保見村	富山少年学院	富山県上新川郡福沢村
三重少年学院	津市大谷町	豊ヶ丘農工学院	愛知県愛知郡豊明村

▽広島管区

広島少年院	広島県加茂郡原町	美保少年院	鳥取県西伯郡大篠津村
貴船原少女苑	広島県佐伯郡観音村		
新光学院	山口県熊毛郡佐賀村田名	古志原学院	鳥取県八東郡大庭村

▽福岡管区

福岡少年院	福岡市老司町	大分少年院	大分県大野郡三重町
貞志寮	大分県中津市大幡	人吉農芸学院	熊本県球磨郡水上村
筑後少女苑	福岡市尾形原		
佐世保少年院	佐世保市大塔町笠の鼻		

▽仙台管区

東北少年院	仙台市長町	置賜学院	山形県東置賜郡上郷村
秋田県仙北寮	秋田県仙北郡大曲町		
青葉女子学園	仙台市北六番町	盛岡少年院	盛岡市下厨川字上米沢

▽札幌管区

北海道少年院	北海道千歳郡千歳町	千歳少年院	北海道千歳郡千歳町
紫明寮	北海道空知郡歌志内町		

▽高松管区

四国少年院	香川県仲多度郡善道寺	松山少年院	松山市古三津町
丸亀少女の家	丸亀市一番町		

少年鑑別所の名称及び所在地

▽東京管区

東京少年鑑別所	東京都練馬区練馬仲町	宇都宮少年鑑別所	栃木県河内郡姿川村
横浜	横浜市保土ヶ谷区岩井町	前橋	前橋市岩神町
浦和	浦和市常盤町	静岡	静岡市小鹿
千葉	千葉市神明町	甲府	甲府市東光寺町
水戸	水戸市新原町	長野	長野市三輪四ツ石
		新潟	新潟市川岸町

▽大阪管区

大阪少年鑑別所	大阪市都島区都島通	奈良少年鑑別所	奈良市般若寺
京都	京都市左京区吉田	大津	大津市膳所椿原町
神戸	神戸市兵庫区下祇園町	和歌山	和歌山市元町奉行町

▽名古屋管区

名古屋少年鑑別所	名古屋市千種区	福井少年鑑別所	福井市幾久町
津	津市大字古河	金沢	金沢市上弓ノ町
岐阜	岐阜市鷺山中洙	富山	富山市長江

▽広島管区

広島少年鑑別所	広島市宇品町	鳥取少年鑑別所	鳥取市湯所町
山口	山口市下清水町	松江	松江市内中原町
岡山	岡山市敵井		

▽福岡管区

福岡少年鑑別所	福岡市長浜町	大分少年鑑別所	大分市新川東
小倉少年鑑別支所	小倉市	熊本	熊本市大江町
佐賀少年鑑別所	佐賀市神野町	鹿児島	鹿児島市鴨池町
長崎	長崎市橋口町	宮崎	宮崎市鶴島町

▽仙台管区

仙台少年鑑別所	仙台市北六番町	盛岡少年鑑別所	盛岡市宿田後
福島	福島市御山町	秋田	秋田市八橋字下八橋
平少年鑑別支所	平市	青森	青森県東津軽郡大野村
山形少年鑑別所	山形市小白川町		

▽札幌管区

札幌少年鑑別所	札幌市南九条	旭川少年鑑別所	旭川市一条通
函館	函館市中島町	釧路	釧路市弥生町

▽高松管区

高松少年鑑別所	高松市藤塚町	高知少年鑑別所	高知県長岡郡国府村
徳島	徳島市助任本町	松山	松山市西立花町

(3) 地方更生保護委員会

法務省設置法(昭和22年法律第193号)第13條の8

法規

地方更生保護委員会事務局組織規程 (昭和27年8月1日 法務省令第3号)

(この規程の趣旨)

第1条 犯罪者予防更生法第17条第3項の規定による地方更生保護委員会事務局の内部組織は、この規程の定めるところによる。

(部)

第2条 地方更生保護委員会事務局に総務部及び審査部を置く。

(総務部の分課及びその所掌事務)

第3条 総務部に総務課及び調査連絡課を置く。

2 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 局内事務の総合調整に関する事項
- 2 官印の管守に関する事項
- 3 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
- 4 人事に関する事項
- 5 会計に関する事項
- 6 保護観察所の管理の事務に関する事項
- 7 地方更生保護委員会の議事に関する事項
- 8 他の部及び課の所掌に属しない事項

3 調査連絡課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 保護観察、犯罪予防活動の助長その他保護観察所の事務の監督に関する事項
- 2 保護司の指導監督に関する事項
- 3 更生保護会その他更生保護事業の監督に関する事項
- 4 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査研究に関する事項
- 5 更生保護に関する資料の収集整備に関する事項
- 6 統計及び報告に関する事項

(審査部の分課及びその所掌事務)

第4条 審査部に審査第一課及び審査第二課を置く。

2 審査第一課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 仮退院及び退院の許可並びに仮退院中の者の戻し収容手続に関する事項
- 2 不定期刑を言渡された者の仮出獄の許可及びその取消に関する事項
- 3 不定期刑の終了決定に関する事項
- 4 不定期刑を言渡された者で仮出獄中のものの保護観察の停止に関する事項
- 5 前各号の決定の執行に関する事項

3 審査第二課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 前項第2号以外の仮出獄の許可及びその取消並びに仮出場の許可に関する事項
- 2 前項第4号以外の仮出獄中の者の保護観察の停止に関する事項
- 3 前各号の決定の執行に関する事項

(関東地方更生保護委員会事務局の特例)

第5条 関東地方更生保護委員会事務局の審査部には、前条第1項の規定にかかわらず、審査第一課、審査第二課及び審査第三課を置く。

- 2 審査第一課においては、前条第2項に掲げる事務をつかさどる。
- 3 審査第二課においては、前条第3項第1号及び第3号の事務中仮出獄の許可及びその決定の執行に関するものをつかさどる。
- 4 審査第三課においては、前条第3項に掲げる事務中前項以外のものをつかさどる。

(部長及び課長)

第6条 各部に部長を、各課に課長を置く。

2 部長及び課長は、上司の命を受けて、それぞれ部務及び課務を掌理する。
(他の部又は課の所掌事務の処理)

第7条 事務局長は、特に必要があるときは、一部の部又は課に属する事務を他の部又は課において処理させることができる。

(執務細則)

第8条 事務局長は、この規程に定めるものの外、法務大臣の認可を得て、必要な執務細則を定めることができる。

附則(略)

業務内容

地方更生保護委員会(以下「委員会」という)は、法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法(昭和24年法律第142号)第12条の事務をつかさどるため、全国8ヶ所(高等裁判所の所在地)に設置され、委員会には、それぞれ事務局が置かれている。委員会は、法務大臣が任命する3人以上9人以下の委員を以て組織され、その職務権限は、犯罪者予防更生法に定められているところにより

- (1) 刑法第28条及び第31条第1項にいう行政官庁として、仮出獄及び仮出場を許し、並びに仮出獄の処分を取消すること。
- (2) 長期と短期とを定めて言渡された刑につき、その刑の執行を受け終つたものとする処分を行うこと。
- (3) 仮退院及び退院を許すこと。
- (4) その他犯罪者予防更生法又は他の法律により地方委員会に属せしめられた権限

となつており、右の職務権限のほか、保護観察所の事務の監督に関する事務、保護司及び更生保護会の指導監督等犯罪者予防更生法又は他の法律により地方委員会の所掌に属せしめられた事務をつかさどる。

地方委員会の名称、位置及び管轄区域は、別掲の通りであり、なお、本年間における業務実施に関する諸統計については、この年鑑の保護局観察課の業務実施状況の項目において掲記されており、ここには省略する。

地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域

名 称	位 置	管 轄 区 域
関東地方更生保護委員会	東 京 都	東京高等裁判所の管轄区域
近畿地方更生保護委員会	大 阪 市	大阪高等裁判所の管轄区域
中部地方更生保護委員会	名 古 屋 市	名古屋高等裁判所の管轄区域
中国地方更生保護委員会	広 島 市	広島高等裁判所の管轄区域
九州地方更生保護委員会	福 岡 市	福岡高等裁判所の管轄区域
東北地方更生保護委員会	仙 台 市	仙台高等裁判所の管轄区域
北海道地方更生保護委員会	札 幌 市	札幌高等裁判所の管轄区域
四国地方更生保護委員会	高 松 市	高松高等裁判所の管轄区域

(4) 保護観察所

法務省設置法(昭和22年法律第193号)第13條の8第4項

法 規

保護観察所組織規程(昭和27年8月1日)
法務省令第4号

(この規程の趣旨)

第1条 法務省設置法第13條の8第7項の規定による保護観察所の内部組織は、この規程の定めるところによる。

(所長)

第2条 保護観察所に所長を置き、法務省の職員のうちから法務大臣が任命する。

2 所長は、法務大臣の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(分課)

第3条 保護観察所に総務課、調査連絡課、保護課及び観察課を置く。

(総務課の事務)

第4条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 所内事務の総合調整に関する事項
- 2 官印の管守に関する事項
- 3 公文書類の接受、発送及び保存に関する事項
- 4 人事に関する事項
- 5 会計に関する事項
- 6 保護司の選考に関する事項
- 7 他の課の所掌に属しない事項

(調査連絡課の事務)

第5条 調査連絡課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 更生保関に必要な社会資源の調査活用に関する事項
- 2 犯罪の予防に関する事項
- 3 保護司の教養訓練に関する事項
- 4 更生保護会その他更生保護事業の指導監督及び育成に関する事項
- 5 更生保護に関する資料の収集整備に関する事項
- 6 統計及び報告に関する事項

(保護課の事務)

第6条 保護課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 少年法(昭和23年法律第168号)第24条第1項第1号の保護観察の準備その他家庭裁判所との連絡に関する事項
- 2 在監者及び在院者の環境の調査及び調整並びに矯正施設との連絡に関する事項
- 3 満期釈放者等の更生保護措置に関する事項
- 4 刑の執行停止中の者の保護に関する事項

(288)

5 前科のまつ消に関する事項

(観察課の事務)

第7条 観察課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 少年法第24条第1項第1号の保護観察の実施(保護観察の停止及び解除並びに家庭裁判所への通告を含む。)に関する事項
- 2 仮退院中の者の保護観察(戻し収容の申出及び退院の申請を含む。)に関する事項
- 3 仮出獄中の者の保護観察(保護観察の停止及び取消の申請を含む。)に関する事項
- 4 不定期刑の終了申請に関する事項
- 5 18歳に満たないとき懲役又は禁こにつき刑の執行猶予の言渡を受け猶予中の者の保護観察に関する事項
- 6 恩赦の実施に関する事項
- 7 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和27年法律第103号)の規定による仮出所中の者の保護監督に関する事項

(保護課の置かれない保護観察所)

第8条 東京保護観察所、横浜保護観察所、大阪保護観察所、京都保護観察所、神戸保護観察所、名古屋保護観察所、広島保護観察所、福岡保護観察所、仙台保護観察所及び札幌保護観察所以外の保護観察所には、第3条の規定にかかわらず、保護課を置かないものとし、その所掌事務は、観察課においてつかさどる。

(課長)

第9条 各課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受けて、課務を掌理する。

(他の課の所掌事務の処理)

第10条 所長は、特に必要があるときは、一の課に属する事務を他の課において処理させることができる。

(執務細則)

第11条 所長は、この規程に定めるものの外、法務大臣の認可を得て、必要な執務細則を定めることができる。

附 則(略)

業務内容

保護観察所は法務大臣の管理の下に、全国49箇所の地方裁判所所在地に設置され、犯罪者予防更生法の定めるところにより左の事務をつかさどる。

- 1 少年法第24条第1項第1号の保護処分を受けた者、少年院からの仮退院を許されている者、仮出獄を許されている者及び刑法第25条の2第1項の規定により保護観察に付された者の保護観察の実施。
- 2 犯罪の予防を図るため、世論を啓発指導し、社会環境の改善に努め、及び犯罪の予防を目的とする地方の住民の活動を助長すること。
- 3 その他保護司及び更生保護会その他の更生保護事業の指導監督、在監者及び在院者の環境の調査調整、刑の執行停止中の者の保護、満期釈放者等の更生保護措置、平和

(289)

条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律（昭和27年法律第103号）の規定による仮出所中の者の保護監督に関する事務及び恩赦の実施に関する事務等犯罪者予防更生法又は他の法律により保護観察所の所掌に属せしめられた事務をつかさどる。

保護観察所の内部組織は、保護観察所組織規程（昭和27年省令第4号）の定めるところにより、その名称、位置及び管轄区域は、別掲の通りである。

保護観察所の業務実施に関する諸統計等については、この年鑑の保護局観察課における業務実施状況の項目において掲記されているところにより、ここには省略する。

保護観察所の名称、位置及び管轄区域

名 称	位 置	管 轄 区 域
東京保護観察所	東 京 都	東京地方裁判所の管轄区域
横浜保護観察所	横 浜 市	横浜地方裁判所の管轄区域
浦和保護観察所	浦 和 市	浦和地方裁判所の管轄区域
千葉保護観察所	千 葉 市	千葉地方裁判所の管轄区域
水戸保護観察所	水 戸 市	水戸地方裁判所の管轄区域
宇都宮保護観察所	宇 都 宮 市	宇都宮地方裁判所の管轄区域
前橋保護観察所	前 橋 市	前橋地方裁判所の管轄区域
静岡保護観察所	静 岡 市	静岡地方裁判所の管轄区域
甲府保護観察所	甲 府 市	甲府地方裁判所の管轄区域
長野保護観察所	長 野 市	長野地方裁判所の管轄区域
新潟保護観察所	新 潟 市	新潟地方裁判所の管轄区域
大阪保護観察所	大 阪 市	大阪地方裁判所の管轄区域
京都保護観察所	京 都 市	京都地方裁判所の管轄区域
神戸保護観察所	神 戸 市	神戸地方裁判所の管轄区域
奈良保護観察所	奈 良 市	奈良地方裁判所の管轄区域
大津保護観察所	大 津 市	大津地方裁判所の管轄区域
和歌山保護観察所	和 歌 山 市	和歌山地方裁判所の管轄区域
名古屋保護観察所	名 古 屋 市	名古屋地方裁判所の管轄区域
津保護観察所	津 市	津地方裁判所の管轄区域
岐阜保護観察所	岐 阜 市	岐阜地方裁判所の管轄区域
福井保護観察所	福 井 市	福井地方裁判所の管轄区域
金沢保護観察所	金 沢 市	金沢地方裁判所の管轄区域
富山保護観察所	富 山 市	富山地方裁判所の管轄区域
広島保護観察所	広 島 市	広島地方裁判所の管轄区域
山口保護観察所	山 口 市	山口地方裁判所の管轄区域
岡山保護観察所	岡 山 市	岡山地方裁判所の管轄区域
鳥取保護観察所	鳥 取 市	鳥取地方裁判所の管轄区域
松江保護観察所	松 江 市	松江地方裁判所の管轄区域
福岡保護観察所	福 岡 市	福岡地方裁判所の管轄区域
佐賀保護観察所	佐 賀 市	佐賀地方裁判所の管轄区域
長崎保護観察所	長 崎 市	長崎地方裁判所の管轄区域

名 称	位 置	管 轄 区 域
大分保護観察所	大 分 市	大分地方裁判所の管轄区域
熊本保護観察所	熊 本 市	熊本地方裁判所の管轄区域
鹿児島保護観察所	鹿 児 島 市	鹿児島地方裁判所の管轄区域
宮崎保護観察所	宮 崎 市	宮崎地方裁判所の管轄区域
仙台保護観察所	仙 台 市	仙台地方裁判所の管轄区域
福島保護観察所	福 島 市	福島地方裁判所の管轄区域
山形保護観察所	山 形 市	山形地方裁判所の管轄区域
盛岡保護観察所	盛 岡 市	盛岡地方裁判所の管轄区域
秋田保護観察所	秋 田 市	秋田地方裁判所の管轄区域
青森保護観察所	青 森 市	青森地方裁判所の管轄区域
札幌保護観察所	札 幌 市	札幌地方裁判所の管轄区域
函館保護観察所	函 館 市	函館地方裁判所の管轄区域
旭川保護観察所	旭 川 市	旭川地方裁判所の管轄区域
釧路保護観察所	釧 路 市	釧路地方裁判所の管轄区域
高松保護観察所	高 松 市	高松地方裁判所の管轄区域
徳島保護観察所	徳 島 市	徳島地方裁判所の管轄区域
高知保護観察所	高 知 市	高知地方裁判所の管轄区域
松山保護観察所	松 山 市	松山地方裁判所の管轄区域

(5) 入国管理事務所

法 規

入国管理事務所組織規程（昭和27年8月1日公布
法務省令第6号）

（この規程の趣旨）

第1条 法務省設置法第13条の10第3項の規定による入国管理事務所及び出張所の内部組織は、この規程の定めるところによる。

（所長及び次長）

第2条 入国管理事務所在所長及び次長を置き、法務省の職員のうちから法務大臣が任命する。

2 所長は、法務大臣の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

3 次長は、所長を助けて所務を整理し、所長に事故があるときは、その職務を代理する。

（主任審査官及び特別審理官）

第3条 入国管理事務所に入出国管理令（昭和26年政令第319号）の規定による主任審査官1人及び特別審理官若干人を置く。

2 主任審査官及び特別審理官は、それぞれ出入国管理令の規定によりその権限に属せしめられた事務を行う。

（分課）

第4条 入国管理事務所に総務課、審査課及び警備課を置く。

(総務課の事務)

第5条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 官印の管守に関する事項
- 2 公文書類及び有線又は無線による通信の接受、発送及び保存に関する事項
- 3 職員の人事、給与、厚生及び共済組合に関する事項
- 4 職員の教養及び訓練に関する事項
- 5 渉外に関する事項
- 6 啓発及び公報に関する事項
- 7 会計に関する事項
- 8 歳入歳出以外の現金の出納に関する事項
- 9 行政財産及び物品の管理並びに不用財産の処分に関する事項
- 10 輸送機関及び通信施設の整備及び維持管理に関する事項
- 11 建物その他の施設の設置、改修及び維持管理に関する事項
- 12 入国審査官及び入国警備官の制服、装備等の補給及び管理に関する事項
- 13 所内の取締に関する事項
- 14 他の課の所掌に属しない事項

(審査課の事務)

第6条 審査課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 外国人の上陸及び在留資格の審査並びに在留許可に関する事項
- 2 外国人の在留資格の変更、在留期間の更新及び永住等の許可に関する事項
- 3 外国人の出国及び再入国に関する事項
- 4 日本人の出国及び帰国に関する事項
- 5 違反審査に関する事項
- 6 収容令書及び退去強制令書の発付に関する事項
- 7 被収容者の放免、仮放免及び仮放免の取消に関する事項
- 8 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申立に関する事項
- 9 保証金の納付、返還及び没取に関する事項
- 10 通報者に対する報償金の交付に関する事項
- 11 出入国の管理に関する船舶等の長及び運送業者の責任に関する事項
- 12 出国する外国人の登録証明書の返還に関する事項
- 13 出入国の管理及び行政訴訟に関する関係機関との連絡に関する事項
- 14 出入国の管理に関する記録、調査及び統計に関する事項

(警備課の事務)

第7条 警備課においては、左の事務をつかさどる。

- 1 外国人の旅券、上陸許可書又は登録証明書の呈示請求に関する事項
- 2 違反調査に関する事項
- 3 収容令書及び退去強制令書の執行に関する事項

- 4 退去強制理由に該当すると思料される者についての通報に関する事項
- 5 入国警備官の訓練、紀律、配置及び職責に関する事項
- 6 武器の携帯、使用及び管理に関する事項
- 7 被収容者の処遇に関する事項
- 8 収容場その他の施設の警備に関する事項
- 9 水難から救護された外国人の保護及び送還に関する事項

(課長)

第8条 各課に課長を置く。

- 2 課長は、上司の命を受けて、課の事務を掌理する。

(出張所長)

第9条 入国管理事務所の出張所に出張所長を置く。

- 2 出張所長は所長の指揮監督を受けて、出張所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(執務細則)

第10条 所長は、この規程の定めるものの外、法務大臣の認可を得て、必要な執務細則を定めることができる。

附 則 (略)

出入国管理事務所所在地表 (昭8.12.31現在)

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌入所 管理事務所	札幌市北四条	北海道
仙台 "	仙台市東三番町	宮城 福島 岩手 青森 山形 秋田の各県
東京 "	東京都港区芝三田四国町	東京都 新潟 埼玉 群馬 千葉 茨城 栃木 山梨 長野の各県
横浜 "	横浜市中区山下町	神奈川県 静岡県
名古屋 "	名古屋市東区主税町	愛知 三重 岐阜 福井 石川 富山の各県
神戸 "	神戸市生田区中山手通り	大阪府 京都府 兵庫 奈良 滋賀 和歌山の各県
高松 "	高松市二番町	香川 愛媛 徳島 高知 岡山の各県
松江 "	松江市駿町	鳥取県 島根県
下関 "	下関市港町	広島県 山口県 福岡県のうち門司市
福岡 "	福岡市北浜町	福岡県 (門司市を除く.) 佐賀県 熊本県 大分県 長崎県のうち上県郡 下県郡及び壱岐郡
大村 "	大村市松並町	長崎県 (上県郡下県郡及び壱岐郡を除く.)
鹿児島 "	鹿児島市山下町	宮崎県 鹿児島県

入国管理事務所港出張所所在地表 昭28.12.31現在)

入国管理事務所	港出張所	位置	入国管理事務所	港出張所	位置
札幌	○釧路	釧路市	神戸	○舞鶴	舞鶴市
	小樽	小樽市		広畑	姫路市
	室蘭	室蘭市	高松	○宇野	玉野市
	函館	函館市		○新居浜	新居浜市
仙台	○青森	青森市	下関	下関	下関市
	釜石	釜石市		広島	広島市
	○塩釜	塩釜市		呉	呉市
東京	東京	東京都		※岩国	岩国市
	※羽田	東京都		徳山	徳山市
横浜	横浜	横浜市		門司	門司市
	横須賀	横須賀市	福岡	博多	福岡市
	○川崎	川崎市		三池	大牟田市
	清水	清水市		八幡	八幡市
名古屋	名古屋	名古屋市		津久見	津久見市
	○四日市	四日市市		若松	若松市
	○敦賀	敦賀市		○唐津	唐津市
神戸	神戸	神戸市	大村	長崎	長崎市
	大阪	大阪市		佐世保	佐世保市
	下津	和歌山県	鹿児島	鹿児島市	

〔註〕 ○印は審査官の常駐しない港を，※印は空港を示す。

IV 外 局

1 司法試験管理委員会

目的とその内容

1 目的 改正国家公務員法第12条により高等試験制度が廃止され新に司法試験法（昭和24年法律第104号）により裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験として創設せられた司法試験を管理する。

2 内容 司法試験は、法律に関する学力検定の国家試験たる性質にかんがみ政府の法務統轄機関である法務大臣の所轄とし、その下に司法試験管理委員会が置かれており委員3人をもつて組織し、委員のうち2人は法務事務次官及び最高裁判所事務総長をもつて充て、他の委員の1人は法務大臣が弁護士のうちから日本弁護士連合会の推薦に基き任命し、委員長は委員の互選により法務事務次官がこれに任ぜられている。

司法試験は法務大臣が司法試験管理委員会の推薦に基いて試験ごとに任命する司法試験審査委員が行う。又司法試験管理委員会には、その職務を行うために必要な事項について規則を制定する権限が与えられている。

業務の実施状況

司法試験管理委員会の庶務は法務大臣官房においてつかさどることになっているので人事課においてその事務を管掌している。

司法試験管理委員会は、受験手続その他につき、昭和24年6月15日司法試験管理委員会規則第1号を制定したが、更に第1次試験の科目及び第1次試験免除資格の証明手続について昭和25年3月1日司法試験管理委員会規則第1号を制定公布し、次いで司法試験法第4条第1項第4号の規定する者に関する規則として昭和26年6月22日に陸海軍経理学校、陸軍士官学校及び陸軍航空士官学校を卒業した者（但し陸軍予科士官学校の課程を経た者）を認定公布し、更に昭和27年5月16日に満州国立建国大学前期を修了した者及び同大学後期を卒業した者、並びに満州国立大学哈爾濱学院本科を卒業した者を認定公布し、昭和28年4月5日に第1次試験を、同年7月13日より18日まで、それぞれ、東京、京都、福岡、仙台、札幌及び名古屋において第2次試験筆記試験を、更に同年10月14日より19日まで東京において第2次試験口述試験を実施した。受験者の数は年々増加の傾向を示しており、試験実施の結果合格者は第1次試験40名、第2次試験が224名であつた。

なお、昭和28年7月25日法律第85号により司法試験法が一部改正せられ、昭和29年度から第2次試験の必須科目に商法が加へられた外受験料の改訂が行われた。

法 規

司法試験法（昭和24年5月31日）（法律第40号）（略）（昭和28年7月25日）（法律第85号一部改正）

司法試験管理委員会規則

◎司法試験管理委員会規則第1号（昭和24年6月15日適用）法務年鑑25年版参照。

◎司法試験管理委員会規則第1号（昭和25年3月1日適用）法務年鑑26年版参照。

1 第1次試験の科目

学校教育法施行規則第66条に基く大学設置基準に定める一般教養科目の各系列（人文科学関係、社会科学関係及び自然科学関係）に広くわたつて論文式及び短答式による試験問題を課するものとし、外国語については、英語・フランス語・ドイツ語・ロシア語又は華語のうちいずれか一を受験者の選択によつて試験する。

2 第1次試験免除資格の証明手続

司法試験法第4条第1項第1号に該当する者が、司法試験第2次試験受験願書に添えて提出する第1次試験免除資格証明書は所定の一般教養科目を履修したことを科目別及び単位別にその大学によつて証明した書類でなければならない。（卒業証書をもつてその証明に代える場合はこの限ではない。）

◎司法試験管理委員会規則第1号（昭和26年6月22日適用）

司法試験法第4条第1項第4号の規定する者に関する規則

左の各号の一に該当する者は、司法試験法第4条第1項第1号から第3号までに該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有するものと認る。

- 1 陸軍経理学校令（昭和10年12月勅令第325号）による陸軍経理学校本科を卒業した者。
- 2 陸軍士官学校令（昭和12年4月勅令第110号）による陸軍士官学校又は陸軍航空士官学校令（昭和13年9月勅令第745号）による陸軍航空士官学校を卒業した者（陸軍予科士官学校令〔昭和12年4月勅令第1号〕による陸軍予科士官学校の課程を経ない者を除く。）

◎司法試験管理委員会規則第1号（昭和27年5月16日適用）

司法試験法第4条第1項第4号の規定する者に関する規則

左の各号の一に該当する者は、司法試験法第4条第1項第1号から第3号までに該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有するものと認る。

- 1 満州国立建国大学前期を修了し又は同大学後期を卒業した者
- 2 満州国立大学哈爾浜学院本科を卒業した者

2 公安審査委員会

関係法規

破壊活動防止法

破壊活動防止法施行規則

公安審査委員会設置法

爆発物取締罰則

放送法

電波法

行政事件訴訟特例法

法務省設置法

法務省組織令

組織及び職員

1 委員会の設置及び組織

公安審査委員会は破壊活動防止法の規定により公共の安全に寄与するために行う破壊的団体の規制に関する審査及び決定の事項を掌るために法務省の外局として設置されている（公安審査委員会設置法第1条）

委員会は委員長及び委員6人を以て構成され（同設置法第4条）、委員長及び委員は両議院の同意を得て内閣総理大臣によつて任命され（同設置法第5条）、独立してこの職権を行うことができる（同設置法第3条）。

委員会は所掌事務について規則を制定する権限が与えられ（同設置法第13条）、更に破壊活動防止法に規定する所掌事務を遂行するために左に掲げる権限を有する（同設置法第2条）。

- 1 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。
- 2 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 3 所掌事務の遂行に直接必要な事務用品等を調達すること。
- 4 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 5 暴力主義的破壊活動を行つた団体に対して活動制限の処分を行うこと。
- 6 暴力主義的破壊活動を行つた団体に対して解散の指定を行うこと。

2 職員

委員長の命を受けて委員会の審査及び決定に関する必要な事務を行うために委員補佐3名が置かれ（同設置法第12条）、又委員会に関する事務処理のために事務局がおかれている（同設置法第14条）。委員長、委員、委員補佐は非常勤である（同設置法第5条第5項及び第12条第4項）。

業務の実施状況

前年度に引続き、委員会の審査手続についての規則案を審議検討すること前後16回に及び、昭和28年7月25日公安審査委員会規則第1号として公布即日施行した。本規則は

破壊活動防止法により公安調査庁長官より処分請求があつた場合に、破壊的団体の規制につきその審査及び決定の手續を定めたもので、破壊活動防止法とともに運用される重要な規則で、十箇条に亘つている。

審査規則の制定に伴い、処分請求書の取扱、証拠物件の取扱、供述調書、実況見分調書等の作成要領及び各種様式20種類を含めた審査事務取扱規程を定めたが、昭和28年12月28日より適用となつている。

規則制定以来定例の会議を開いている。

3 公安調査庁

業務の内容

1 本 庁

(1) 総 務 部

公安調査庁設置法第7条に定める事務を所掌する。

イ 総 務 課

法務省組織令第54条の規定に基づき、機密事項、長官次長の官印及び庁印の管守文書、予算、経理に関する事務、各部所掌事務の連絡調整に関する事務等を所掌する。

ロ 職 員 課

法務省組織令第55条の規定に基づき、人事、厚生、教養、企画、行政監察等の事務を所掌する。

ハ 資 料 課

法務省組織令第57条の規定に基づき、内外資料の収集、整理及び保管に関する事務を所掌する。

ニ 審 理 課

法務省組織令第57条の規定に基づき、破壊活動防止法の規定による弁明の聴取並びに処分請求に関する事務及び所掌事務に関する法令の整備に関する事務を所掌する。

(2) 調査第一部

公安調査庁設置法第8条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所掌する。

イ 第 一 課

法務省組織令第59条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号イに掲げる内乱に関する暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所掌する。

ロ 第 二 課

法務省組織令第60条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号イに掲げる外患に関する暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所掌する。

ハ 第 三 課

法務省組織令第61条に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号ロ及びハに掲

げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

ニ 第四課

法務省組織令第62条に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号ニに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

ホ 第五課

法務省組織令第63条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号ホに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

(3) 調査第二部

公安調査庁設置法第9条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

イ 第一課

法務省組織令第65条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号イ、ロ及びハ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

ロ 第二課

法務省組織令第66条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号ニ及びホ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する事務を所管する。

ハ 第三課

法務省組織令第67条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号ヘ及びト並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

ニ 第四課

法務省組織令第68条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号チ及びリ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

2 附属機関——公安調査庁研修所

公安調査庁設置法第10条の規定に基づき公安調査庁の職員に対する職務上必要な訓練に関する事務を所管する。

3 地方支分部局

(1) 公安調査局

公安調査庁設置法第11条及び第12条の規定に基づき、その所在地を管轄する都道府県の地域を管轄して同法第8条及び第9条に規定する事務を分掌する外、同法別表

第2上欄に記載する公安調査局長は、それぞれ同表下欄に記載する地方公安調査局の事務を指揮監督する。

イ 総務課

公安調査庁研修所等組織規程第8条の規定に基づき、文書、人事、会計等の局内庶務を掌るとともに、破壊活動防止法第4条第1項第1号ホに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

ロ 調査第一課

公安調査庁研修所等組織規程第9条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第1号イからニまでに掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

ハ 調査第二課

公安調査庁研修所等組織規程第10条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

(2) 地方公安調査局

公安調査庁設置法第11条及び第12条の規定に基づき、その所在地を管轄する道府県の地域を管轄して、同法第8条及び第9条に規定する事務を分掌する。

イ 第一課

公安調査庁研修所等組織規程第15条の規定に基づき、文書、人事、庶務、会計等の局内庶務を掌るとともに、破壊活動防止法第4条第1項第1号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

ロ 第二課

公安調査庁研修所等組織規程第16条の規定に基づき、破壊活動防止法第4条第1項第2号に掲げる暴力主義的破壊活動を行つた団体に関する調査に関する事務を所管する。

業務の実施状況

1 昭和28年中には、公安調査庁長官において、破壊的団体の規制の手続を執つたものはない。

2 研 修

昭和28年は、主として第一線公安調査官を対象に、人格の陶冶と良識の涵養、破壊活動防止法初め関係法令の研究、調査に関する基本的知識並びに調査技術の体得等相当の効果を挙げている。

昭和28年中における研修状況は左の通りである。

イ) 中央研修	4回	研修員合計	220名
ロ) 地方研修	2回	研修員合計	90名

公安調査局及び地方公安調査局の名称・位置ならびに管轄区域

名 称	位 置	管 轄 区 域
関東公安調査局	東京都	東京都
神奈川地方公安調査局	横浜市	神奈川県
埼玉地方公安調査局	浦和市	埼玉県
千葉地方公安調査局	千葉市	千葉県
茨城地方公安調査局	水戸市	茨城県
栃木地方公安調査局	宇都宮市	栃木県
群馬地方公安調査局	前橋市	群馬県
山梨地方公安調査局	甲府市	山梨県
長野地方公安調査局	長野市	長野県
新潟地方公安調査局	新潟市	新潟県
近畿公安調査局	大阪市	大阪府
京都地方公安調査局	京都市	京都府
兵庫地方公安調査局	神戸市	兵庫県
奈良地方公安調査局	奈良市	奈良県
滋賀地方公安調査局	大津市	滋賀県
和歌山地方公安調査局	和歌山市	和歌山県
中部公安調査局	名古屋市	愛知県
三重地方公安調査局	津市	三重県
静岡地方公安調査局	静岡市	静岡県
岐阜地方公安調査局	岐阜市	岐阜県
福井地方公安調査局	福井市	福井県
富山地方公安調査局	富山市	富山県
石川地方公安調査局	金沢市	石川県
中国公安調査局	広島市	広島県
山口地方公安調査局	山口市	山口県
岡山地方公安調査局	岡山市	岡山県
鳥取地方公安調査局	鳥取市	鳥取県
島根地方公安調査局	松江市	島根県
九州公安調査局	福岡市	福岡県
佐賀地方公安調査局	佐賀市	佐賀県
長崎地方公安調査局	長崎市	長崎県
大分地方公安調査局	大分市	大分県
熊本地方公安調査局	熊本市	熊本県
鹿児島地方公安調査局	鹿児島市	鹿児島県
宮崎地方公安調査局	宮崎市	宮崎県
東北公安調査局	仙台市	宮城県
福島地方公安調査局	福島市	福島県
山形地方公安調査局	山形市	山形県

岩手地方公安調査局	盛岡市	岩手県
秋田地方公安調査局	秋田市	秋田県
青森地方公安調査局	青森市	青森県
北海道公安調査局	札幌市	北海道のうち 函館地方公安調査局、旭川地方公安調査局、釧路地方公安調査局及び北見地方公安調査局の管轄区域を除いた区域
函館地方公安調査局	函館市	北海道のうち 渡島支庁管内 檜山支庁管内 後志支庁管内のうち 歌来郡 寿都郡 島牧郡 磯谷郡のうち 磯谷村
旭川地方公安調査局	旭川市	北海道のうち 上川支庁管内 留萌支庁管内 宗谷支庁管内のうち 空知支庁管内のうち 雨龍郡 空知郡のうち 音江村
釧路地方公安調査局	釧路市	北海道のうち 十勝支庁管内 釧路支庁管内 根室支庁管内
北見地方公安調査局	北見市	北海道のうち 網走支庁管内
四国公安調査局	高松市	香川県
愛媛地方公安調査局	松山市	愛媛県
徳島地方公安調査局	徳島市	徳島県
高知地方公安調査局	高知市	高知県

V 檢察庁

1 検察庁法 (昭和22年4月16日法律第61号) 同 27年7月31日同 268号)

本文 昭和27年1月1日 現在

第1条 検察庁は、検察官の行う事務を統括するところとする。

2 検察庁は、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁とする。

第2条 最高検察庁は、最高裁判所に、高等検察庁は、各高等裁判所に、地方検察庁は、各地方裁判所に、区検察庁は、各簡易裁判所に、それぞれ対応してこれを置く。

2 地方検察庁は、各家庭裁判所にも、それぞれ対応するものとする。

3 最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置は、政令でこれを定める。

4 法務大臣は、必要と認めるときは、高等裁判所又は地方裁判所の支部にそれぞれ対応して高等検察庁又は地方検察庁の支部を設け、当該検察庁の事務の一部を取り扱わせることができる。

第3条 検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする。

第4条 検察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

第5条 検察官は、いずれかの検察庁に属し、他の法令に特別に定のある場合を除いて、その属する検察庁の対応する裁判所の管轄区域内において、その裁判所の管轄に属する事項について前条に規定する職務を行う。

第6条 検察官は、いかなる犯罪についても捜査をすることができる。

2 検察官と他の法令により捜査の職権を有する者との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる。

第7条 検事総長は、最高検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、すべての検察庁の職員を指揮監督する。

2 次長検事は、最高検察庁に属し、検事総長を補佐し、又、検事総長に事故のあるとき、又は検事総長が欠けたときは、その職務を行う。

第8条 検事長は、高等検察庁の長として、庁務を掌理し、且つ、その庁並びにその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る地方検察庁及び区検察庁の職員を指揮監督する。

第9条 各地方検察庁に検事正各1人を置き、1級の検事を以てこれに充てる。

2 検事正は、庁務を掌理し、且つ、その庁及びその庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る区検察庁の職員を指導監督する。

第10条 2人以上の検事又は検事及び副検事の属する各区検察庁に上席検察官各1人を置き、検事を以てこれに充てる。

2 上席検察官の置かれた各区検察庁においては、その庁の上席検察官が、その他の各区検察庁においては、その庁に属する検事又は副検事（副検事が2人以上あるときは、検事正の指定する副検事）が庁務を掌理し、且つその庁の職員を指揮監督する。

第11条 検事総長、検事長又は検事正は、その指揮監督する検察官に、第7条第1項、第8条又は第9条第2項に規定する事務の一部を取り扱わせることができる。

第12条 検事総長、検事長又は検事正は、その指揮監督する検察官の事務を自ら取り扱い、又はその指揮監督する他の検察官に取り扱わせることができる。

第13条 検事総長及び次長検事、検事長若しくは検事正に事故のあるとき、又は検事総長及び次長検事、検事長若しくは検事正が欠けたときは、その庁の他の検察官が、法務大臣の定める順序により、臨時に検事総長、検事長又は検事正の職務を行う。

2 区検察庁の庁務を掌理する検察官に事故のあるとき、又はその検察官が欠けたときは、検事正の指定する他の検察官が、臨時にその職務を行う。

第14条 法務大臣は、第4条及び第6条に規定する検察官の事務に関し、検察官を一般に指揮監督することができる。但し、個々の事件の取調又は処分については、検事総長のみを指揮することができる。

第15条 検事総長、次長検事及び各検事長は1級とし、その任免は、内閣が行い、天皇が、これを認証する。

2 検事は1級又は2級とし、副検事は2級とする。

第16条 検事長、検事及び副検事の職は、法務大臣がこれを補する。

副検事は、区検察庁の検察官の職のみにこれを補するものとする。

第17条 法務大臣は、高等検察庁又は地方検察庁の検事の中から、高等検察庁又は地方検察庁の支部に勤務すべき者を命ずる。

第18条 2級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

- 1 司法修習生の修習を終えた者
- 2 裁判官の職に在つた者
- 3 3年以上政令で定める大学において法律学の教授又は助教授の職に在つた者

2 副検事は、前項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する者で副検事選考審査会の選考を経たものの中からもこれを任命することができる。

- 1 裁判所法（昭和22年法律第59号）第66条第1項の試験に合格した者
- 2 3年以上政令で定める2級官吏その他の公務員の職にあつた者
- 3 3年以上副検事の職に在つて政令で定める考試を経た者は、第1項の規定にかかわらず、これを2級の検事に任命及び叙級することができる。

副検事選考審査会に関する規程は、政令でこれを定める。

第19条 1級の検察官の任命及び叙級は、左の資格の一を有する者に就いてこれを行う。

- 1 8年以上2級の検事、判事補、簡易裁判所判事又は弁護士職にあつた者
- 2 最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官又は判事の職に在つた者
- 3 前条第1項第1号又は第3号の資格を得た後8年以上法務省の事務次官、最高裁判所事務総長若しくは裁判所調査官又は2級以上の法務事務官、法務教官、裁判所事務官、司法研修所教官若しくは裁判所書記官研修所教官の職に在つた者
- 4 前条第1項第1号又は第3号の資格を有し1年以上1級官吏の職に在つた者

2 前条第1号及び第3号に規定する各職の在職年数は、これを通算する。

3 前条第3項の規定により検事に任命された者は、第1項第3号及び第4号の規定の適用については、これを同条第1項第1号の資格を有する者とみなす。

第20条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを検察官に任命することができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

第21条 検察官の受ける俸給については、別に法律でこれを定める。

第22条 検事総長は、年齢が65年に達した時に、その他の検察官は年齢が63年に達した時に退官する。

第23条 検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないときは、検事総長、次長検事及び検事長については、検察官適格審査会の議決及び法務大臣の勧告を経て、検事及び副検事については、検察官適格審査会の議決を経て、その官を免ずることができる。

2 検察官は、左の場合に、その適格に関し、検察官適格審査会の審査に付される。

- 1 すべての検察官について3年ごとに定時審査を行う場合
- 2 法務大臣の請求により各検察官について随時審査を行う場合
- 3 職権で各検察官について随時審査を行う場合

3 検察官適格審査は、検察官が心身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないかどうかを審査し、その議決を法務大臣に通知しなければならない。法務大臣は、検察官適格審査会から検察官がその職務を執るに適しない旨の議決の通知のあつた場合において、その議決を相当と認めるときは、検事総長、次長検事及び検事長については、当該検察官の罷免の勧告を行い、検事及び副検事についてはこれを罷免しなければならない。

4 検察官適格審査会は、内閣総理大臣の監督に属し、国会議員、検察官、法務省の官吏、裁判官、弁護士及び日本学士院会員の中から選任された11人の委員を以てこれを組織する。但し、委員となる国会議員は、衆議院議員4人及び参議院議員2人とし、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

5 検察官適格審査会に、委員1名につきそれぞれ1名の予備委員を置く。

6 各委員の予備委員は、それぞれの委員と同一の資格ある者の中から、これを選任する。但し、予備委員となる国会議員は、それぞれ衆議院及び参議院においてこれを選出する。

7 委員に事故のあるとき、又は委員が欠けた時はその予備委員が、その職務を行う。

8 前7項に規定するものの外、検察官適格審査会に関する事項は、政令でこれを定める。

第24条 検事長、検事又は副検事が検察庁の廃止その他の事由に因り剰員となつたときは、法務大臣は、その検事長、検事又は副検事に俸給の半額を給して欠位を待たせることができる。

第25条 検察官は、前3条の場合を除いては、その意思に反して、その官を失い、職務を

停止され、又は俸給を減額されることはない。但し、懲戒処分による場合は、この限りでない。

第26条 最高検察庁に検事総長秘書官を置く。

2 検事総長秘書官は、2級とする。

3 検事総長秘書官は、検事総長の命を受けて機密に関する事務を掌る。

第27条 検察庁に検察事務官を置く。

2 検察事務官は、2級又は3級とする。

3 検察事務官は、上官の命を受けて検察庁の事務を掌り、又、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査を行う。

第28条 検察庁に、検察技官を置く。

2 検察技官は、2級又は3級とする。

3 検察技官は、検察官の指揮を受けて技術を掌る。

第29条 検察庁の職員の定員は、別に法律でこれを定める。

第30条 削除

第31条 検察庁の職員は、他の検察庁の職員と各自の取扱うべき事務について互に必要な補助をする。

第32条 検察庁の事務章程は、法務大臣が、これを定める。

第32条の2 この法律第15条、第18条乃至第20条及び第22条乃至第25条の規定は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）附則第13条の規定に依り、検察官の職務と責任の特殊性に基いて、同法の特例を集めたものとする。

附 則（抄）

第36条 法務大臣は、当分の間、検察官が足りないため必要と認めるときは区検察庁の検察事務官にその庁の検察官の事務を取り扱わせることができる。

第37条 裁判所構成法による検事たる資格を有する者は、第18条及び第19条の規定の適用については、その資格を得た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。この法律施行の際現に弁護士たる資格を有する者で弁護士の在職年数がこの法律施行後において3年に達する者についてその3年に達した時も同様とする。

2 この法律施行前弁護士試験として1年6箇月以上の実務修習を終え試験を経た者又はこの法律施行の際現に弁護士試験たる者で1年6箇月以上の実務修習を終え試験を経たものは、前項の規定にかかわらず、その試験を経た時に司法修習生の修習を終えたものとみなす。

3 弁護士たる資格を有する者が朝鮮弁護士令（昭和11年制令第4号）台湾弁護士令（昭和10年律令第7号）又は関東州弁護士令（昭和11年勅令第16号）による弁護士（以下外地弁護士と称する。）の職に在つたときは、第18条の規定の適用については、外地弁護士の在職の年数が3年以上になるもの又は外地弁護士及び弁護士の在職の年数が通じて3年以上になるものは、その3年に達した時、朝鮮弁護士令による弁護士試験として1年6箇月以上の実務修習を終え試験を経たものは、その試験を経た時に、それぞれ司法修習生の修習を終えたものとみなす。

2 検察庁の組織及び職員

検察庁の組織

(イ) 検察庁数

(昭和28.12.31現在)

区分	高等検察庁名	同支部数	所轄地方 検察庁数	同支部数	所轄区 検察庁数	
庁 名	東京高等検察庁		11	55	138	
	大阪高等検察庁		6	27	82	
	名古屋高等検察庁	1	6	25	58	
	広島高等検察庁	2	5	25	63	
	福岡高等検察庁	1	7	45	90	
	仙台高等検察庁	1	6	30	61	
	札幌高等検察庁	1	4	15	44	
	高松高等検察庁		4	13	34	
計	1	8	6	49	235	570

(ロ) 検察庁の名称及び所在地

(昭和28.12.31現在)

- 1 最高検察庁 東京都千代田区霞ヶ関1ノ1
- 2 高等検察庁 (8箇所)

名 称	所 在 地
東京高等検察庁	東京都千代田区霞ヶ関1ノ1
大阪高等検察庁	大阪市北区若松町8
名古屋高等検察庁	名古屋市中区南外堀町6ノ1
広島高等検察庁	広島市基町1
福岡高等検察庁	福岡市浜町1
仙台高等検察庁	仙台市良覚院町33
札幌高等検察庁	札幌市大通西13丁目
高松高等検察庁	高松市内町10

3 高等検察庁支部 (6箇所)

名 称	所 在 地
名古屋高等検察庁金沢支部	金沢市上胡桃町27
広島高等検察庁岡山支部	岡山市弓之町125
広島高等検察庁松江支部	松江市母衣町
福岡高等検察庁宮崎支部	宮崎市鶴来町2ノ13
仙台高等検察庁秋田支部	秋田市土手谷地町1ノ1
札幌高等検察庁函館支部	函館市新川町28

4 地方検察庁 (49箇所)

(昭和 28. 12. 31 現在)

高検名	名 称	所 在 地
東 京 11	東京地方検察庁	東京都千代田区霞ヶ関1ノ1
	横浜地方検察庁	横浜市中区日本大通9
	浦和地方検察庁	浦和市常盤町1ノ165
	千葉地方検察庁	千葉市吾妻町3ノ65
	水戸地方検察庁	水戸市北三ノ丸120
	宇都宮地方検察庁	宇都宮市小幡町2646
	前橋地方検察庁	前橋市曲輪町乙72
	静岡地方検察庁	静岡市追手町254
	甲府地方検察庁	甲府市錦町4番地ノ3
	長野地方検察庁	長野市花咲町1237
	新潟地方検察庁	新潟市川岸町1ノ49
大 阪 6	大阪地方検察庁	大阪市北区若松町8
	京都地方検察庁	京都市上京区新町通下長者町下ル両御霊町
	神戸地方検察庁	神戸市生田区橋通2ノ30
名 古 屋 6	奈良地方検察庁	奈良市登大路町3
	大津地方検察庁	大津市松本月見坂町
	和歌山地方検察庁	和歌山市二番町3ノ1
	名古屋地方検察庁	名古屋市中区南外堀町6ノ1
広 島 5	津地方検察庁	津市丸之内殿町2087ノ6
	岐阜地方検察庁	岐阜市今沢町1
	福井地方検察庁	福井市宝永上町50
	金沢地方検察庁	金沢市上胡桃町27ノ1
	富山地方検察庁	富山市西田地方町816ノ3
	広島地方検察庁	広島市基町1
	山口地方検察庁	山口市今道45
	岡山地方検察庁	岡山市弓之町122
	鳥取地方検察庁	鳥取市西町89
	松江地方検察庁	松江市母衣町50
福 岡 7	福岡地方検察庁	福岡市浜町1
	佐賀地方検察庁	佐賀市松原町77
	長崎地方検察庁	長崎市万歳町1
	大分地方検察庁	大分市荷揚町31
	熊本地方検察庁	熊本市京町1ノ50
	鹿児島地方検察庁	鹿児島市山下町68ノ6
	宮崎地方検察庁	宮崎市鶴来町2ノ13
仙 台 6	仙台地方検察庁	仙台市片平町69
	福島地方検察庁	福島市御山町17
	山形地方検察庁	山形市六日町字寒河江町1041ノ3

高検名	名 称	所 在 地
札 幌 5	盛岡地方検察庁	盛岡市内丸10
	秋田地方検察庁	秋田市土手谷地町1ノ1
	青森地方検察庁	青森市大字大野字北片岡170
	札幌地方検察庁	札幌市大通西13丁目
	函館地方検察庁	函館市新川町28
高 松 4	旭川地方検察庁	旭川市八条通6丁目
	釧路地方検察庁	釧路市浦見町3ノ1
	高松地方検察庁	高松市内町10
	徳島地方検察庁	徳島市中徳島町1ノ2ノ3
高 知	高知地方検察庁	高知市丸ノ内7
	松山地方検察庁	松山市一番町甲15ノ3

備考 高検名の下に数字は、管内地方検察庁の数を示す。

5 地方検察庁支部 (235箇所)

(昭和 28. 12. 31 現在)

地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所	地検名	支部名	裁判所
東 横 浦 2	八 王 子	甲	前 橋 6	足 沼	乙	新 潟 9	三 新 村	乙
	横 須 賀	甲		利 田	乙		三 新 村	乙
浦 和 4	小 越 田	乙	静 岡 5	高 中 之	乙	大 阪 2	岸 園	乙
	川 越 谷	乙		富 沼	乙		宮 宮	乙
千 葉 7	熊 秩 父	乙	甲 府 2	吉 下	乙	京 都 5	舞 舞	乙
	佐 倉 宮	乙		浜 掛	乙		伊 尼	乙
水 戸 6	一 松 戸	甲	長 野 9	飯 上	乙	神 戸 10	明 篠	乙
	木 更 津	甲		岩 村	乙		伊 尼	乙
宇 都 宮 4	八 日 市	甲	水 戸 6	飯 上 村	乙	神 戸 10	明 篠	乙
	佐 日 原	乙		岩 村	乙		伊 尼	乙
水 戸 6	太 土 龍	乙	宇 都 宮 4	大 諫 飯	甲	神 戸 10	伊 尼	乙
	龍 麻 下	乙		真 大 田	乙		明 篠	乙
水 戸 6	真 大 田	乙	宇 都 宮 4	飯 伊	乙	神 戸 10	明 篠	乙
	木 原 木	甲		飯 伊	乙		明 篠	乙

6 区検察庁 (570箇所) (昭和28.12.31.現在)

備考 地検名の下の数字は、管内区検の数を示す。

地検名	区 検 察 庁	地検名	区 検 察 庁
東京 20	東京 新宿 台東 墨田 豊島 江戸 八王子 五日市	静岡 11	静岡 清水 熱海 吉原 二俣
横浜 14	横浜 神奈川 藤沢 相模原 三崎	甲府 9	甲府 府中 山梨 小笠原 日下部
浦和 11	浦和 越谷 小川	長野 12	長野 野田 飯田 松本 谷田
千葉 12	千葉 松戸 銚子	新潟 15	新潟 新潟 津上 巻田 十日町
水戸 14	水戸 戸田 大子 取手 下館	大阪 18	大阪 西淀川 豊中 吹田 枚方 岸和田
宇都宮 10	宇都宮 矢野 足利	京都 15	京都 木津 周山 舞鶴
前橋 10	前橋 伊勢崎 藤岡	神戸 21	神戸 伊丹 山手 三宮 西宮 姫路

地検名	区 検 察 庁	地検名	区 検 察 庁
奈良 8	奈良 宇陀 大津	10	上野 市川 高尾 岡崎 永井 見沼 とみ
大津 9	大津 八日市 米之本	広島 17	広島 八尾 尾道 油庄
和歌山 11	和歌山 橋本 御坊	山口 16	山口 山形 生田 久賀
名古屋 17	名古屋 春日井 犬山 岡崎	岡山 14	岡山 片岡 井美
津 12	津 上野 鳥羽	鳥取 8	鳥取 倉吉 倉吉
岐阜 8	岐阜 御多	松江 8	松江 松江 浜田
福井 5	福井 小浜	福岡 17	福岡 飯塚 門司 大牟田
金沢 6	金沢 輪島	佐賀 9	佐賀 六甲 呼子
富山 9	富山 八尾		

地検名	区 検 察 庁	地検名	区 検 察 庁
長崎 13	長崎 長崎 瀬戸 大村 諫早 草戸 原 島原 長崎 小浜 佐世保 平戸 原 武生 水福 江有 川 佐須奈	盛岡 11	盛岡 花巻 二戸 久慈 遠野 野 釜 石 渡 宮 岩 泉 一 関 水 沢
大分 12	大分 別府 杵築 日田 東田 中津 宇佐 玉津 伯耆 杵 竹田 三重 佐 伯 日 杵	秋田 10	秋田 田代 能代 本庄 大 館 花輪 湯 沢 大 曲 角 館
熊本 14	熊本 三浦 荒尾 玉御 船橋 山鹿 宮地 高森 御人 浜町 八代 水 侯	青森 9	青森 青森 森 田 田部 野辺 五所 川原 弘 前 沢 八 三本 木
鹿児島 17	鹿児島 鹿儿岛 伊集院 種子島 屋久島 名瀬 徳之島 加治木 大 口 岩川 知覧 加世田 掛 宿 川内 出水 龍 島 鹿 屋 大根占	札幌 12	札幌 札幌 幌 岩 沢 夕 張 滝 室 蘭 見 伊 夕 小 収 浦 静 内 小 樽 苦 岩 内 俱 知
宮崎 8	宮崎 宮崎 妻 日南 都 城 小 延 岡 日向 高千穂 林 延 岡 日向 高千穂	函館 8	函館 函館 木古 内 松 前 八 雲 瀬 棚 江 差 寿 八 雲 瀬 棚 江 差 寿
仙台 9	仙台 仙台 大河原 古川 岩出山 築館 石 巻 登 米 沼 志津川	旭川 11	旭川 旭川 石 狩 川 富 野 名 士 別 紋 別 中 富 野 名 羽 幌 稚 内 天 中 富 野 名
福島 13	福島 福島 二本松 郡 山 三 春 白 喜 須賀 川 棚 若 松 喜 須賀 川 棚 若 松	釧路 13	釧路 釧路 厚 岸 帯 広 十 斜 里 北 尾 網 走 美 標 津 見 遠 軽 根 室
山形 9	山形 山形 楯 岡 寒河江 新庄 赤 湯 長 井 鶴 岡 赤 湯 長 井 鶴 岡	高松 8	高松 高松 松崎 平 井 三 本 松 淵 崎 丸 龍 善 通 寺 観 音 寺
		徳島 7	徳島 徳島 鳴 戸 徳 島 富 岡 脇 町 徳 島 池 田 川 島 牟 岐
		高知 8	高知 高知 知 本 山 赤 岡 須 窪 川 安 去 中 村 須 宿 窪 川 安 去 中 村 須 宿
		松山 11	松山 松山 久 方 大 洲 八 幡 西 条 久 方 大 洲 八 幡 宇 和 島 野 村 城 辺 今 治

検察官政令(勅令)定員沿革

(但昭和19年以前抄録)

年 度	名 職	大審院検事局			控訴院検事局			地方・区裁判所検事局				合 計
		総 長	検 事	計	検 事 長	検 事	計	検 事 正	地 方 検 事	区 検 事	計	
勅 令 158 号 8	23.	1	5	6	7	20	27	48	125	275	443	481
勅 令 17 号 2	27.	1	4	5	7	17	24	49	95	210	354	383
勅 令 122 号 6	31.	1	416	—	7	—	—	49	—	—	—	473
勅 令 93 号 3	35.	1	7	8	7	30	37	49	59	174	318	363
勅 令 79 号 3	40.	1	7	8	7	29	36	50	92	201	343	387
勅 令 152 号 3	43.	1	7	8	7	29	36	50	88	208	346	390
勅 令 171 号 8	2.	1	7	8	7	23	30	50	299	—	349	387
勅 令 122 号 8	6.	1	7	8	7	22	29	51	300	—	441	478
勅 令 9 号 6	8.	1	7	8	7	22	29	51	482	—	533	570
勅 令 150 号 4	12.	1	7	8	7	30	37	51	472	—	523	538
勅 令 163 号 7	3.	1	13	14	7	37	44	51	527	—	578	636
勅 令 280 号 9	7.	1	13	14	7	37	44	51	519	—	570	628
勅 令 575 号 10	12.	1	13	14	7	37	46	51	558	—	609	669
勅 令 572 号 8	13.	1	13	14	7	39	46	51	575	—	626	686
勅 令 564 号 8	14.	1	13	14	7	39	46	51	604	—	655	715
勅 令 12 号 1	16.	1	13	14	7	39	46	51	655	—	706	766
勅 令 190 号 3	16.	1	3	14	7	39	46	51	655	—	706	766
勅 令 749 号 11	17.	1	11	12	7	41	43	51	514	—	565	625
勅 令 811 号 11	18.	1	11	12	7	41	48	51	499	—	550	610
勅 令 15 号 15	20. 1.	1	11	12	7	41	48	51	516	—	567	627
勅 令 319 号 21	20. 5.	1	11	12	7	41	48	51	546	—	597	657

年 度	庁名 職名	大審院検事局			控訴院検事局			地方・区裁判所検事局			合計	
		総 長	検 事	計	検 事 長	検 事	計	検 事 正	地 方 検 事	区 検 事		計
	勅令 444号 昭和 20. 8. 1	1	11	12	8	41	49	51	546		597	658
	勅令 47号 昭和 21. 1. 31	1	9	10	7	35	42	51	456		507	559
	勅令 230号 昭和 21. 4. 15	1	9	10	7	35	42	51	490		541	593
	勅令 295号 昭和 21. 6. 1	1	9	10	7	35	42	51	565		616	668
	勅令 419号 昭和 21. 9. 6	1	9	10	7	35	42	51	565		616	668
年 度	職 名	検事総長	次長検事	検事長	検事1級	検事2級	副検事	計				
	政令 36号 昭和 22. 5. 3	1	1	8	72	777	430	1,389				
	政令 125号 昭和 22. 7. 5	1	1	8	72	777	430	1,389				
	政令 297号 昭和 22. 12. 27	1	1	8	73	778	430	1,391				
	政令 137号 昭和 23. 6. 24	1	1	8	73	778	430	1,391				
	政令 293号 昭和 23. 9. 17	1	1	8	73	778	530	1,391				
	法律 126号 昭和 24. 5. 31	1	1	8	920		737	1,667				
	府令 142号 昭和 25. 12. 13	1	1	8	920		743	1,673				
	法律 81号 昭和 26. 3. 31	1	1	8	920		787	1,717				
	法律 95号 昭和 28. 7. 31	1	1	8	970		737	1,717				

註 法律95号の施行は、昭和28年8月1日からであつて、副検事50を検事に組替えの措置は、昭和28年4月1日からの暫定予算の上で行われたものである。

検察庁職員数

(昭和28. 12. 31現在)

職 種	検察庁別	全 国 検 察 庁				
		最高検	高 検	地 検	区 検	計
検事総長	配置定員	1	—	—	—	1
	現在員	1	—	—	—	1
	欠員	—	—	—	—	—
次長検事	配置定員	1	—	—	—	1
	現在員	1	—	—	—	1
	欠員	—	—	—	—	—
検事長	配置定員	—	8	—	—	8
	現在員	—	8	—	—	8
	欠員	—	—	—	—	—
検 事	配置定員	16	91	833	—	940
	現在員	10	86	768	—	864
	欠員	6	5	65	—	76
副 検 事	配置定員	—	—	—	737	737
	現在員	—	—	—	717	717
	欠員	—	—	—	20	20
総長秘書官	配置定員	1	—	—	—	1
	現在員	(1)	—	—	—	(1)
	欠員	1	—	—	—	1
事 務 官	配置定員	60	250	3,496	1,087	4,893
	現在員	59	248	3,487	1,083	4,877
	欠員	1	2	9	4	16
その他の職員	配置定員	46	338	3,198	714	4,296
	現在員	46	332	3,187	711	4,276
	欠員	0	6	11	3	20
計	配置定員	125	687	7,527	2,538	10,877
	現在員	117	674	7,442	2,511	10,744
	欠員	8	13	85	27	133

註 検事総長秘書官は、検事が兼ねて任ぜられている。

検察官の俸給

(昭和23年法律第76号 改正昭和28年12月 法律第292号)

区 分	月 額
検 事 総 長	88,000円
次 長 検 事	73,000
東京高等検察庁検事長	78,000
その他の検事長	73,000

区 分	号 俸	月 額
検 事	特 号	72,000円
	1 号	66,300
	2 号	60,900
	3 号	55,500
	4 号	50,700
	5 号	47,500
	6 号	42,700
	7 号	39,600
	8 号	38,100
	9 号	35,300
	10 号	31,700
	11 号	28,400
	12 号	26,200
	13 号	24,400
14 号	22,000	
副 検 事	15 号	19,800
	16 号	17,700
	17 号	17,000
	18 号	15,600
	特 号	42,700
	1 号	39,600
	2 号	38,100
	3 号	35,300
	4 号	31,700
	5 号	28,400
	6 号	26,200
	7 号	24,400
	8 号	22,600
	9 号	19,800
10 号	17,700	
11 号	17,000	
12 号	15,600	
13 号	14,600	
14 号	13,600	

3 業務の状況

検察官事務総件数と検察官定員との比照累年比較

大審院検事局

最高検察庁

年 度	検 察 官 定 員	検 察 官 事 務 総 件 数	定 員 に 対 す る 一 人 当 り 件 数
大正 13 年	14	2,871	205
〃 14 年	14	2,580	184
昭和 1 年	14	3,525	252
〃 2 年	14	2,272	162
〃 3 年	14	2,336	167
〃 4 年	14	1,870	134
〃 5 年	14	2,439	174
〃 6 年	14	2,155	154
〃 7 年	14	2,259	161
〃 8 年	14	2,495	178
〃 9 年	14	2,272	162
〃 10 年	14	2,368	169
〃 11 年	14	4,123	295
〃 12 年	14	3,665	262
〃 13 年	14	2,261	162
〃 14 年	14	1,547	111
〃 15 年	14	1,873	134
〃 16 年	15	2,405	160
〃 17 年	12	2,355	196
〃 18 年	12	1,471	123
〃 19 年	12	1,062	89
〃 21 年	10	1,262	126
〃 22 年	13	1,800	138
〃 23 年	14	2,319	166
〃 24 年	14	4,876	348
〃 25 年	14	7,007	429
〃 26 年	18	14,930(人)	829(人)
〃 27 年	18	17,817(人)	989(人)
〃 28 年	18	14,654(人)	814(人)

註 1 本表に計上した検察官事務総件数(人員)は普通上告,特別上告及び非常上告事件数及び裁判所法施行前における大審院の特別権限に属する第一審公判事件数を基礎として算出した。
 2 大審院の特別権限に属する事件の捜査事務は事件少数(大正14年,昭和7年各1件)につき捜査事務は除外することとした。
 3 昭和25年以降は資料の関係上件数を廃し人員をもって表示することとした。(以下の表も同様)

控訴院検事局
高等検察庁

年 度	検 察 官 定 員	検 察 官 事 務 総 件 数	定 員 に 対 す る 一 人 当 り 件 数
大正 13 年	37	2,169	59
" 14 年	37	2,001	54
昭和 1 年	37	2,043	55
" 2 年	37	1,901	51
" 3 年	44	1,863	42
" 4 年	44	1,579	36
" 5 年	44	1,873	43
" 6 年	44	2,041	46
" 7 年	44	2,375	54
" 8 年	44	2,438	55
" 9 年	44	2,350	53
" 10 年	44	2,348	53
" 11 年	44	2,710	62
" 12 年	46	2,548	55
" 13 年	46	1,991	43
" 14 年	46	1,374	30
" 15 年	46	1,363	30
" 16 年	46	1,266	28
" 17 年	48	2,076	43
" 18 年	48	3,603	75
" 19 年	48	5,142	107
" 21 年	42	2,245	53
" 22 年	125	12,686	101
" 23 年	126	33,466	266
" 24 年	129	46,845	363
" 25 年	125	48,665	389
" 26 年	125	55,911(人)	447(人)
" 27 年	129	37,640(人)	291(人)
" 28 年	129	28,742(人)	223(人)

- 註 1 本表に計上した検察官事務総件数は、上告、控訴事件数（人員）及び高等裁判所の特別権限に属する事件の第一審公判事件数（人員）を基礎として算出した。
- 2 高等裁判所の特別権限事件は極めて少数につき捜査に関する事務はこれを除外した。

地方裁判所検事局及び区裁判所検事局
地方検察庁、区検察庁

年 度	検 察 官 定 員	検 察 官 事 務 総 件 数			定 員 に 対 す る 一 人 当 り 件 数		
		捜 査 事 務	公 判 事 務	計	捜 査 事 務	公 判 事 務	計
大正13年	523	324,921	35,973	360,894	621	69	690
" 14年	513	365,449	37,876	403,325	712	74	786
昭和 1年	513	376,054	36,723	412,777	733	72	805
" 2年	513	379,896	38,381	418,277	741	75	816
" 3年	578	363,458	36,071	399,529	629	62	691
" 4年	579	400,670	38,298	438,968	692	66	758
" 5年	579	427,092	44,450	471,542	738	77	815
" 6年	564	440,577	44,367	484,944	781	79	860
" 7年	570	457,284	47,441	504,725	802	83	885
" 8年	573	509,355	50,994	560,349	889	89	978
" 9年	590	45,360	52,865	598,225	924	90	1,014
" 10年	590	524,358	54,783	579,141	889	93	982
" 11年	590	505,500	58,881	564,381	857	100	957
" 12年	609	452,025	53,518	505,543	742	88	830
" 13年	626	411,643	47,103	458,746	658	75	733
" 14年	655	359,954	42,744	402,698	550	65	615
" 15年	709	399,148	47,426	446,574	565	67	632
" 16年	742	396,100	49,198	445,298	534	66	600
" 17年	565	369,751	46,841	416,592	654	83	737
" 18年	550	391,855	49,010	440,865	712	89	801
" 19年	550	386,346	44,828	431,174	702	82	784
" 21年	616	501,952	108,468	610,420	805	176	981
" 22年	1,081	1,140,910	206,153	1,347,063	1,055	191	1,246
" 23年	1,197	1,710,233	232,510	1,942,743	1,429	104	1,623
" 24年	1,524	1,915,510	202,644	2,118,154	1,257	133	1,390
" 25年	1,455	1,969,889	200,746	2,170,635	1,354	138	1,492
" 26年	1,502	2,123,941(人)	234,363(人)	2,358,304	1,414(人)	156(人)	1,970(人)
" 27年	1,570	1,847,889(人)	220,286(人)	2,068,125	1,177(人)	140(人)	1,317(人)
" 28年	1,570	2,170,220(人)	197,955(人)	2,368,175	1,382(人)	126(人)	1,510(人)

- 註 本表の検察官事務総件数は、捜査事務については第一審捜査事件数（人員）、公判事務については第一審及び控訴審における公判事件数（人員）を基礎とした

捜査事件被疑者の

イ) 被疑者受理

年 度	総 数	刑				
		総 数	放 火	賭 博 富 籤	瀆 職	殺 人
昭和7年~11年平均	685,124	524,182	1,714	90,942	3,214	2,718
〃 12年~16年平均	554,285	391,529	971	91,353	2,776	1,815
〃 17 年	508,465	296,393	1,269	79,280	4,274	1,284
〃 18 年	509,995	308,314	443	99,473	7,953	1,195
〃 21 年	691,850	448,374	430	61,061	2,974	2,439
〃 22 年	1,364,076	502,870	481	110,553	3,718	2,621
〃 23 年	1,927,494	657,533	632	95,928	7,194	3,928
〃 24 年	2,091,210 (425,531)	676,551 (79,827)	976 (106)	61,191 (7,923)	10,963 (1,043)	3,645 (391)
〃 25 年	1,988,141 (350,943)	731,158 (90,175)	1,243 (154)	46,166 (7,908)	9,849 (1,123)	3,826 (482)
〃 26 年	2,051,029 (370,156)	737,413 (96,455)	1,275 (184)	32,785 (4,569)	6,857 (660)	3,801 (509)
〃 27 年	1,783,814 (305,253)	693,577 (90,945)	1,404 (176)	21,502 (2,812)	6,155 (699)	3,590 (466)
〃 28 年	2,103,878 (347,020)	665,828 (84,702)	1,403 (170)	16,826 (1,741)	5,018 (538)	3,843 (475)

- 註 1 括弧内の人員は、検察庁相互の間において行われた送致による受理人員と検察記の人員に対する内数である。昭和23年以前においてはその資料を欠くので掲
- 2 昭和19年、20年は、本表に関する資料がない。
- 3 資料……昭和27年までは検察(刑事)統計年報により、昭和28年は法務統計

受理及び処理状況

累年比較

法		犯						特 別 法 犯
傷 害	窃 盗	強 盗	詐 欺	恐 喝	横 領	贓物犯	そ の 他	
39,753	131,262	1,893	105,718	8,995	52,418	5,571	79,984	160,942
29,384	110,285	939	57,854	4,120	31,107	6,523	54,402	162,756
18,858	97,053	621	28,920	2,870	17,677	6,970	37,317	212,072
14,690	98,588	635	24,622	2,194	15,721	8,238	34,562	201,681
14,424	261,806	12,039	24,980	7,733	15,777	16,684	28,027	243,476
21,766	235,503	12,664	31,871	11,248	19,905	16,420	36,120	861,206
40,828	319,399	14,753	50,734	17,556	26,439	27,314	52,828	1,269,961
59,337 (10,487)	300,473 (37,302)	11,490 (799)	73,171 (7,332)	19,496 (1,228)	36,445 (3,097)	31,994 (2,187)	67,370 (7,932)	1,414,659 (345,704)
82,216 (15,642)	289,067 (32,247)	9,484 (902)	101,674 (11,431)	23,050 (1,302)	49,989 (4,754)	27,949 (2,171)	87,245 (12,059)	1,256,983 (260,768)
85,416 (16,296)	334,766 (37,181)	7,897 (1,171)	86,268 (11,633)	15,551 (1,273)	43,602 (6,094)	29,786 (3,119)	89,409 (13,766)	1,313,616 (273,701)
93,978 (17,159)	292,557 (33,229)	6,844 (825)	87,470 (10,530)	14,616 (1,131)	41,900 (5,700)	24,739 (2,364)	98,822 (15,857)	1,090,237 (214,308)
98,778 (16,058)	259,621 (27,339)	6,097 (620)	89,065 (10,456)	13,291 (957)	41,239 (5,363)	19,719 (1,977)	110,928 (19,008)	1,438,050 (262,318)

庁から家庭裁判所へ送致したものについて逆送された人員との合計数であり、同欄掲記することができない。

月報の集計による。

ロ) 被疑者起訴

年 度	総 数	刑				
		総 数	放 火	賭 博 富 籤	瀆 職	殺 人
昭 和 7 年	146,845	95,225	1,026	41,197	503	1,333
" 8 年	178,493	108,928	1,000	50,390	799	1,338
" 9 年	181,110	123,884	967	59,546	1,567	1,154
" 10 年	187,084	123,702	895	60,700	1,580	1,113
" 11 年	184,296	120,493	901	59,548	1,169	1,141
" 12 年	178,224	110,318	561	54,008	670	995
" 13 年	154,556	110,382	517	56,666	624	904
" 14 年	149,408	106,044	377	58,384	504	810
" 15 年	194,005	114,301	339	67,754	1,224	726
" 16 年	197,836	119,646	308	75,759	1,923	661
" 17 年	187,873	101,931	397	59,819	1,499	556
" 18 年	215,458	120,847	238	77,347	3,200	526
" 21 年	528,573	158,748	233	44,566	1,046	1,219
" 22 年	486,092	194,462	219	66,639	1,401	1,175
" 23 年	662,565	238,722	258	61,568	2,913	1,783
" 24 年	548,337	184,455	348	34,029	2,413	1,523
" 25 年	560,924	179,860	450	25,459	1,948	1,614
" 26 年	572,030	165,781	436	17,059	1,418	1,663
" 27 年	539,528	165,797	542	11,956	1,424	1,578
" 28 年	709,689	163,395	470	8,849	1,295	1,634

註 資料……昭和27年までは検察(刑事)統計年報により、昭和28年は法務統計月報

累年比較

法 犯								特 別 法 犯
傷 害	窃 盜	強 盜	詐 欺	恐 喝	横 領	贓物犯	その他	
8,679	19,167	918	5,494	1,332	2,125	575	12,876	51,620
9,759	20,547	866	5,853	1,525	2,648	830	13,373	69,565
10,497	22,352	833	6,455	1,591	3,003	918	15,001	57,226
10,279	20,131	885	6,630	3,190	2,996	694	14,609	63,382
10,180	20,994	818	6,728	1,487	2,706	858	13,963	63,803
9,449	19,920	702	6,170	1,020	2,342	992	13,489	67,906
8,177	19,597	622	5,803	808	2,557	1,346	12,761	44,174
7,858	16,861	472	4,756	686	2,017	1,317	12,002	43,364
6,363	18,671	456	4,377	624	2,012	1,476	10,279	79,704
6,255	17,246	435	4,149	522	2,115	1,209	9,064	78,190
5,142	18,018	355	3,789	469	1,893	1,223	8,771	85,942
4,319	17,316	298	4,408	474	2,007	1,743	8,971	94,611
4,238	76,804	6,889	8,398	2,747	3,216	3,505	5,887	99,825
5,925	81,821	7,632	9,851	3,995	3,938	4,457	7,409	291,630
13,116	102,648	9,337	14,276	5,897	5,676	8,427	12,823	423,843
16,376	79,753	6,285	13,325	4,511	5,892	7,342	12,658	363,882
25,031	68,262	5,412	16,338	4,600	8,130	5,746	16,870	381,064
26,546	67,550	3,599	13,749	2,694	7,133	6,187	17,747	406,249
32,366	63,156	3,014	14,560	2,778	7,216	5,342	21,865	373,731
35,558	54,731	2,468	15,037	2,801	7,298	4,335	28,919	546,294

の集計による。

人員区分 罪名	前年末 未処理 の繰越	昭和28年中の受理				受理計	起		
		検察庁 相互間 の受送	家庭裁判 所から の受送	警察から の送致 その他	小計		公判 請求	略式命 令請求	
暴力行為等処罰 に関する法律	269	375	16	3,449	3,840	4,109	440	319	
爆発物取締罰則	13	5	1	60	66	79	15	7	
銃砲刀剣類等所 持取締令	386	2,033	35	8,076	10,144	10,530	514	2,857	
火薬類取締法	137	536	3	1,969	2,508	2,645	130	976	
行政協定に伴う 刑事特別法	2	52	—	335	387	389	6	26	
破壊活動防止法	25	—	—	3	3	28	—	—	
麻薬取締法	245	187	7	1,767	1,961	2,206	1,107	90	
食糧管理法	2,662	33,363	166	208,777	242,306	244,968	3,017	43,827	
酒税法	963	5,037	41	25,074	30,152	31,115	911	8,633	
道路交通取締法 同施行令	19,264	176,544	1,440	759,137	937,121	956,385	376	420,642	
軽犯罪法	77	407	4	3,079	3,490	3,567	102	720	
公安条例	5	14	—	26	40	45	5	22	
地体 方の 公条 共例 団	393	2,564	29	14,506	17,099	17,492	250	6,196	
その他	86	536	6	3,299	3,841	3,927	67	1,387	
小計	484	3,114	35	17,831	20,980	21,464	322	7,605	
その他の特別法 犯	9,662	38,667	250	146,175	185,092	194,754	13,707	39,945	
特別法犯の計	34,189	260,320	1,998	1,175,732	1,438,050	1,472,239	20,647	525,647	
合計	66,346	341,633	5,387	8,756,858	2,103,878	2,170,224	120,429	589,260	

註 1 罪名は受理人員については受理時の罪名により、処理人員については処理時の
2 この資料は法務統計月報の集計による。

訴 小計	不起訴			中 止	他へ送致			処理計	未 処理	
	起 猶予	その他	小計		検察庁 相互間 の送致	家庭裁 判所へ 送致	その他			
759	1,109	643	1,752	116	526	742	—	1,268	3,895	176
22	3	22	25	7	15	5	—	20	74	6
3,371	2,203	669	2,872	220	2,132	1,772	—	3,904	10,367	265
1,106	599	204	803	62	538	93	—	631	2,602	58
32	142	75	217	4	55	35	—	90	343	62
—	—	6	6	1	—	—	—	—	7	22
1,197	117	465	582	90	192	59	—	251	2,120	78
46,844	151,186	5,702	156,888	3,131	33,793	1,663	—	35,456	242,319	2,659
9,544	10,511	1,879	12,390	3,210	5,165	317	—	5,482	30,626	579
421,018	197,766	12,147	209,913	7,866	200,595	55,414	—	256,010	894,807	62,047
822	1,153	469	2,122	75	403	89	—	492	3,511	87
27	10	9	19	2	8	—	—	8	56	—
6,446	5,461	1,206	6,667	266	3,069	701	—	3,770	17,149	356
1,454	995	861	1,856	25	409	83	—	492	3,827	115
7,927	6,466	2,076	8,542	293	3,486	784	—	4,270	21,032	471
53,652	47,866	25,350	73,216	12,386	39,702	9,048	4	48,754	188,008	6,514
546,294	419,621	49,707	469,328	27,461	286,602	70,021	—	535,628	1,399,711	73,024
709,689	648,960	122,258	771,218	45,686	373,411	168,142	—	754,560	2,068,153	102,071

罪名により、また未処理人員については12月末現在の罪名によつた。

被疑者の受理及び処理状況

管内別	受理処理 前年末 未処理 の繰越	昭和28年中の受理					受 理 計	起		
		検察庁 相互間 の受送	家庭裁判 所からの 送致	通常司法 警察員か らの送致	その他	小 計		公判 請求	略式命 令請求	
東 京 管 内	東 京	17,779	51,134	738	387,592	6,068	445,532	463,311	11,690	181,919
	横 浜	3,094	20,369	113	53,334	2,744	76,560	79,654	4,713	15,559
	浦 和	971	14,067	38	51,402	646	66,153	67,124	2,342	17,400
	千 葉	1,256	12,823	103	34,192	894	48,012	49,268	1,801	15,956
	水 戸	931	9,175	106	28,265	1,722	39,268	40,199	1,626	11,277
	宇 都 宮	1,731	7,017	114	31,766	1,305	40,202	41,933	1,385	8,764
	前 橋	1,084	7,160	141	22,465	848	30,614	31,698	2,234	7,636
	静 岡	963	5,506	201	23,709	1,867	31,283	32,246	2,719	9,355
	甲 府	510	2,466	30	10,984	829	14,309	14,819	1,066	3,335
	長 野	356	3,606	45	17,631	1,227	22,509	22,865	1,321	5,474
新 潟	816	3,051	19	23,758	1,883	28,711	29,527	1,528	7,014	
小 計	29,491	136,374	1,648	685,098	20,033	843,153	872,644	32,425	283,691	
大 阪 管 内	大 阪	12,769	53,834	283	194,634	5,223	253,974	266,743	8,524	50,233
	京 都	3,087	6,109	147	36,413	2,158	44,827	47,914	4,533	17,733
	神 戸	1,276	20,541	441	91,454	6,249	118,685	119,961	7,756	25,373
	奈 良	245	4,383	33	6,485	487	11,388	11,633	652	3,138
	大 津	112	2,031	43	6,938	344	9,356	9,468	653	2,494
	和 歌 山	296	3,186	27	11,301	719	15,233	15,529	1,158	4,992
	小 計	17,785	90,084	974	347,225	15,180	453,463	471,248	23,276	103,963
名 古 屋 管 内	名 古 屋	2,543	11,867	136	46,871	2,165	61,039	63,582	4,291	15,242
	津	125	5,347	38	24,536	917	30,838	30,963	1,251	6,270
	岐 阜	10	5,586	129	12,777	837	19,329	19,339	1,865	4,603
	福 井	77	1,367	13	10,836	543	12,759	12,836	781	2,961
	金 沢	133	1,690	34	8,035	1,148	10,907	11,040	670	2,885
	富 山	84	2,345	40	9,833	1,788	14,006	14,090	950	4,582
小 計	2,972	28,202	390	112,888	7,398	148,878	151,850	9,808	36,543	
広 島 管 内	広 島	1,300	6,591	239	41,251	2,841	50,922	52,222	4,305	9,327
	山 口	737	4,814	206	17,612	1,616	24,248	24,985	2,898	5,801
	岡 山	307	5,162	164	25,142	3,334	33,802	34,109	2,966	10,597
	鳥 取	165	1,477	50	6,640	526	8,693	8,858	798	2,397
	松 江	12	2,204	30	9,508	895	12,639	12,649	858	3,504
小 計	2,521	20,248	689	100,153	9,212	130,302	132,823	11,825	31,626	

□ 全被疑者の検察庁管内別

(昭和28年)

管内別	訴 小 計	不 起 訴		中 止	理 へ 送 致				処 理 計	未 処 理	
		起 訴 猶 予	その他		検察庁 相互間 の送致	家庭裁 判所へ 送致	その他	小 計			
東 京 管 内	193,609	104,721	14,878	119,599	6,510	67,299	29,348	—	96,647	416,365	46,946
	20,272	26,186	2,169	33,355	684	16,776	5,822	—	22,598	76,909	2,745
	19,742	24,780	3,697	28,567	269	13,258	4,440	—	17,698	66,276	848
	17,757	12,991	2,825	15,816	390	10,915	3,762	—	14,677	48,640	628
	12,905	13,347	2,280	15,627	377	8,018	3,215	—	11,233	40,142	57
	10,149	18,747	1,477	20,224	116	7,618	2,410	—	1,028	40,517	1,416
	9,870	9,372	1,511	10,883	240	6,241	2,981	—	9,222	30,215	1,483
	12,074	8,208	1,881	10,089	510	4,764	3,990	—	8,754	31,427	819
	4,401	5,292	1,105	6,397	153	2,317	1,366	—	3,683	14,634	185
	6,795	8,415	1,648	10,063	732	3,434	1,581	—	5,015	22,605	260
8,542	12,865	1,935	14,800	241	3,302	2,233	—	5,535	29,118	409	
316,116	245,014	60,406	285,420	10,222	143,942	61,148	—	205,090	816,848	55,796	
大 阪 管 内	58,757	75,476	6,178	81,654	6,515	71,520	18,170	—	89,690	236,616	30,127
	22,266	8,593	3,047	11,640	1,685	7,644	3,390	—	11,034	46,625	1,289
	33,129	43,371	5,362	48,733	6,411	22,141	8,512	—	30,654	118,927	1,034
	3,790	3,127	828	3,955	128	2,360	788	—	3,148	11,021	612
	3,147	2,427	388	2,815	505	2,349	609	—	2,958	9,425	43
	6,150	4,734	749	5,483	235	2,292	1,138	—	3,430	15,928	231
	127,239	137,728	16,552	154,280	15,479	108,306	32,607	1	140,914	437,912	33,336
名 古 屋 管 内	19,533	17,819	3,652	21,471	960	12,275	8,175	—	20,450	62,414	1,168
	7,521	14,155	1,087	15,242	422	6,054	1,533	—	7,587	30,772	191
	6,468	4,595	998	5,593	461	5,235	1,560	—	6,795	19,317	22
	3,742	5,711	713	6,424	79	1,735	685	—	2,420	12,665	171
	3,555	4,080	827	4,907	140	1,620	791	—	2,411	11,013	27
	5,532	3,458	1,330	4,788	131	2,758	825	—	3,583	14,034	56
46,351	49,818	8,607	58,425	2,193	29,677	13,569	—	43,246	150,215	1,635	
広 島 管 内	13,632	21,513	4,148	25,661	852	6,739	4,984	—	11,723	51,868	354
	8,699	5,241	2,068	7,309	544	4,925	2,504	5	7,434	23,986	999
	13,563	8,644	2,260	10,904	491	5,598	3,216	—	8,814	33,772	337
	3,195	2,956	482	3,438	51	1,377	765	—	2,142	8,826	32
	4,362	3,547	903	4,450	217	2,503	1,112	—	3,615	12,644	5
43,451	41,901	9,861	51,762	2,155	21,142	12,581	5	33,728	131,096	1,727	

管内別	受理処理 前年末 未処理 の繰越	昭和28年中の受理						受 理 計	起	
		検察庁 相互間 の受送	家庭裁判 所からの 送致	通常司法 警察員か らの送致	その他	小計	公判 請求		略式命 令請求	
福岡管内	福岡	2,114	9,583	394	72,034	6,947	88,958	91,072	9,687	26,886
	佐賀	290	2,638	48	20,986	1,295	24,967	25,257	1,738	9,396
	長崎	943	4,948	92	29,206	3,775	38,021	38,964	2,995	11,349
	大分	—	2,691	84	11,359	2,897	17,031	17,031	1,704	3,807
	熊本	577	3,474	70	27,911	1,581	33,036	23,613	3,215	9,903
	鹿見島	553	2,979	81	14,821	5,457	23,338	23,891	1,874	4,926
仙台北管内	宮崎	318	2,544	79	11,024	5,101	18,748	19,066	1,552	4,012
	小計	4,795	28,857	848	187,341	27,053	244,099	248,894	22,765	70,279
	仙台	1,357	3,729	76	23,475	4,290	31,570	32,927	1,826	7,531
	福島	1,949	4,398	186	30,496	6,722	41,802	43,751	1,758	8,556
	山形	599	2,394	45	17,097	1,348	20,884	21,483	1,021	4,602
	盛岡	705	2,295	34	12,362	605	15,296	16,001	1,216	4,623
札幌管内	秋田	290	2,307	35	12,751	941	16,034	16,324	922	4,595
	青森	1,063	2,441	56	14,008	2,792	19,297	20,360	1,090	4,140
	小計	5,963	17,564	432	110,189	16,698	144,883	150,846	7,833	34,047
	札幌	1,370	4,378	115	30,268	1,822	36,583	37,953	3,486	6,461
	函館	194	1,370	54	7,578	780	9,782	9,976	731	1,668
	旭川	94	1,923	40	11,712	1,607	15,282	15,376	1,234	2,268
高松管内	釧路	270	1,644	41	12,015	940	14,640	14,910	1,366	2,824
	小計	1,928	9,315	250	61,573	5,149	76,287	78,215	6,817	13,221
	高松	205	2,612	26	12,297	743	15,678	15,883	1,490	4,275
	徳島	82	1,986	33	7,553	1,667	11,239	11,321	846	3,486
	高知	91	2,019	47	7,400	3,426	12,892	12,983	1,561	3,131
	山小計	509	4,372	50	16,725	1,857	23,004	23,513	1,783	4,998
合計	66,342	341,633	5,387	1,648,442	108,416	2,103,878	2,170,220	120,429	589,260	
参照	昭和27年	64,087	298,663	6,578	1,360,316	118,245	1,783,802	1,847,889	136,672	402,856
	昭和26年	72,912	361,460	8,696	1,561,589	119,284	2,051,029	2,123,941	144,110	427,920
	昭和25年	150,499	348,372	2,571	1,565,863	71,313	1,988,119	2,138,618	155,976	405,145
	昭和24年	120,709	421,968	3,563	1,610,134	55,545	2,091,210	2,211,919	170,135	378,202

訴 小計	不 起 訴			中 止	理 他 へ 送 致				処 理 計	未 処 理
	起 訴 猶 予	その他	小計		検察庁 相互間 の送致	家庭裁 判所へ 送致	その他	小計		
36,573	24,995	7,692	32,687	2,462	9,205	8,966	—	18,171	89,893	1,179
11,134	7,574	1,214	8,788	108	3,608	1,448	—	5,056	25,086	171
14,344	10,680	4,272	14,952	889	5,038	3,089	—	8,127	38,312	652
5,511	5,264	1,865	7,129	215	2,625	1,551	—	4,176	17,031	—
13,118	9,024	2,628	11,652	1,153	3,797	3,069	—	6,866	32,789	824
6,800	7,400	3,118	10,518	487	3,201	2,513	—	5,714	23,519	372
5,564	6,222	1,044	7,266	1,759	2,708	1,752	1	4,461	19,150	16
93,044	71,159	21,833	92,992	7,073	30,182	22,388	1	52,571	245,680	3,214
9,357	13,186	2,634	15,820	744	3,853	2,111	—	5,964	31,885	1,042
10,314	20,773	3,202	23,975	469	4,926	3,134	—	8,060	42,818	933
5,623	10,713	859	11,572	205	2,511	1,360	—	3,871	21,271	212
5,839	4,383	909	5,292	328	2,753	1,289	—	4,042	15,501	500
5,517	5,232	1,002	6,234	146	2,534	1,547	—	4,081	15,978	346
5,230	5,830	3,722	9,552	574	2,462	1,761	—	4,223	19,579	781
41,880	60,117	12,328	72,445	2,466	19,039	11,202	—	30,241	147,032	3,814
9,947	11,895	3,326	15,221	1,802	4,467	4,888	—	9,355	36,325	1,628
2,399	3,463	1,013	4,476	524	1,318	1,149	—	2,467	9,866	110
3,502	4,396	1,691	6,087	1,962	2,330	1,376	—	3,706	15,257	119
4,190	4,099	2,333	6,432	718	1,828	1,526	—	3,354	14,694	216
20,038	23,853	8,363	32,216	5,006	9,943	8,939	—	18,882	76,142	2,073
5,765	5,181	795	5,976	176	2,872	955	—	3,827	15,744	139
4,332	3,101	770	3,871	182	1,858	1,007	—	2,865	11,250	71
4,692	4,121	881	5,002	193	2,084	1,005	—	3,089	12,976	7
6,781	6,967	1,858	8,825	541	4,366	2,741	—	7,107	23,254	259
21,570	19,370	4,304	23,674	1,092	11,180	5,708	—	16,888	63,224	476
709,689	648,960	122,254	771,214	45,686	373,411	168,142	7	541,560	2,068,149	102,071
539,528	607,109	122,037	729,146	52,243	312,084	148,508	34	460,626	1,781,543	66,346
572,030	727,241	123,859	851,100	92,684	376,764	167,088	188	544,040	2,059,854	64,087
560,921	816,851	132,055	948,906	96,241	373,227	86,411	—	459,638	2,065,706	72,912
548,337	736,061	115,145	851,206	108,948	470,857	82,081	—	552,938	2,061,429	150,490

被疑者の受理及び処理状況

人員区分	前年末未処理の繰越	昭和28年中の受理				小計	受理計
		検察庁相互送致の受送	家庭裁判所からの受送	警察からの送致その他			
刑	公務執行妨害	28	26	3	289	318	346
	騒擾	14	—	1	20	21	35
	放火	19	8	3	44	55	74
	住居侵入	26	60	2	326	388	414
	文書偽造	42	16	—	183	199	241
	強制猥褻・強姦	4	7	3	90	100	104
	賭博・富	42	154	1	1,036	1,191	1,233
	殺人	7	3	6	118	127	134
	傷害	4	7	1	51	59	63
	致小の死他計	448	979	34	5,121	6,134	6,582
法	窃盗	452	986	35	5,172	6,193	6,645
	強盗	414	906	110	8,389	9,405	9,819
	致死傷・強姦他計	5	4	4	56	64	69
	盗	26	33	11	217	261	287
	致小の死他計	31	37	15	273	325	356
	詐欺	170	196	6	1,744	1,946	2,116
	恐喝	34	37	8	527	572	606
	構	25	77	2	408	487	512
	贓物関係	219	295	8	2,538	2,841	3,060
	その他の刑法犯	195	365	10	1,621	1,996	2,191
刑法犯の計	1,722	3,173	213	22,778	26,164	27,886	
特	暴力行為等処置に関する法律	17	9	2	156	167	184
	爆発物取締罰則	8	1	1	15	17	25
	銃砲刀剣類等所持取締令	20	56	1	241	298	318
	火薬類取締法	10	24	—	99	123	133
	行政協定に伴う刑事特別法	1	9	1	13	23	24
	外国人登録法	1,049	3,888	29	19,377	23,294	24,343
	出入国管理法	38	132	15	1,623	1,770	1,809
	麻薬取締法	43	104	2	398	504	547
	食糧管理法	191	1,257	20	3,430	4,707	4,898
	酒税法	302	1,316	25	3,620	4,961	5,263
法	煙草専売法	45	202	4	796	1,002	1,047
	関税	33	64	1	563	628	661
	外国為替及び外国貿易管理法	14	53	—	176	229	243
	破壊活動防止法	—	—	—	—	—	—
	その他の特別法	1,023	5,479	50	16,723	22,252	23,275
	犯特別法の計	2,794	12,594	151	47,230	59,975	62,769
	合計	4,516	15,767	364	70,008	86,139	90,655

註 罪名は受理人員については受理時の罪名により、処理人員については処理時の罪名によつた。

ハ 朝鮮人被疑者

(昭和28年)

起訴	不起訴			中止	他致	へ理	処理計	未処理
	起猶	訴予	その他					
106	92	46	138	12	68	324	22	
3	3	14	17	5	11	36	4	
23	4	9	13	1	29	66	5	
72	196	43	233	12	90	407	10	
64	54	43	97	9	31	201	38	
11	3	29	32	4	50	97	6	
683	160	148	308	46	160	1,197	32	
78	2	21	23	—	15	116	6	
42	5	2	7	4	7	60	3	
2,323	1,950	295	2,245	217	1,529	6,314	300	
2,365	1,955	297	2,252	221	1,536	6,374	303	
2,503	2,850	831	3,681	198	3,200	9,582	188	
22	—	20	20	5	15	62	11	
114	26	39	65	14	73	266	7	
136	26	59	85	19	88	328	18	
308	825	368	1,193	134	330	1,965	132	
158	161	91	252	11	147	568	36	
105	194	59	253	18	105	481	38	
880	1,064	468	1,532	93	455	2,960	103	
589	494	417	911	62	504	2,066	125	
8,084	8,077	2,943	11,020	845	6,819	26,768	1,066	
45	37	46	83	3	32	163	10	
4	2	10	12	2	7	25	7	
103	67	35	102	7	88	300	8	
50	22	20	42	8	30	130	4	
7	2	6	8	—	9	24	—	
3,080	6,288	1,868	8,156	6,876	5,645	23,757	606	
537	547	134	681	16	537	1,771	41	
322	14	111	125	18	56	521	22	
2,008	976	88	1,064	123	1,607	4,802	98	
2,211	440	418	858	398	1,564	5,031	219	
253	41	158	199	166	280	898	148	
253	44	207	251	50	68	622	29	
78	48	15	63	19	60	220	24	
—	—	—	—	—	—	—	—	
8,821	5,042	1,339	6,381	1,187	5,755	22,144	1,197	
17,772	13,570	4,455	18,025	8,873	15,738	60,408	2,413	
25,856	21,647	7,398	29,045	9,718	22,557	87,176	3,479	

名によつた。

被疑者の受理及び処理状況

罪名別	受理及び年齢別	前年末未処理繰越人員	本年中における受理人員				合計
			他検察庁より	家庭裁判所より	警察送致その他	小計	
刑	公務執行妨害	5	14	13	175	202	207
	公職執行妨害	7	—	2	22	24	31
	居住侵入	8	25	46	240	311	319
	文書偽造	3	75	5	1,100	1,180	1,183
	強盗	3	15	5	171	191	194
	強盗	34	103	72	1,867	2,042	2,076
	強盗	1	11	1	243	255	256
	強盗	14	24	118	375	517	531
	強盗	—	17	43	82	142	142
	強盗	193	888	267	11,004	12,159	12,352
法	強盗	193	905	310	11,086	12,301	12,494
	強盗	416	4,578	1,182	65,789	71,549	71,965
	強盗	2	12	71	339	422	424
	強盗	—	2	22	35	59	59
	強盗	—	1	16	38	55	55
	強盗	12	70	152	1,098	1,320	1,332
	強盗	14	85	261	1,510	1,856	1,870
	強盗	46	509	113	4,973	5,595	5,641
	強盗	25	160	75	2,688	2,923	2,948
	強盗	42	264	46	3,143	3,453	3,495
犯	強盗	11	80	19	1,326	1,425	1,436
	強盗	122	606	290	5,073	5,969	6,091
	強盗	944	7,454	2,558	99,781	109,793	110,737
	強盗	46	509	113	4,973	5,595	5,641
	強盗	25	160	75	2,688	2,923	2,948
	強盗	42	264	46	3,143	3,453	3,495
	強盗	11	80	19	1,326	1,425	1,436
	強盗	122	606	290	5,073	5,969	6,091
	強盗	944	7,454	2,558	99,781	109,793	110,737
	強盗	18	35	9	773	817	835
特別法	強盗	—	1	1	9	11	11
	強盗	20	162	16	1,843	2,021	2,041
	強盗	—	10	2	89	101	101
	強盗	—	1	—	51	52	52
	強盗	—	—	—	—	—	—
	強盗	34	512	119	1,686	2,322	2,356
	強盗	441	10,403	1,361	67,455	79,219	79,660
	強盗	513	11,129	1,508	71,906	84,543	85,056
	強盗	—	—	—	—	—	—
	強盗	—	—	—	—	—	—
合計	1,457	18,583	4,066	171,687	194,336	195,793	
参照	昭和27年	1,337	17,612	3,946	161,900	133,458	184,795
	昭和27年	120	971	120	9,787	10,878	10,998
	昭和26年	2,156	17,001	5,224	138,607	160,832	162,988
	昭和26年	431	1,619	230	10,741	12,590	13,021
	昭和25年	4,302	20,504	7,285	156,442	184,231	188,533
	昭和25年	879	2,828	379	14,166	17,373	18,252
	昭和25年	2,096	7,215	1,256	82,521	90,992	93,088
	昭和25年	6,383	16,882	875	96,276	114,035	120,418
	昭和25年	341	1,319	72	8,839	10,230	10,571
	昭和25年	975	2,035	93	10,047	12,175	13,150

註 参照の部における昭和25年の人員中上段に掲載したものは、14才台から17才台迄の

二の1 少年被疑者

(昭和28年)

本年中における受理人員のうち警察送致その他の欄に掲載した人員の年齢別									
14才台	15才台	16才台	17才台	小計	18才台	19才台	小計	合計	
2	1	9	26	38	41	96	137	175	
1	1	3	7	12	7	3	10	22	
23	40	27	36	126	51	63	114	240	
52	97	151	221	521	244	335	579	1,100	
9	10	16	26	61	40	70	110	171	
57	134	304	495	990	471	406	877	1,872	
5	2	19	30	56	62	125	187	423	
3	13	24	78	118	91	166	257	375	
1	4	3	17	25	27	30	57	82	
267	647	1,252	2,224	4,390	2,851	3,763	6,614	11,004	
268	651	1,255	2,241	4,415	2,878	3,793	6,671	11,086	
7,942	10,261	10,116	12,047	40,366	12,334	13,089	25,423	65,789	
9	9	30	69	117	105	117	222	339	
—	1	4	8	13	8	14	22	35	
1	—	1	6	8	18	12	30	38	
28	67	116	218	429	310	359	669	1,098	
38	77	151	301	567	441	502	943	1,510	
135	304	501	900	1,840	1,284	1,849	3,133	4,973	
86	195	385	581	1,247	686	755	1,441	2,688	
112	212	389	663	1,376	793	974	1,767	4,143	
63	97	162	278	600	271	455	726	1,326	
119	263	504	859	1,745	1,407	1,921	3,328	5,073	
8,915	12,358	14,016	18,789	54,078	21,101	24,602	45,703	99,781	
15	53	84	106	312	204	257	461	773	
—	1	2	4	7	1	1	2	9	
48	128	285	404	865	489	489	978	1,843	
3	8	6	19	36	23	30	53	89	
—	3	2	13	18	8	25	33	51	
41	108	199	325	673	472	541	1,013	1,686	
1,805	3,762	8,453	13,561	27,581	17,915	21,959	39,874	67,455	
1,912	4,063	9,031	14,486	29,492	19,112	23,302	42,414	71,906	
10,827	16,421	23,047	33,275	83,570	40,213	47,904	88,117	171,687	
10,134	15,336	21,698	31,587	78,755	37,953	45,192	83,145	161,900	
693	1,085	1,349	1,688	4,815	2,260	2,712	4,972	9,787	
11,524	14,825	19,254	25,226	70,829	31,390	36,388	67,788	138,607	
852	1,143	1,504	1,907	5,406	2,469	2,866	5,335	10,741	
13,539	18,174	20,740	28,029	80,482	36,099	39,861	75,950	156,442	
915	1,397	1,958	2,566	6,836	3,464	3,866	7,330	14,166	
11,344	15,853	23,346	31,978	82,521	40,603	55,675	96,278	178,799	
1,003	1,784	2,460	3,592	8,839	4,427	5,620	10,047	18,886	

少年であり、下段は当時少年法の適用を除外されていた18才台及び19才台の少年である。

被疑者の受理及び処理状況

人員区分 罪名別	処 理							
	起 訴		不 起 訴		中 止		他	
	A	B	A	B	A	B	検 察 庁 A	B
公務執行妨害	—	11	3	6	—	—	3	12
騒擾	1	3	1	1	—	1	—	—
放火	10	27	1	2	—	—	8	18
住居侵入	—	1	2	6	—	1	18	66
文書偽造	1	2	1	2	—	—	7	23
強制猥褻・強姦	23	39	14	44	1	—	43	60
賭博・富籤	—	1	—	—	—	—	3	16
殺人	25	92	3	8	—	1	8	16
傷害	4	40	—	—	—	—	3	11
傷害の他計	26	158	30	108	5	18	245	772
窃盗	30	198	30	108	5	18	248	783
窃盗の他計	144	705	136	260	51	69	2,409	2,326
強盗	19	55	—	17	—	1	7	8
強盗致死	9	19	1	—	—	—	—	2
強盗強姦	5	9	—	—	—	—	1	15
強盗の他計	18	140	6	24	—	1	28	58
窃盗の他計	51	223	7	41	—	2	36	83
詐欺	9	84	15	65	11	16	170	382
恐喝	10	45	4	22	2	8	57	117
横領	5	28	6	16	4	5	120	153
贓物関係	2	10	3	11	—	2	36	54
その他の刑法犯	21	187	20	108	2	9	212	606
刑法犯の計	332	1,656	246	700	76	132	3,378	4,715
特別法	1	7	3	10	2	3	16	27
暴力行為等処罰に関する法律	—	—	5	—	—	—	—	—
爆発物取締罰則	—	13	8	20	—	2	67	122
銃砲刀剣類等所持取締令	—	1	—	6	—	—	6	8
火薬類取締法	—	—	—	1	—	—	—	1
行政協定に伴う刑事特別法	—	—	—	—	—	—	—	—
破壊活動防止法	—	—	—	—	—	—	—	—
食糧管理法	26	57	5	15	4	10	173	395
その他の特別法犯	202	962	102	188	99	144	3,260	8,311
特別法犯の計	229	1,041	123	240	105	159	3,522	8,864
合計	545	2,622	331	838	135	223	6,459	12,959
男女計	16	74	38	102	46	68	441	620
	561	2,696	369	940	181	291	6,900	13,579

註 1 この表のA欄に掲げた人員は14才台から17才台の少年、B欄に掲げたものは18才台及び19才台の少年である。
2 受理後罪名に変更のあつたものは受理区分の表については受理時の罪名によつ

二の2 少年被疑者

(昭和28年)

人 員							未処理人員		
送 致		計		計			A	B	計
家庭裁判所	その他	A	B	A	B	計	A	B	計
33	131	—	—	39	160	199	—	4	4
14	7	—	—	16	12	28	—	2	2
121	118	—	—	140	165	305	3	4	7
514	564	—	—	534	638	1,172	—	4	4
57	95	—	—	66	122	188	1	1	2
932	820	—	—	1,013	963	1,976	41	29	70
55	175	—	—	58	192	250	—	1	1
116	242	—	—	152	359	511	3	4	7
14	53	—	—	21	104	125	1	1	2
4,455	6,361	—	—	4,761	7,417	12,178	42	78	120
4,469	6,414	—	—	4,782	7,521	12,303	43	79	122
40,101	25,269	—	—	42,841	28,629	71,470	92	118	210
112	182	—	—	138	267	405	—	1	1
11	31	—	—	21	52	73	1	3	4
7	16	—	—	13	40	53	—	—	—
409	593	—	—	461	816	1,277	17	12	29
539	826	—	—	633	1,175	1,808	18	16	34
1,816	3,006	—	—	2,021	3,553	5,574	10	17	27
1,262	1,366	—	—	1,335	1,558	2,893	7	12	19
1,355	1,720	—	—	1,490	1,922	3,412	6	5	11
602	707	—	—	643	784	1,427	3	3	6
1,652	2,950	—	—	1,907	3,860	5,767	39	141	180
53,638	44,410	—	—	57,670	51,613	109,283	266	440	706
299	450	—	—	321	497	818	—	4	4
4	4	—	—	9	4	13	—	—	—
858	907	—	—	933	1,064	1,997	2	3	5
33	49	—	—	39	64	103	—	1	1
16	25	—	—	16	27	43	1	2	3
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
673	958	—	—	881	1,435	2,316	5	12	17
27,812	37,743	—	—	31,475	47,348	78,823	69	280	349
29,695	40,136	—	—	33,674	50,439	84,113	77	302	379
78,709	79,757	—	—	86,179	96,399	182,578	318	710	1,028
4,624	4,789	—	—	5,165	5,653	10,818	25	32	57
83,333	84,546	—	—	91,344	102,052	193,396	343	742	1,085

才台及び19才台の少年である。
たが、処理人員については処理時における罪名によることとした。

未 処 理 被 疑 者

月 別	人員区分 庁の種類別	未 処 理 総 人 員	未 済		
			15日以内	1月以内	2月以内
1 月 末	地方(含支部)	44,493	10,045	7,846	6,034
	区 計	58,448	21,001	19,076	8,123
		102,941	31,046	26,922	14,157
2 月 末	地方(含支部)	47,577	9,149	7,534	9,197
	区 計	64,486	20,947	18,136	13,755
		112,063	30,096	25,670	22,952
3 月 末	地方(含支部)	47,096	9,604	7,255	7,768
	区 計	64,645	21,967	15,924	12,019
		111,741	31,571	23,179	19,787
4 月 末	地方(含支部)	50,731	11,579	7,329	8,261
	区 計	68,138	21,191	18,228	12,759
		118,869	32,770	25,559	21,020
5 月 末	地方(含支部)	60,478	14,668	9,638	10,190
	区 計	73,480	24,606	17,934	13,362
		133,958	39,274	27,572	23,552
6 月 末	地方(含支部)	55,259	11,454	7,334	9,719
	区 計	76,731	25,404	17,809	14,125
		131,990	36,858	25,143	23,844
7 月 末	地方(含支部)	53,114	11,113	7,048	8,259
	区 計	81,680	25,175	20,372	14,497
		134,794	36,288	27,420	22,756
8 月 末	地方(含支部)	54,987	10,215	7,102	8,960
	区 計	89,245	25,505	22,388	16,959
		144,232	35,720	29,490	25,917
9 月 末	地方(含支部)	52,470	9,554	7,129	8,160
	区 計	95,638	30,543	25,515	14,617
		148,108	40,097	32,644	22,777
10 月 末	地方(含支部)	48,574	8,548	6,547	7,814
	区 計	94,643	29,286	26,978	16,579
		143,217	37,834	33,525	24,393
11 月 末	地方(含支部)	45,227	8,356	5,388	7,062
	区 計	104,929	30,901	26,803	22,490
		150,156	39,257	32,191	29,552
12 月 末	地方(含支部)	27,544	4,252	3,353	3,727
	区 計	74,527	17,825	18,743	17,697
		102,071	22,077	22,096	21,424
平 均	地方(含支部)	48,963	9,878	6,959	7,929
	区 計	78,882	24,529	20,659	14,749
		127,845	34,407	27,618	22,678

の 未 済 期 間

(昭和28年)

期 間	(受理の日から各月末まで)					
	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	1年以内	1年を超える
1 月 末	3,624	2,894	2,265	2,040	6,031	3,714
	3,553	2,228	1,502	1,110	1,598	257
	7,177	5,122	3,767	3,150	7,629	3,971
2 月 末	4,586	2,875	2,292	1,805	6,162	3,977
	4,621	2,348	1,591	1,215	1,599	274
	9,207	5,223	3,883	3,020	7,761	4,251
3 月 末	5,744	3,315	2,148	1,616	5,839	3,807
	7,506	2,682	1,582	1,071	1,647	247
	13,250	5,997	3,730	2,687	7,486	4,054
4 月 末	5,522	4,171	2,483	1,899	5,629	3,858
	6,652	4,624	1,773	1,191	1,495	225
	12,174	8,795	4,256	3,090	7,124	4,083
5 月 末	6,285	4,078	3,278	2,230	6,005	4,106
	7,094	4,504	2,372	1,453	1,873	282
	13,379	8,582	5,650	3,683	7,878	4,388
6 月 末	6,255	4,545	3,037	2,590	6,132	4,193
	8,299	4,366	2,604	1,486	2,239	399
	14,554	8,911	5,641	4,076	8,371	4,592
7 月 末	5,751	4,274	3,471	2,477	6,532	4,189
	8,585	5,152	2,881	1,957	2,591	470
	14,336	9,426	6,352	4,434	9,123	4,659
8 月 末	6,072	4,477	3,342	3,029	7,266	4,524
	8,662	5,571	3,844	2,379	3,763	174
	14,734	10,048	7,186	5,408	11,029	4,698
9 月 末	6,183	4,293	3,266	2,678	7,138	4,069
	9,527	4,956	3,649	2,773	3,535	523
	15,710	9,249	6,915	5,451	10,673	4,592
10 月 末	5,241	4,372	3,088	2,686	6,629	3,649
	8,062	5,021	3,006	2,562	2,955	194
	13,303	9,393	6,094	5,248	9,584	3,843
11 月 末	5,154	3,841	3,191	2,342	6,479	3,414
	9,764	5,220	3,455	2,058	4,061	177
	14,918	9,061	6,646	4,400	10,540	3,591
12 月 末	2,986	2,413	1,933	1,830	4,308	2,742
	8,461	4,209	3,603	1,423	2,423	123
	11,467	6,622	5,536	3,253	6,731	2,865
平 均	5,284	3,796	2,816	2,269	6,179	3,853
	7,567	4,240	2,655	1,723	2,481	279
	12,851	8,036	5,471	3,992	8,660	4,132

昭和28年 参議院議員通常選挙関係
4月施行

1) 参議院議員選挙事犯受理区別表 (昭和28年10月31日現在)
全国地方検察庁

受理 総 員	左欄の内の受理区別									処 分 計	移 送 中 止	未 済
	検察官直受			検 察 官 認 知			警 察 官 送 致	移 送 再 起	其 他			
	告 告 自	密 告	風 評	他 取 事 件	発 覚 中	警 報 官 告						
10,876	人 7	人 7	人 —	人 10	人 —	人 840	人 257	人 7,896	人 1,859	人 8,851	人 2,024	人 1

2) 参議院議員選挙事犯被告人党派別表 (昭和28年10月31日現在)
全国地方検察府

起訴人員	左 欄 の 内									
	自由(吉)	自由(鳩)	改 進	緑 風	社会(右)	社会(左)	共 産	諸 派	無 所 属	其 他
2,776	人 763	人 24	人 328	人 120	人 68	人 56	人 —	人 16	人 1,383	人 —

3) 参議院議員選挙事犯資格別処分表 (昭和28年10月31日現在)
全国地方検察庁

資 格	処 分 総 員	左 欄 の 内				起 訴 人 員 の 内									
		求 判	公 式	略 訴	不 起 訴	懲 役	禁 錮	罰 金	科 料	無 罪	免 訴	公 訴 棄 却	其 他	未 済	
候 補 者	43	11	2	30	—	—	1	—	—	—	—	—	—	12	
総 括 主 宰 者	13	8	2	3	—	—	1	—	—	—	—	—	—	9	
出 納 責 任 者	25	11	2	12	—	—	1	—	—	—	—	—	—	12	
選 挙 人	7,881	692	1,621	5,568	43	51	386	—	1	1	1	—	—	876	
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 職 員	8	1	2	5	—	—	2	—	—	—	—	—	—	1	
そ の 他 選 挙 事 務 関 係 者	4	2	1	1	—	—	2	—	—	—	—	—	—	1	
官 吏 吏 員	286	46	121	119	1	—	94	—	—	—	—	—	—	72	
そ の 他	591	86	168	337	3	7	161	—	—	—	—	—	1	82	
計	8,851	857	1,919	6,075	47	121	648	—	1	1	—	—	—	21,065	

4) 参議院議員選挙罪名別処分表

(昭和28年10月31日現在)

全国地方検察庁

違反事項	受理 総員	起 訴				不 起 訴			中 止 移 送	処 分 総 計	未 済
		求 判	公 式	略 訴	小 計	起 訴 猶 予	其 他 不 起 訴	小 計			
買 取(221の1の1)	2,040	398	307	705	413	659	1,072	263	1,777	—	
選挙事務関係者の買取(221の2.223の2)	4	—	1	1	—	1	1	2	2	—	
言論買取(223の2)	2	—	—	—	2	—	2	—	2	—	
その他の買取	4,762	377	853	1,230	1,678	894	2,572	960	3,802	—	
選挙妨害(225~230)	66	2	4	6	29	17	46	14	52	—	
虚偽事項公表(235)	3	—	—	—	—	3	3	—	3	—	
新聞紙等の選挙の公正を害する罪(235の2)	1号	2	—	—	—	2	2	—	2	—	
2号	3	—	2	2	1	—	1	—	3	—	
3号	7	—	3	3	2	2	4	—	7	—	
4号	1	—	—	—	—	1	1	—	1	—	
不正投票(237)	29	—	8	8	4	5	9	12	17	—	
その他の実質犯	4	—	1	1	1	1	2	1	3	—	
事前運動(239の1)	296	11	39	50	140	68	208	38	258	—	
戸別訪問(239の3)	1,424	14	396	410	570	92	662	352	1,072	—	
文書图画頒布(243の3)	1,096	41	205	246	492	189	681	169	927	—	
文書图画掲示(243の4)	260	1	14	15	153	68	221	24	236	—	
新聞紙雑誌の頒布掲示(243の6)	11	1	1	2	6	2	8	1	10	—	
演説会の禁止違反(243の8の3)	5	—	1	1	1	2	3	1	4	—	
その他の運動違反	781	9	74	83	434	90	524	174	607	—	
収入支出違反(246~249)	29	3	3	6	15	5	20	2	26	1	
政党等の政治活動違反(252の2)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
国家公務員法違反(110の1の19)	26	—	5	5	9	3	12	9	17	—	
合 計	10,876	857	1,919	2,776	3,959	2,116	6,075	2,024	8,851	1	

5) 参議院議員全国区選挙罪名別処分表 (昭和28年10月31日現在)

全国地方検察庁

違反事項	処分別 総員	起 訴				不 起 訴			中 移 止 送	処 分 総 計	未 済
		求 判	公 式	略 式	小 計	起 猶	訴 予	其 他 不 起 訴			
買 収(221の1の1)	1,458	270	208	478	210	567	777	203	1,255		
選挙事務関係者の買収 (221の2, 223の2)	3	—	1	1	—	—	—	2	1		
言論買収(223の2)	2	—	—	—	2	—	2	—	2		
その他の買収	3,512	274	546	820	1,433	677	2,110	582	2,930		
選挙妨害(225~230)	53	2	3	5	23	14	37	11	42		
虚偽事項公表(235)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
新聞紙等 の選挙の 公正を 害する罪 (235の2)	1号 2号 3号 4号	1 2 3 —	— — — —	— 1 — —	— 1 — —	— 1 1 —	— — 2 —	— 1 3 —	— 2 3 —	— — — —	
不正投票(237) (237の2)	29	—	8	8	4	5	9	12	17		
その他の実質犯	4	—	1	1	1	1	2	1	3		
事前運動(239の1)	270	11	33	44	132	65	197	29	241		
戸別訪問(239の3)	1,186	12	338	350	475	91	566	270	916		
文書图画頒布(243の3)	1,009	40	191	231	453	178	631	147	862		
文書图画掲示(243の4)	10	1	1	2	6	2	8	—	10		
新聞紙雑誌の頒布掲示 (243の6)	5	—	1	1	1	2	3	1	4		
演説会の禁止違反 (243の8の3)	607	8	53	61	362	49	411	135	472		
その他の運動違反	21	3	2	5	12	3	15	1	20		
収入支出違反 (246~249)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
政党等の政治活動違反 (252の2)	26	—	5	5	9	3	12	9	17		
国家公務員法違反 (110の1の19)	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
合 計	8,446	621	1,405	2,026	3,266	1,728	4,994	1,426	7,020		

労働関係事件統計

イ 昭和28年度 労働関係事件月別人員統計表

年 月	区 分	旧 受 新 受	計	起 訴		不 起 訴		中止移送	計	未 済
				起 公 判 求	略 式 求	起 訴 予 猶	そ の 他			
昭和28年1月		537	365	20	49	47	28	90	234	668
2月		668	379	52	60	57	55	125	349	698
3月		698	317	64	64	48	48	134	358	657
4月		657	308	49	46	45	33	109	282	683
5月		683	454	48	55	49	35	96	283	854
6月		854	588	75	124	110	67	221	597	845
7月		845	549	61	98	95	55	170	479	825
8月		825	396	60	73	61	29	116	339	882
9月		882	379	52	85	85	35	155	412	849
10月		849	450	57	104	80	41	144	426	877
11月		873	386	45	83	111	29	144	412	847
12月		487	432	74	190	242	97	245	848	431
計		537	4,913	657	1,031	1,030	552	1,749	5,019	431

昭和28年度 労働関係事件法令別月別人員統計表

法令別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
労働関係調整法	—	(2)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2(2)
労働基準法	315(109)	357(111)	355(73)	344(79)	375(97)	518(186)	525(175)	530(164)	562(138)	589(137)	620(160)	655(189)	1,824(1,618)
船員法	6(4)	5(2)	3(2)	4(3)	6(5)	9(6)	6(6)	1	1(1)	1	5(4)	7(6)	41(39)
鉱山保安法	9(1)	10(2)	10(2)	6	11(5)	20(9)	20(4)	23(3)	18	21(4)	22(3)	21(10)	51(43)

法令別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
労働者災害補償保険法	8(2)	9(4)	8	7	11(4)	12(1)	17(5)	16(3)	20(4)	22(5)	22(5)	24(8)	47(41)
職業安定法	541(239)	638(248)	611(231)	565(208)	607(242)	704(296)	679(253)	628(220)	639(222)	649(298)	578(211)	559(214)	3,189(2,887)
失業保険法	—	2(2)	3(1)	3	2	1	2(1)	1	1	1	1	1	4(4)
国家公務員法	5(5)	6(3)	10(5)	17(10)	86(75)	144(86)	34(9)	11(3)	9(4)	4(2)	4(2)	8(5)	209(209)
地方公務員法	18(5)	18(5)	13(3)	17(8)	37(26)	32(4)	19(6)	9(3)	10(5)	11(4)	6(1)	—	83(70)

公安関係事件統計

イ 昭和28年度公安関係事件統計表(月別)

年	区 分 月	旧受	新受	計	起		訴		不 起 訴		中止移送	計	未 済
					求 公 判	求 略 式	起 訴	起 訴 猶 予	そ の 他				
昭和28年	1月	223	114	337	21	—	15	24	4	64	273	267	
	2月	273	105	378	13	2	39	10	10	74	304	267	
	3月	304	168	472	36	1	34	11	44	126	346	267	
	4月	346	63	409	39	—	67	6	13	122	287	267	
	5月	287	69	356	25	1	9	8	34	77	279	267	
	6月	279	82	361	28	—	62	9	16	115	246	267	
	7月	246	125	371	40	—	63	28	31	172	199	267	
	8月	199	215	414	44	1	29	20	10	104	310	267	
	9月	310	115	425	66	6	57	59	37	224	200	267	
	10月	200	123	323	27	7	47	15	8	104	219	267	
	11月	219	256	475	40	3	31	29	6	109	366	267	
	12月	366	126	492	51	9	110	23	32	225	267	267	
計		223	1,561	1,784	427	30	563	252	245	1,517	267	267	

備考 新受理1,561人の内訳は「通常司法警察職員より送致」1,264人、「他の検察庁より送致」71人、「家庭裁判所より送致」9人、「その他」208人である。

□ 昭和28年度公安関係事件統計表

(法条別)

法条別	区 分		計	起 訴		中止移送	計	未 済			
	旧受	新受		求 公 判	求 略 式						
刑	95条 (公務執行妨害)	2	109	111	42	—	40	1	13	96	15
	96条 (封印破毀)	—	1	1	—	—	—	1	—	1	—
	103条 (犯人蔵匿)	—	1	1	—	—	—	1	—	1	—
	106条 (贓住建造)	35	64	99	22	—	11	42	14	89	10
	108条 (現物の放火)	—	1	1	1	—	—	—	—	1	—
	125条 (往来危険)	2	36	38	6	—	1	11	20	38	—
	129条 (過失往来危険)	—	7	7	2	—	—	1	3	6	1
	130条 (住居侵入)	4	111	115	19	—	53	1	22	95	20
	157条 (公正証書等記載文書の不実記)	—	20	20	2	3	15	—	—	20	—
	158条 (偽造公文書)	—	8	8	—	—	8	—	—	8	—
	172条 (誣告)	—	1	1	—	—	—	—	—	—	1
	204条 (傷害)	10	248	258	48	4	90	26	62	240	18
	208条 (暴行)	—	46	46	1	2	15	13	5	36	10
	220条 (逮捕監禁)	4	111	115	34	—	61	—	—	95	20
	222条 (脅迫)	2	2	4	—	—	2	1	—	3	1
法	223条 (強制)	—	52	52	7	1	31	10	3	52	—
	230条 (名誉毀損)	—	1	1	—	—	—	—	—	—	1
	234条 (威力業務妨害)	37	105	142	15	—	100	15	1	131	11
	235条 (窃盗)	5	3	8	3	—	1	4	—	8	—
	236条 (強盗)	1	6	7	3	—	3	—	1	7	—
	240条 (強盗致死傷)	—	10	10	5	—	—	—	5	10	—
	246条 (詐欺)	—	2	2	—	—	—	—	—	—	2
	256条 (赃物の運搬)	—	1	1	1	—	—	—	—	1	—
	258条 (公文書毀棄)	—	2	2	1	—	—	—	—	2	—
	260条 (建造物損壊)	—	30	30	18	—	12	—	—	30	—
	261条 (器物毀損)	—	16	16	—	—	—	1	—	1	15
	暴行	73	443	516	168	8	54	96	76	402	114
	力す	—	1	1	—	—	—	—	—	1	—
	行銃	13	56	69	22	—	15	15	14	66	3
	為る	1	39	40	—	—	37	1	2	40	—
等	1	3	4	—	—	2	2	—	4	—	
処罰	26	3	29	—	—	—	6	1	7	22	
に	7	14	21	6	2	6	5	2	21	—	
律	—	1	1	—	—	1	—	—	1	—	
令	—	3	3	—	—	3	—	—	3	—	
則	—	3	3	—	—	—	—	—	—	3	
法	—	3	3	—	—	—	—	—	—	3	
法	—	1	1	—	—	1	—	—	1	—	
計	223	1,561	1,784	427	30	563	252	245	1,517	267	

産業経済関係法令違反事件法令別受理並びに処理人員調

(昭和28年1~12月)

法令別	受		既				未					
	旧	新	受		起訴	不起訴	中止	送		計		
			通察他よ	他				公判請求	略式命令		他検察庁へ	他家裁判所へ
受	計	計	計	計	計							
1 工業所有権関係法	88	196	120	7	91	414	502	48	154	348		
2 不正競争防止法	9	26	8	1	4	39	48	7	19	29		
3 食糧管理法	2,687	186,817	82,868	1,880	19,209	239,774	242,461	84,964	239,804	2,657		
4 食糧緊急措置令	10	74	141	4	74	298	308	6	15	288		
5 食物統制令	86	761	209	182	2,408	3,510	3,596	286	8,569	27		
6 地代家賃統制令	25	46	12	1	86	145	170	14	162	8		
7 協同組合関係法	2	10	—	—	2	12	14	2	2	14		
8 証券取引法	12	9	7	8	1	20	82	12	81	1		
9 輸出品取捨法	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
10 漁業関係法	190	1,782	1,272	81	1,949	4,884	4,874	65	1,385	23		
11 商取引所法	—	—	4	—	—	4	4	1	1	4		
12 水産資源保護法	19	465	81	—	81	577	596	4	165	598		
13 輸出取引法	—	—	—	—	—	—	—	94	71	—		
14 その他	57	78	28	6	927	1,089	1,096	5	32	1,082		
15 国際不足物資臨時措置法	1	47	16	—	2	65	66	4	8	60		
合計	3,186	189,761	131,766	1,565	24,184	250,276	253,462	3,279	36,985	250,535		

財政関係法令違反事件法令別受理並びに処理人員調

(昭和28年1~12月)

法令別	区別	受		理		処		未						
		前未	年度	新	受	理	計	起訴	不起訴	中止移送				
											理	計	理	計
未	理	計	理	計										
国直	税	1,561	36,364	37,925	11,569	14,137	11,359	37,065	860					
間	税	51	119	170	54	48	14	116	54					
	税	18	68	86	35	27	6	68	18					
	税	32	47	79	19	19	5	43	36					
	税	—	—	—	—	—	—	—	—					
	税	—	—	—	—	—	—	—	—					
	税	1,510	36,245	37,755	11,515	14,089	11,345	36,949	806					
酒	税	989	30,081	31,070	9,488	12,425	58,636	30,549	521					
砂	税	7	215	222	177	24	15	216	6					
取	税	2	67	69	27	13	29	69	—					
印	税	280	4,687	4,967	1,313	1,326	2,236	4,875	92					
骨	税	9	24	33	7	10	15	32	1					
物	税	199	1,057	1,256	480	223	386	1,089	167					
揮	税	—	—	—	—	—	—	—	—					
え	税	24	114	138	23	68	28	119	19					
税	税	—	—	—	—	—	—	—	—					
地	税	18	72	90	4	3	3	10	1					
方	税	454	7,991	8,445	2,690	2,637	2,816	8,143	302					
取	税	423	7,337	7,760	2,390	2,380	2,694	7,464	296					
専	税	25	637	662	299	237	120	656	6					
	税	6	17	23	1	20	—	23	—					
	税	—	—	—	—	—	—	—	—					
	税	6	11	17	4	9	2	15	2					
計	計	2,039	44,449	46,488	14,284	16,826	14,198	45,308	1,180					

註 その他欄には消費税法、織物消費税法、取引高税法、旧入場税法を含む。昭和28年1月の報告により、取引所税法旧受中1件は印紙税法に、その他旧受中2件は取引所税法にそれぞれ変更されている。


為替及び貿易關係違反事件法令別受理處理人員調

年度	法令別	受理	處理			未濟
			起訴	不起訴	中止移送	
昭和28年	關稅法	2,063	699	803	459	102
	關稅法等臨時特例	61	6	34	18	3
	外國為替及外國貿易管理法	914	223	356	225	112
	外國為替等臨時特例	378	125	133	110	10
	計	3,416	1,053	1,326	810	227

金融關係法令別違反事件受理並びに處理人員調

(昭和28年7月~12月)

區別 法令名	受理			處理				未處理
	旧受	新受	計	起訴	不起訴	中止移送	計	
銀行法	15	—	15	—	—	—	—	15
相互銀行法	93	153	246	55	70	39	164	82
貸金業法	295	628	923	293	247	187	727	196
計	403	781	1,184	348	314	226	891	293



KE-1B
-66

317.23

317.23
H617h



K0007595